

平成27年第1回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月4日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前9時09分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
黒澤兵司君	6
小林正明君	14
○次会日程の報告	22
○散会の宣告	22
散会(午前10時29分)	22
第2日 3月5日(木曜日)	
○議事日程	23
○出席議員	24
○欠席議員	24
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	24
○職務のため出席した者の職氏名	25
開議(午前9時00分)	26
○開議の宣告	26
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	27

○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第 2 4 号、議案第 2 5 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第 2 6 号～議案第 3 1 号の一括上程、説明	8 4
○次会日程の報告	1 0 8
○散会の宣告	1 0 9
散 会 (午後 3 時 4 9 分)	1 0 9

第 3 日 3 月 6 日 (金曜日)

○議事日程	1 1 1
○出席議員	1 1 1
○欠席議員	1 1 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 1

○職務のため出席した者の職氏名	1 1 2
開 議 （午前 9時02分）	1 1 3
○開議の宣告	1 1 3
○議案第26号～議案第31号の説明	1 1 3
○次会日程の報告	1 2 3
○散会の宣告	1 2 4
散 会 （午前 9時52分）	1 2 4

第 9 日 3月12日（木曜日）

○議事日程	1 2 5
○出席議員	1 2 5
○欠席議員	1 2 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 6
開 議 （午前 9時06分）	1 2 7
○開議の宣告	1 2 7
○議案第26号の質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第27号の質疑、討論、採決	1 5 5
○議案第28号の質疑、討論、採決	1 5 8
○議案第29号の質疑、討論、採決	1 5 8
○議案第30号の質疑、討論、採決	1 6 0
○議案第31号の質疑、討論、採決	1 6 0
○閉会中の継続調査の申し出	1 6 1
○町長挨拶	1 6 1
○閉会の宣告	1 6 2
閉 会 （午後 零時03分）	1 6 2

千代田町告示第12号

平成27年第1回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月26日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成27年3月4日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	小 林 正 明 君
7 番	柿 沼 英 己 君	8 番	富 岡 芳 男 君
9 番	細 田 芳 雄 君	1 0 番	黒 澤 兵 司 君
1 1 番	青 木 國 生 君	1 2 番	福 田 正 司 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成27年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年3月4日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	坂本道夫君
経済課長 兼農業委員会 事務局長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君

兼 会 計 管 理 者 長	加 藤 政 一 君
教 育 委 員 会 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	大 澤 美 登 里
書 記	大 谷 英 希

開 会 (午前 9時09分)

○開会の宣告

○議長（福田正司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（福田正司君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の協議1件、条例の制定3件、条例の廃止2件、条例の改正9件、指定管理者の指定3件、補正予算5件、町道路線の廃止及び認定各1件、人事案件1件、平成27年度予算6件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり、「年金引き下げの流れを止めることを国に求める陳情書」の1件が提出されておりますので、報告をいたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、1件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成26年度10月分、11月分及び12月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（福田正司君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

4番 襟 川 議員

5番 金 子 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（福田正司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12日までの9日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（福田正司君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は2名とも一問一答方式で行います。

また、今会期中の町長発言については、自席による着座での発言を許可いたします。

最初に、議席10番、黒澤議員の登壇を許可いたします。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） おはようございます。議席番号10番、黒澤兵司であります。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

町当局におかれましては、諸事業や環境整備、生活の基盤となるサービス提供の確保等に日ごろよりご努力をいただき、敬意と感謝を申し上げます。

さて、県では、人口減や高齢化を見据えた都市計画が進められております。35市町村に策定を求めると言っております。県でまとめた基本方針、群馬まちづくりビジョンで本件は関東地方で最も高齢化率が高く、住宅地は分散し、人口密度は低いと分析し、公共交通が維持できない。また、空き家が増え、地域のつながりが崩壊して、人口減が加速するという悪循環に至ると想定しております。

本町においては、1977年町制施行以降は1万1,800人とどまり、増加傾向に陰りが出てきました。そこで、15年前ですが、人口2万人構想を掲げ、県企業局と自治体が組んで造成する住宅団地造成事業が始まったわけでありまして、ちょうど私どもが1期目で、この議会に入った年でもあります。それが2000年でありました。ここで買収、着工が始まりまして、2001年度から段階的に分譲していくと。過疎化をする可能性を懸念して、町の将来像と結びつけた先見的な計画でありました。

月日は流れて、事業計画にも多くの課題が生じてまいりました。そういう状況の中、まち・ひと・しごと創生法案や空き家対策特別措置法案が国会で可決、成立となりました。また、政府は、農地を工場や商業施設など別の用途に変える農地転用について、許可権限を地方に移譲する改革法案をまとめております。農地転用改革案のポイントといたしましては、農政省の指定を受けた市町村は都道府県と同じ権限を持てると、こういうふうになってきました。以上を踏まえて質問に入らせていただきます。

舞木土地区画整理組合に期限つき無利子貸付金3億7,000万の返済期間の5年が経過いたしました。期限つき無利子貸付金償還は完済となったのか、舞木土地区画整理組合についてお伺いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

舞木土地区画整理組合への無利子貸付金については、平成22年3月に事業終結に向けた再建策として議会の議決を経て、都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第3号による土地区画整理事業に要する資金として3億7,200万円、国が2分の1、町が2分の1の貸し付けを行いました。償還計画につきましては、平成24年度から平成26年度末の3年間での予定となっており、これまでの償還状況につきましては平成25年度末までに2億1,700万の償還を行いました。償還計画に対し3,100万円の滞納繰り越しとなりました。平成26年度では、保留地4区画の処分や公共施設用地の付け保留地処分が見込まれ、これまでに滞納繰り越額の3,100万円に対し、2,200万円の償還を行いました。また、3月末には滞納繰り越し残額900万円の完済と、平成26年度償還予定分1億2,400万円に対し、1,300万円の償還予定と伺っております。したがって、3億7,200万円の無利子貸付金に対し、平成26年度末で2億6,100万円の償還予定となっており、差し引き1億1,100万円が未償還となる予定と伺っております。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 期限経過としての債務について、6カ月以内に連帯保証人は私財をもって債務の全額の完済を誓約すると、こういうふうになっております。1億1,000万円について、まだ償還ができていないと。執行部の貸付責任者としての責任を伺いたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

昨年8月27日の全員協議会において、舞木土地区画整理事業の終結に向けた町の協力回答についてご協議、ご理解をいただきましたとおり、組合側としては組合解散までの期間、保留地価格の見直しも含め、貸付金の償還財源となるより多くの保留地処分を進めていただくとともに、組合再建策として議会及び組合員への事業費の不足額について、役員責任において負担するとの説明があった協力金については、事業進捗に当たり、役員報酬の廃止や役員による保留地除草作業、保留地販売等のほか、未同意者への対応について組合の努力により同意を取りつけ、工事施工に至ったことは、組合の自助努力として認められることであり、協力金約2,000万円については、現在の設定額の50%をめどに納付する努力をしていただきたいと思いますと考えております。

町といたしましては、組合で最大級の努力をした結果、最終的に処分できなかった保留地につきましては、町への物納による償還をあわせ、償還不納額について町が債権を放棄することも一つの方法と考え、最大限の協力をするものでございます。

貸付責任はとのご質問でございますが、議会の議決を経て貸し付けしたものでございますが、貸付者である町長の責任となります。借りたものはきちんと返すことが、借りた方の責任でもございますので、きちんと返す努力をしていただきたいと思います。今後も事業終結に向け、議会のご理解とご

協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 2つ目の質問についてでございます。都市計画道路事業、これについて伺います。

この事業は、5億4,300万円の事業費ということで予定されまして、今、進めているところかと思えます。ところが、大分遅れているということで、町のほうの言い分というのですか、考え方によりますと、要望額が減ってきたと、補助金が半分程度しかできないということで、進捗状況が遅れているわけでありまして。お金がないからできない、これは理屈かなと、こういうふうに思いますが、考え方を変えれば、必要性や重要性が薄く、真摯な取り組みが感じられないという人たちの意見もあるわけでありまして。事業計画の遅れや変更、責任転嫁をしているのではないかと、こういうふうに思われていますので、執行者のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

都市計画道路につきましては、都市計画法第4条の規定により、同法第11条第1項第1号に掲げる施設、いわゆる都市の骨格を形成し、機能的な近隣市町との公益的な連携など都市活動を確保するため、まちづくりに大きくかかわる道路のルート、幅員を将来の都市像を踏まえ、あらかじめ法定手続を経て決定された道路でございます。千代田町では、平成12年4月におおむね20年後の平成32年を見据えて6路線、約10キロメートルが都市計画決定されております。地権者との合意での計画ではとのご質問もございしますが、今、お話しさせていただいたとおり、地元区長からのご要望により地元調整がされ、実施する生活道路とは違って、関係地権者様の同意を得て決定したものではありません。

また、都市計画道路につきましては、都市計画決定から事業実施まで長期に及ぶため、あらかじめルート、幅員を決定させていただき、新たに支障となる建築物等の制限により、円滑な事業推進のため、ご協力いただくものでございます。現在、整備を進めております赤岩新福寺線につきましては、平成23年度から平成27年度の5カ年計画で事業認可を取得し、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、用地買収や建物補償等に着手しております。

しかしながら、再三お話しさせていただいているとおり、国においては東日本大震災の復興が第一優先でありますので、国庫補助金が要望額に対し、ここ4年間においては毎年半分程度となっておりますことや、用地交渉の難航による遅れが生じております。よって、現段階では、3年程度の遅れが想定されますが、今後も用地買収及び建物補償等のご協力をいただいた後、平成30年度の完成を目指し取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 続きまして、3つ目の質問に入りたいと思います。ふれあいタウンちよだの事業について伺いたしたいと思います。

平成26年度の住宅地分譲販売は予定どおりできたのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

ふれあいタウンちよだの分譲状況につきましては、平成27年2月末現在で総区画数307区画中156区画（50.8%）の分譲が進んでおります。うち西呂楽土地開発公社分につきましては、66区画中39区画（59.1%）の分譲となっております。平成26年度につきましては、昨年4月より消費税が8%引き上げとなったことから、消費を控える動きとなり、ふれあいタウンちよだのみならず、不動産関係について苦戦が強いられております。そのような状況下でございますが、本年度の分譲状況につきましては3区画となっており、必ずしも予定どおりとは言いませんが、今後も一区画でも多く分譲できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 3区画が売れたと、こういうお話であります。非常に販売率というのですか、毎年の予定がなかなか達成していないような、歩みの遅い何とかの歌がありますけれども、そんな感じを受けるわけでありまして、少しでも売れることは結構なことでありまして。

次に、今後、この分譲住宅完売に向けた効果的な促進対策はあるのか、それといつごろまで分譲販売は行っていくのか、その辺についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現在、ふれあいタウンちよだ商業用地造成工事を行っており、ジョイフル本田千代田店を核とした商業店舗誘致による集積を進め、ユーザー様の購買意欲をより一層高められるよう取り組んでまいりたいと思います。新たな試みとして、ジョイフル本田様のご協力により、同社が発行する約30万部の新聞折り込み広告にふれあいタウンちよだの分譲広告を掲載し、PRを行っております。また、今後も引き続き住宅展示場等のメーカー様や宅建業者様への営業、近隣アパートへのポスティング、不動産情報サイトへの掲載のほか、ふれあいタウンちよだ購入者からの紹介による個人紹介制度、宅建業者からの紹介による顧客紹介制度、近隣企業を対象とした販売提携制度、建築業者を対象とした卸分譲制度の活用により、県企業局と一丸となって、平成30年度を完売目標として取り組んでいるところでございますので、ぜひ議員の皆様のお力添えもいただければ幸いですと考えております。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 続きまして、質問を行います。新規工業団地計画について伺いたいと思います。半年に1回は地元説明会を開催すると言っておりました。約半年になろうかと思えます。いつを予定しているのか伺いたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

昨年9月に開催させていただいた地元説明会において、地権者、耕作者様からご要望をいただき、半年に1回は地元説明会を開催し、進捗状況等をお知らせさせていただくことになっておりますので、3月下旬ごろには開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 続きまして、質問に入らせていただきます。地方創生法施行による千代田町総合計画への効果ということについて伺いたいと思っております。

この議会関係のお話で、副町長も言うておりました。地方自治体に施策を委ねますと。一方では制限がありますと。地方創生法が理解できない私であります。地方創生法とは何か、また法施行による町事業の効果、こういうものについて伺いたいと思っております。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

国会において、地方創生の理念等を定めたまち・ひと・しごと創生法案と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する地域再生法の一部を改正する法律案の地方創生関連2法案が昨年の11月21日に可決、成立しました。この2つの法律は、人口減少、超高齢化社会を迎えている日本が、問題の解決に向けて取り組むためのものであります。政府としては、人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の危機意識の共有を図るとともに、50年後に1億人程度の人口維持を目指す長期ビジョンと、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年計画を総合戦略として示しております。今後、国と地方が総力を挙げて地方創生を推進し、地域住民の意識が変わっていけば、活力ある日本社会に向けて明るい未来が開かれていくという認識のもとに進められております。

さて、今回、国では、平成26年度補正予算より地域住民生活等緊急支援のための交付金による支援を決定しております。この交付金は2つの項目から成っており、各市町村の人口や財政力等により交付限度額が示されております。

まず1つ目としまして、地域消費喚起生活支援型とされるものであります。これは町が地域における消費喚起策等に対する事業を実施する場合に支援するものであります。国からプレミアムつき商品券を最優先として実施することが示されているため、本町としても主にプレミアムつき商品券事業を町商工会と連携し、予定しております。

2つ目として、地方創生先行型と称されるもので、これは地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と関連する優良施策等の実施に対して、平成27年度中に策定予定の計画に盛り込まれる事業でもあることを前提として国が交付金で支援するものであります。本町といたしましては、この交付金事業を活用して、地方版総合戦略の策定事業、少子化対策事業、観光定住促進対策事業の3事業を予定しております。国が示す今回の交付金の考え方は、国が推奨する施策などを例示することにとどめ、最終的にどのような事業をどのように組み合わせるかは、地域需要に応じた各地方自治体の判

断に委ねることとされております。

しかしながら、幅広い裁量性と同時に、事業成果の計測及び目標値の設定や効果検証など、事業が施策の実施責任を強く求めているのが大きな特徴であります。また、交付金はさまざまな制約が課されており、原則として職員人件費、新規性のない事業、国庫補助事業、建設地方債対象事業、いわゆるハード事業、その他貸付金や保証金等への充当などについては認められておりません。更に、政策5原則である自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視をもとに事業を考え、将来に向け、国の交付金等を見込まず、継続性のある事業を考えて実施していただきたいという国からの説明もあることから、今回の交付金はあくまでもその一助、最初の糸口ということでの交付と理解したほうがよいとされております。このことから、事業展開に当たっては、本町の将来への重い財政負担にならないよう配慮することが求められており、実質的には事業選択幅も限られてくるものと認識しております。地方創生による町総合計画等の事業への効果ということではありますが、地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的としております。

一方、町の総合計画は、町の総合的な振興、発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は、必ずしも同じものではありません。ただし、従来から推進しております子育て支援事業や観光振興、定住促進事業などについては、新たな視点からの事業展開を進めていけば、国からの交付金を活用して効果を出すことは可能であろうと考えます。しかしながら、あくまでも地方創生は、地方自治体が地域の人口対策や活性化対策を進める上での限定的な手助けをするだけのものです。根本的には、町が町の財源を使って将来に向けて何をするのか、そして活力ある人のにぎわうまちづくりが創出できるのか、それが今回求められる最大の課題であると理解しておりますので、全力を挙げてこの問題に対処してまいりたいと思います。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 片方では交付金をくれるというお話が出ています。しかし、町では、交付金、名目は違うと思うのですけれども、削減をまともに受けているわけです。町の長期計画、こういうものが停滞しているというふうに私は理解しているわけでありまして。人口問題や活性化に取り組んでいる町であります。国や県に対する現状の主張が甘いのではないかと、また町の存在感、あまり千代田町というのはイメージがなかなか湧いてこないと言われております。こういうことのアピールはどのようにしているのか。一方では交付金くれてどうのこうの、片方では交付金を削減されていると、何が何だかちょっと私にも理解しにくいというふうに思っているわけです。地方創生法や農地転用権限の移譲による町への影響、これを踏まえて、話聞いていますと、町長はお答えいただいたのかなという気もするのですけれども、考え方として町をどういうふうにアピールしていくのか、国や県に対してもう少し強い姿勢が必要ではないかなと、こういうふうに思いますけれども、所見を伺いたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

国からの補助金交付等につきましては、大震災以降、本町に限らず、どこでも厳しい状況にあります。町の長期的事業につきましては、一部の事業は影響を受けておりますが、その他の事業は順調に進捗しております。国、県に対する要望や主張が甘いのではというご指摘ではありますが、アベノミクス効果が大企業にとどまり、国全体にまで広がらない中、中央も地方も協力しながら、この難局を乗り切っていかなければなりません。大きな声で強く圧力をかけたとしても、ない袖は振れない状況ではないかと思えます。

しかし、新年度以降、国では地方創生特区の指定を行うとともに、少しずつではありますが、規制緩和を図るような動きもあるようでございます。町といたしましても、農用地に係る規制緩和等に対しまして、国に対して要望活動を行ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、新年度において策定する本町の地方版総合戦略が町の将来のための重要な道しるべになることから、支援事業や規制緩和を含めた議論を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 続けて質問させていただきます。空き家対策特別措置法、こういうものが施行されるということを伺っております。この空き家対策特別措置法とはどういうことなのか、また、その定義について伺いたいと思えます。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、本年の2月に施行となりました。その背景といたしましては、核家族化の進展や少子高齢化により、適切な管理が行われていない空き家等が増加し、防災や防犯、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況が考えられます。そこで、この法律は空き家の適切な管理を強く促し、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全とともに、空き家等の活用を推進するため、国が法的根拠を示し、地方自治体が空き家対策を行いやすくすることを目的としたものであると言えます。まず、空き家の適切な管理対策として、倒壊など著しく保安上危険、衛生上有害、景観を損なっているなどの状態にある空き家を特定空き家等と定義し、地方自治体は、その所有者に対し、状態改善の助言、指導、勧告、命令、行政代執行の措置がとれるように定められております。

次に、空き家等の活用対策としましては、空き家等のデータベースを整備し、空き家、その跡地の有効活用の促進を図ることが求められております。各対策を確実に実行するためには、国が定める基本指針をもとに、地方自治体はそれに即した空き家等対策の計画を策定する必要があるということでもあります。

しかし、本法律は施行されたばかりでございまして、税制上の措置もこれから示されると考えられますので、慎重に対応してまいりたいと思えます。そして、空き家の定義であります。同法第12条

に記載されております。空き家とは、建築物又はこれに附属する工作物であって、住居その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）とされております。少々わかりづらいですが、私は、以前は人が住んでいて、現在は長らく人が住んでいない住居を空き家であると認識しております。

以上です。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 空き家対策特別措置法が施行されました。昨年、総務省の統計では、全国で820万戸、これを突破している。廃案になって、倒壊のおそれやホームレスのたまり場だと、そんな住宅にもなっているということを言われています。私のところにも、空き家、家畜舎等の苦情、かなり出ております。窓枠の外れ、屋根のトタンの剥がれによる風にあおられての騒音、敷地内のごみ捨て場、こんなことが苦情として出てきておるわけであります。こういうものが少しでも少なくなつて、安全安心な町になればいいのではないかな、こういうふうに思います。

そこで、全国で355自治体が空き家対策関連の条例を施行していると。千代田町では、その対応や苦情、こういうものはどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

平成26年4月1日現在、国土交通省が公表した資料によりますと、全国で355の自治体において空き家対策関連の条例が施行されているようですが、本町の千代田町安全安心まちづくり推進条例も、その中に数えられております。この条例は、平成17年12月12日に施行されたもので、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、町、町民、事業者の責務を明らかにし、犯罪防止の基本的な事項を定めた内容であります。そして、同条例第12条において、空き地また空き家を所有し、また管理する者は、当該空き地また空き家について犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定しております。空き家等を適切に管理するのは、所有者や管理者の義務でありますし、責務でもあります。そのため、住民の方から苦情等により不適切な管理の空き家を確認した場合、所有者及び管理者に対して口頭もしくは書面にて改善をお願いしております。平成26年12月議会でも答弁させていただきましたが、町では空き家に限らず、道路への樹木のはみ出しや雑草の繁茂、虫の発生等についても、所有者等に連絡をとっております。

ちなみに、平成25年度実績によります関係所管から所有者等への是正依頼につきましては、空き地の管理に伴う事案が環境保健課から14件、道路への樹木のはみ出し事案が建設水道課から27件、農地の雑草管理に伴う事案が経済課、農業委員会から45件という実績でありました。社会経済の情勢が大変厳しい中、空き家等を管理することは経済的負担も重く、余裕のない方も多いと理解しております。しかしながら、防火、防災、防犯、環境衛生上の安全安心を鑑みますと非常に問題があり、周辺住民のお気持ちを察しますと誠に遺憾であります。いずれにいたしましても、空き家対策の推進に関する

特別措置法は施行されたばかりでございます。今後、特に空き家につきましては実態把握に努めるとともに、近隣自治体と連携を図りながら、適切な対応策を調査研究し、条例に関しましてももう一步踏み込んだ内容になるよう検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

なお、申し上げますが、申し合わせ事項に入っていますので、速やかにまとめに入ってください。

○10番（黒澤兵司君） 通告では7番というのが1つありましたけれども、これはまた別の機会に質問したいと思います。

質問はこれで終わりますけれども、執行機関関係の職員の皆様には、年度予算、それから議案作成等に真摯に取り組んでいただきまして敬意を表するわけでございます。住民福祉や環境整備も充実してまいりました。安全で安心できるまちづくりに一歩ずつ進んでいるのではないかなというふうに私自身も感じてきております。我々議員、議案が出たときに採決するわけでございます。期間内の契約実行を信頼し、賛同しているわけでございます。私たちの期待、また町民の要望等を裏切らないで、ぜひ執行部として頑張ってください、こういうふうに思いますので、ぜひそういうことを伝えて私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、10番、黒澤議員の一般質問を終わります。

続いて、議席6番、小林議員の登壇を許可いたします。

6番、小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） それでは、質問に入らせていただきます。議席番号6番、小林正明であります。

質問の項目としては、大きく2つございます。まず1つ目でございます。地方創生の推進について、そして2つ目、健康推進と高齢者支援についてお尋ねいたします。

国は、まち・ひと・しごと創生法案を制定し、平成26年12月27日にまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定いたしました。同じく11月19日の全国町村長大会において、地方創生の推進に関する特別決議が採択されました。安倍内閣においては、地方創生を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少克服と地域の活性化策に向けた対策を講じていくとのことでもあります。また、既に超高齢化社会が到来し、人口減少がとまりません。都市との経済格差、地方の疲弊が進み、待ったなしの状況となっております。国は団体自治から住民自治への比重を移してきております。このようなことから、一層地域自立を目指したまちづくりが本格的に問われる年となりました。具体的には、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2015年度中に各自治体の将来の人口ビジョンと総合戦略を策定するよう求めています。つきましては、以下のように質問させていただきます。

地方創生の推進について、その中で地方版人口ビジョンと総合戦略についてお尋ねいたします。千

代田町の人口減少問題の克服策についてお尋ねいたします。千代田町の人口については、過去10年を見れば多くの他市町村が人口減少する中で、横ばい、または微増であります。この要因としては、ふれあいタウンちよだ、舞木地区の住宅土地販売の効果があったと考える次第であります。今後とも懸命な努力をしながら、継続して販売推進をしていきましょう。

また、幸い千代田町においては、首都圏に近く、土地価格は比較的安価という大きなメリットがあります。これらのことから、人口ビジョンと総合戦略を考えてみれば、今、町が進めている施策での新規東部工業団地の造成、そしてジョイフル本田西側商業用地への商業施設の誘致などは、雇用の確保として大いに期待が持てるところであります。その面から見ると、人口ビジョンを人口減少問題の克服策として質問させていただきます。

まず、1つ目です。千代田町で暮らし始めたくなる、住み続けたくなる、家族を増やしたくなる、移住希望者に選ばれる地域、定住化推進、これらについてまずお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時56分）

再 開 （午前 9時58分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

○議長（福田正司君） ただいまの小林議員の質問に関しましては、通告と異なっておりますので、通告どおりの質問に戻っていただきますよう、もう一度お願いをいたします。

小林議員。

○6番（小林正明君） 人口減少問題の克服策についてお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

人口減少問題につきましては、日本創成会議人口減少問題検討分科会の提言を受け、大きくクローズアップされてきた問題であります。長期的な少子化問題の中で、日本の人口が減少していくことについては、多くの方が認識されているところでありますが、具体的に全国の自治体の出産適齢期の女性の人口が減少するデータが発表されますと、各自自治体ともその対応について待ったなしの対応が表面化してきております。人口減少問題への対応は、出生率を上げるか、他の地域から本町への転入者をいかに増やすか、町からの転出者を減らすこの3つの方法に限られてきます。このような中、本町におきましては、以前から人口減少に対処した町の事業といたしまして、舞木地区の土地区画整理事業と東部地区ふれあいタウン住宅団地の2つの事業を推進し、人口増加のために努力してまいりました。時代の変化の中で、非正規労働者の増加や給料の減少等、住宅を建設するには厳しい状況が続いておりますが、しかし少しずつであります、新築住宅が増えたり、アパートが建設されたりと人口

減少に歯どめがかかった状態になっております。

今後は、地方版総合戦略を策定する中で、新年度には人口減少問題に係る検討プロジェクトチームを設置し、工業団地造成による雇用の創出や子ども・子育て、高齢者の生きがい対策と他の地域から転入者が増え、出生率も向上するような元気の出るまちづくり、活性化するまちづくりに向け精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のお一層のご協力につきましてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 定住人口、移住者人口を増やして人口増加を図るためには、先ほども町長の答弁ありました雇用の確保、子育て、学校、教育、医療などの環境の充実、そして住みやすい地域環境づくり、子供、結婚、そして出産、育児、そしてその補完として医療の充実等でございます。住みたいまちづくりなどの定住・移住化推進支援などの魅力ある活性化施策が必要であります。特に定住者、そして移住希望者に選ばれる地域になるためにはどのようなものがあるのか、文化的で心豊かなまちづくりが必要であると思います。既存施設の整備はもちろん、千代田町次世代への町文化等の継承、保存、文化の発信基地、直産品の発掘、町への流入人口などを増やすための文化活性化を図る観光PR拠点の設置なども必要なことと考える次第であります。それら含めました人口減少問題検討プロジェクトチームについてのお尋ねをいたします。

人口減少対策に取り組む組織体制の整備と、今後の人口推移と課題についてお尋ねいたします。よろしくどうぞお願いします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） なお、一般質問の中で事前通告のなかったところ、文化や観光に係る部分につきましては、町と議会とのルール上の問題から答弁ができないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時03分）

再 開 （午前10時04分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） その点につきましては、総務課長より説明させます。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） ただいまの小林議員からご質問があった件でございますけれども、まず

人口減少の取り組み、対応策につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。議員発言の中に、文化的なまちづくり、あと観光拠点の設置が必要だというご指摘ございました。確かにその部分に関しましては、ご理解いたします。ただし、今、議論されている人口減少対策についてどうだということになってきますと、将来的にはそういったものも含めて必要ではあろうかと思いますが、直接的な今、何をしなければいけないかという部分、つまり病気にかかったときの特效薬は何かということになってきますと、先ほど議員がお話しになった点は少し遠い先の話ではないかなと、そんな感じもいたします。まず第一としては、直接的にいかにか人が増えるか、出生率が増えるか、転入者が増えるか、そのために町が何をすべきか、これを27年度中に町として真剣に取り組んで対応策を考えていくということでございます。

それと、その検討のための人口減少問題検討プロジェクトチームの設置ということでございます。先ほど町長のほうで発言あったと思いますが、27年度なるべく早いうちにプロジェクトチームをつくって、横断的に具体的な事業を提案して対応していくということでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 了解いたしました。つい一生懸命さもありまして、少しずれた質問をしたかと思いますが、失礼をお許してください。

続きまして、若い世代の支援策や具体的な戦略と取り組みについて、町の基本的なお考えと施策についてお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

若い世代への支援策につきましては、国の地域創生事業を活用しまして、まず子育て環境の整備として保育園や幼稚園の絵本、紙芝居等の充実を図りたいと思います。また、園児たちの情報社会への対応といたしまして、タッチパネルパソコン等の配置も考えております。一方、若い世代の結婚、出産、子育て支援としましては、図書館におきまして関連図書の拡充を図る予定であります。また、結婚前の若い世代が異性に触れ合う機会を提供するため、教育委員会においてヤングセミナー事業を実施しております。異性との交流を通し、生涯のパートナーに出会える機会を提供するため、更に事業推進を図りたいと思います。

子育て支援少子化対策につきましては、群馬県の新規子育て支援策の新聞報道がありましたが、保育所を利用する3歳未満児について、第3子以降、児童の保育料を無料にする市町村は2分の1補助を行うとありましたが、この制度につきましては千代田町としましても実施していく予定であります。また、本町では、第3子以降の保育所を利用する児童について、更に拡大した保育料の無料化につきまして検討を始めているところでございます。

一方、幼稚園でも、平成26年度より多子世帯の支援としまして、年少児3歳から小学校3年生まで

の範囲の中で、第2子については授業料半額、第3子については授業料全額免除となる幼稚園奨励費事業を実施しております。今後とも子育て支援少子化対策に全力を挙げて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。それでは、次の質問に入らせていただきます。

健康推進と高齢者支援についてお尋ねいたします。高齢者の増加、これはもう全国的な問題であります。先ほど黒澤議員の質問にございましたが、空き家対策の問題も大事でございます。そういった中で健康診断受診率の向上策についてお尋ね申し上げます。

その中で3つございます。後期高齢者健診の受診率についてお尋ねいたします。そして、基本健診、これは30歳から39歳、若い世代の方の受診率、そしてがん検診の受診率、これらについてまずお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

環境保健課所管の健診では、30歳から39歳までの方を対象とした基本健診を実施しておりますが、この受診率は約10%となっております。これは勤務先等での実施の把握が困難なため、30代全員を対象者としてカウントしていることによります。また、がん検診の受診率につきましては、胃がん検診が18%、以下肺がん検診53%、子宮頸がん検診34%、乳がん検診37%、大腸がん検診34%、前立腺がん検診が41%という状況であり、肺がん検診を除いては県や国が目標としている受診率50%には達していない結果となっております。また、住民福祉課所管の後期高齢者健診の受診率は32%、40歳から74歳までの国保特定健診の受診率は50%であります。集団健診におきましては、会場が大変混雑いたしますので、住民の皆様には申しわけなく思っているところでありますが、反省と工夫により誘導員を増やしたり、総合受付を設置して問診票の事前チェックをしたりするなど円滑な受診が行えるよう努めているところであります。また、待ち時間に座って待っていただけるように椅子の配備や番号札の配付をするなど、住民の皆様にはストレスがかからないように努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

がん検診の受診率を上げるためには、健診の重要性を含めまして、啓発や受診勧奨を続けていくことが大切だと考えております。なお、個別の策であります。特に子宮頸がん、乳がん、大腸がんの各検診につきましては、特定の未受診者に対し、国の補助事業を活用した無料券の配布事業を実施しておりますので、引き続き進めてまいります。また、後期高齢者健診や国保特定健診では、受診機会の拡大のために平成25年度から集団健診のほかに個別健診を始めております。個別健診の受診者はまだ100名足らずであります。選択の幅が増えることで、一人でも多くの方に受診していただきたいと思っておりますので、今後も制度の啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 続きまして、質問に入らせていただきます。千代田町における人間ドック受診助成金についてお尋ねいたします。他市町との差異について、あわせてご回答いただければと思います。

といたしますのは、先ほどがん検診の受診率の向上ということでご回答いただきました。まさしくがんの検診の受診率向上については、非常に大事なものがあります。それが、また精密に検診するためには、人間ドックの受診ということも効果的なことと思います。そういったことで、働き盛りの人たちががんにならないように、がんにならないような、そのためには受診率向上と人間ドックの受診助成金が少しでも多くなるように望むものでありますが、町としてのお考えを問いますので、お願いいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

国保の加入者、または後期高齢者医療保険の方が人間ドックを受診された場合、日帰り、一泊ドックとも1万5,000円を上限に助成を行っております。他市町村との差異ということでございますが、邑楽館林の各市町を見ますと、日帰りドックは1万5,000円が4町、2万円が2市町であり、一泊ドックにつきましては2万円から4万円の範囲でそれぞれ金額が設定されているようであります。現在、人間ドックの受診者は増えており、事業費を増額して対応しているところでございますが、今年度から町民の皆様にご理解、ご協力をいただき、税率改定をさせていただきましたことでもありますので、収支のバランスを見きわめまして、今後、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。それでは、次の質問に入らせていただきます。

独居高齢者への支援についてお尋ねいたします。現在、75歳以上の高齢者は何名でしょうか。そして、要介護者は何名でしょうか。また、緊急通報装置の設置台数、対象者数と設置数、現在の支援策と今後の対応策についてお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現在の75歳以上の高齢者数であります。今年の1月1日現在の調べでは1,357人です。また、ご質問の趣旨であります独居高齢者、ひとり暮らし高齢者となりますと、平成26年6月1日現在で65歳以上の方を対象に調査を行っております。65歳以上のひとり暮らしの方は265名でございます。ご質問の75歳以上の方は146名でございます。そのうち要介護は11名、要支援者は10名となっております。緊急通報装置の設置台数は85台です。そのうちひとり暮らしの高齢者の方は84台を貸

し出ししております。この装置の設置に当たっては、生活上、健康上に不安のあるひとり暮らし等の高齢者の方へ、生活不安の解消と人命の安全確保を目的に事業を行っております。この装置は、館林地区消防組合消防指令室と電話回線で直通となっております。休病や緊急な事態に迅速な救護体制を図ることができます。また、高齢者の持病、かかりつけ医療機関、緊急時の家族等の連絡先など個人的情報データが入っており、緊急時に的確な対応が図られるような仕組みとなっております。

75歳以上の高齢者を全戸訪問ということでございますが、ひとり暮らしの調査でも協力をいただいております各地域の民生委員・児童委員さんが、日ごろより必要に応じてひとり暮らし高齢者世帯の見守りや声かけを行っていただいております。また、触れ合いや安否確認等を目的に友愛訪問を町ボランティア連絡協議会が毎月開催し、町老人クラブでも年3回行っていただいております。そのほか東京電力や赤岩新聞販売所、生活協同組合コープぐんまなど多くの企業等も、業務中の見守りや異変があった場合の連絡等にご協力をいただいております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） いろいろ複合して書いたところがありますので、ちょっと質問の順序を前後したかと思えます。

最後の質問でございます。ひとり暮らしの高齢者福祉事業の内容についてお尋ねいたします。その全体像、今後の展開についてお尋ねいたします。

先ほどお答えいただいた部分もありますが、高齢者教室の充実、そして地域コミュニティーの形成、推進等でございます。高齢化社会を迎え、誰もが安心して老後が迎えられるよう、医療と介護の連携を強化、そして館林厚生病院等の地域医療介護総合確保計画策定になくてはならない病院であります。そういった病院の対策等ありましたら、お答えをお願いしたいと思います。それでは、回答をお願いいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

ひとり暮らしの高齢者福祉事業の内容についてでございますが、先ほどお答えさせていただきました緊急通報装置の貸し出し事業や冷蔵庫などに救急時に必要なかかりつけ医療機関や持病などの情報を記載したカプセルを配布する救急医療情報キット配布事業、火災警報器設置事業などのほか、社協に委託する事業として友愛訪問事業、給食サービス事業などがあります。このほか介護保険事業におきましても、生活指導員派遣事業などを行っておりますが、町といたしましても高齢化が進行する中、今後におきましてもひとり暮らし等高齢者福祉になお一層力を入れてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） もし回答できることがあれば、先ほど最後と言いましたが、お願いしたいと思います。もし回答できなければ、それで結構でございます。

高いレベルの医療の集積、先ほどちょっと申し上げましたが、館林厚生病院の充実化であります。特に難題は医師の招聘、周産期医療、産前・産後サポート等が重要であります。これら安心して子供を産み育てられる環境づくりに対するお考えございましたら、ご答弁をお願いいたします。なければ、それで結構でございます。ありがとうございます。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 担当課長から説明させていただきます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 先ほどのご質問の中の全体像ということをつまみまして、医療にも関係してきますけれども、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、厚生病院につきましては、これから全体像が出てきて、我々も確かな地域医療としての確立をしていただきたいと望むところでございますが、議員さんのお話全体の中でのまずひとり暮らし、高齢化が進む中、それと少子化が進む中という中の全体像でございますけれども、1つには地域福祉という言葉がキーワードになっていると私のほうは理解しております。そのほうにつきましては、今回、社会福祉協議会でも地域福祉活動計画と前向きに作成いたしまして、住民の皆様とともに地域福祉を確立していくという方向に進んでまいりたいと思います。

もう一つ、介護保険、医療保険というお話でお話がありましたとおり、おっしゃるとおり、介護保険計画が改正になりまして、介護保険法の改正がございまして、その中で地域ケアシステムということだとお察しいたしましたが、その中に地域医療が含まれているという考えでございます。つきましては、今後、町のほうでも総合支援事業と介護保険法に基づきまして進めていく中で、行政、それと地域医療、それと住民の皆様のご協力、そういうものをあわせて身近な地域社会の中で、健康寿命ということも前にもありましたけれども、そういうものを含めまして健康な状態で長生きをしていただいて、そして、その先に介護に陥らないでいただいて、なるべくそういう楽しく人生を送っていただくという意味で、厚生病院のことも含めまして広域でのお話、あるいは地域内でのお話ということで今後努力をして推進していきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） 2月の厚生病院の開棟式、それと内覧会ということで議員の皆様にはご足労をいただきまして大変ありがとうございました。3月9日から新しい病院での診療が開始されるという話でございます。先ほどの住民福祉課長の話の中で、医療の分野に関しましては厚生病院を中心に充実を図っていくということで、院長のほうからもお話がありましたので、その辺につきましては今後、新病棟、27年度で全部耐震の計画が終了いたしますので、今後は期待できるものと確信

しております。よろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） どうもご答弁ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（福田正司君） 以上で、6番、小林議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす5日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散 会 （午前10時29分）

平成27年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年3月5日（木）午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の制定 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 千代田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定 |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 千代田町保育の実施に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 千代田町議会委員会条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 千代田町行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第16号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第21 | 議案第21号 | 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 6 同意第 1 号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度千代田町一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度千代田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度千代田町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度千代田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度千代田町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	小 林 正 明 君
7 番	柿 沼 英 己 君	8 番	富 岡 芳 男 君
9 番	細 田 芳 雄 君	1 0 番	黒 澤 兵 司 君
1 1 番	青 木 國 生 君	1 2 番	福 田 正 司 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 谷 直 之 君
副 町 長	吉 永 勉 君
教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	川 島 賢 君
財 務 課 長	椎 名 信 也 君
住 民 福 祉 課 長	森 茂 人 君
環 境 保 健 課 長	坂 本 道 夫 君

経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	野 村 真 澄 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	加 藤 政 一 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	大 澤 美 登 里
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第26まで議了し、日程第27から日程第32までは町長の提案説明、引き続いて一般会計予算における各課長・局長の詳細説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福田正司君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(福田正司君) 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長(大谷直之君) 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります東毛広域市町村圏振興整備組合が平成27年3月31日限りで解散することにより、規約の変更を行うものでございます。

解散に伴う総合事務組合の財産に係る東広圏の持ち分については、事務を承継する団体が承継する、つまり太田市が承継することが附則に規定されております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(福田正司君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長(福田正司君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長(福田正司君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第2、議案第2号 千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第2号 千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、保育園・幼稚園等の利用者負担に関するもので、平成24年8月に成立いたしました、子ども・子育て支援法に基づき、これまで千代田町立幼稚園保育料徴収条例及び千代田町保育所保育料徴収条例により定めていた、保護者または扶養義務者が負担すべき費用（利用者負担）等について必要な事項を条例として制定いたしたく、上程するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） おはようございます。それでは、私のほうから議案第2号 千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例について、詳細説明をさせていただきます。

まず初めに、条例制定の背景でございますが、子ども・子育て支援新制度では、教育や保育の利用者負担のあり方が今までと変わって、市町村では国が定める水準を上限に子どもの教育、保育の必要性をもとに市町村が認定した区分ごとの利用者負担額を新たに設定することとなりました。

本条例では、新制度で教育、保育を受ける全ての子どもに対する形での利用者負担額と、その利用者負担を徴収する根拠等を定めるものとなっております。

それでは、お手元の議案書をご覧くださいまして、説明に入らせていただきます。まず、第1条は本条例の趣旨となっております。子ども・子育て支援新制度において、教育、保育の給付を受ける利用者が負担すべき費用に関する事項を本条例で定めることをうたっております。

第2条では、本条例で使われる用語の定義となっております。

第3条各号では、利用者負担額を設定する上で遵守すべき法の規定等を記載してございます。

第4条では、町の保育所、幼稚園で児童を保育した際は、その利用者から町が利用者負担額を徴収することを明記してございます。

第5条では、規則で納期を定めること。

第6条では利用者負担額の減免、第7条では条例施行に関しその必要な事項は規則で定めることをうたっております。

なお、附則につきましては、第1項は本条例の施行日を定めております。法の施行日が平成27年4月1日になっておりますので、本条例も平成27年4月1日に施行となる予定でございます。

第2項では、本条例施行に伴い既存条例の千代田町立幼稚園保育料徴収条例及び千代田町保育所保育料徴収条例を廃止することとしております。

第3項では、経過措置といたしまして、本条例施行前に千代田町立幼稚園保育料徴収条例及び千代田町保育所保育料徴収条例の規定により徴収する保育料につきましては、従前の例によるものとしております。

この条例によりまして、保育所、幼稚園の利用者負担について一体的に定めることとなりますが、第5条、第7条にもありますが、利用者負担額の詳細は規則で定めることとしております。現在保育園の保育料、これにつきましては今までも国の基準を下回った状態で設定をしてございます。今回も算定の基準が、国の指定により所得税から町民税に変わっておりますが、この内容に関しまして現状と同じになるように、設定を各階層で差が生じないように計算をされるように利用料の設定を調整してございます。

また、幼稚園の利用者負担につきましても同様に、保護者様の負担を考慮した利用料、この設定を今検討しているところでございます。更に、子育て支援、少子化対策、これを推進する目的で、保育園を利用する3歳未満児について第3子以降児童の無料化、これは県で行うものを実施していくということと、町独自で更に拡大した無料化について検討して、ここに載せていくというような考えでございます。しかし、減免部分等、国、県の指示がまだ詳細が不明瞭な部分がございます。その内容が確定し次第規則を定めていきたいと考えてございます。また、議員の皆様にも規則について今後説明をさせていただく所存でございますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

以上で、簡単ではございますが、本案の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第3、議案第3号 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第3号 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県と市町村が連携し、土砂等の埋め立て等につきまして必要な規制を行うことにより、土砂等による埋め立て等の適正化を図り、生活環境の保全と災害の発生を防止するために制定するものであります。

群馬県の条例では、3,000平方メートル以上の大規模な埋め立て等につきまして規制の対象としているため、本町におきましては500平方メートル以上3,000平方メートル未満の小規模な埋め立て等につきまして規制するものであります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） おはようございます。それでは、議案第3号 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをお願いいたします。まず、条例の構成でございますが、第1章総則から第5章の罰則まで5つの章立てとし、全部で31条の条と2つの項で構成しております。

第1章、総則でございますが、第1条から第5条の5つの条により、目的や用語の定義、町あるい

は埋め立てを行う業者及び排出する者の責務などを規定しております。

第1条の目的では、土砂等による埋め立て等につきまして、必要な規制を行うことで埋め立て等の適正化を図り、生活環境の保全及び町民の安全に資することを目的として定めております。

また、第2条では、この条例で使用する用語の意義を定めております。特に第3号では、小規模特定事業の定義につきまして、面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地の埋め立て等を行う事業と定めるものであります。

めくっていただきまして、2ページ中ほどの第2章、搬入土砂等の汚染の基準でございますが、第6条で土壌基準は環境基本法に規定する環境基準に準じて規則で定める旨を定めております。

続いて第3章、小規模特定事業の規制でございますが、2ページから12ページの上段までにかけてございますように、第7条から第21条までの15の条によりまして、小規模特定事業の許可を初め各届け出などの手続や違反したときの改善命令や許可の取り消し等、具体的に定めております。

7条に戻っていただきまして、7条でございますが、小規模特定事業の許可及び申請書類につきまして定めております。

4ページの第8条では許可の基準を定めておりまして、特に第1号のオからコまでにおきまして、暴力団が絡む事業者を排除する内容となっております。

次に、5ページの第9条では変更の許可について、次の6ページの第10条におきましては土砂等の搬入の事前届け出等について、7ページの第11条につきましては事業の完了等の手続、8ページの第12条では地位の継承につきまして定めるものであります。

次の第13条から9ページの第18条までは、事業施工における具体的な方法を規定し、施工管理者の設置や帳簿の整備等を定めており、特に第16条では定期的な土壌検査及び水質検査の実施と検査結果を義務づけるものであります。

9ページの第19条では、10ページにかけて改善命令等につきまして定めるもので、許可内容に違反している場合等、期間を定めて必要な改善、または事業の停止を命じることができる場合を定めております。

更に、11ページにかけての第20条では、許可の取り消し等ができる場合を定めるものであります。

第21条の措置命令につきましては、埋め立てられた土砂等による災害の発生を防止するために必要がある場合は、期間を定めて必要な措置を命じることができる旨を定めております。

次の12ページ、第4章、雑則でございますが、ここでは第22条から次のページの第26条までの5つの条によりまして、生活環境の保全または災害防止のための事業者等への協力要請のほか、埋め立て等の状況報告や立入検査、許可申請手数料等につきまして定めるものであります。

13ページの第5章、罰則でございますが、ここでは第27条から14ページの第31条まで5つの条により規定し、この条例で定める規定に違反した者に対する罰則と、第31条で違反行為の行為者を罰するほか、その法人についても罰するという両罰規定を定めるものであります。

なお、この罰則規定につきましては前橋地方検察庁の承認を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

最後に附則でございますが、第1項でこの条例の施行日は平成27年4月1日とし、第2項においてこの条例の施行の際、既に小規模特定事業を行っている者に対する3カ月間の経過措置を規定するものであります。

以上、議案第3号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議案第3号 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定、このことについてちょっとご質問申し上げます。

世の中には計画、実行、確認、処置、プラン、ドゥー、チェック、アクションがあります。計画、こうすることで法をつくって秩序ある整備をしようということでわかりました。実行は、主に業者がやるわけです。業者が埋め立て、その他をやるわけなのですが、それに至ってはいろんな規定に基づいてやるようにということが決められてあるので、安心するところです。違反した場合は、どのような処置をするかということも一番後段に書かれていますので、これも安心するところでございます。

それで、プラン、ドゥー、アクションはいいのですが、チェック、これの監視、指導はどのようにされますか、お伺いします。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） ご質問にお答えいたします。

先ほどの私のほうのご説明の中で、条例によりまして帳簿の備えつけや事業の途中、途中での報告、これを義務づけております。それに合わせて条例の中で町側の検査、これが義務づけられております。あるいは事情の聴取、その辺も義務づけてございますので、その辺はチェックをきちんとしていきたいと、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） ご説明のように、報告があれば問題ないと思うのですが、中にはそれは要らないという方もいらっしゃると思いますが、そういう報告があつて、あるいは埋め立てしたいのですがいかがいたしましょうと相談があれば指導にもよれると思うのです。ところが、それを無法地帯みたいに適当に積んでしまつて、あるいは掘削したり土砂を搬入した場合、それを見つけるのはどういう方法で見つけますか、それをちょっと

お伺いしたかったのです。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） あくまでもこの条例によりまして、この条例以外の部分につきましては違う、例えば農地法だとか都市計画法だとか、いろいろ法律がございます。それ以外の部分でそういう土砂が盛られている状況を、なかなか現実問題として見つけるのは大変でございます。ですから、やはりそういう情報を地元の区長さんや農業委員さん、そういう人たちからも情報を得るような形でいかななくてはならない部分があると思います。しかしながら、やはり町の職員、自分たちの担当といたしましては、当然町内に出た場合には周りの状況、町の状況は常に監視というか、自分の目で周りを見るということも大事だと思います。そのほか、また今ごみのほうの関係で環境パトロール等をシルバーに委託したりしておりますので、そういった中で少し業務を増やして監視の目を光らせていきたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 適切な説明をありがとうございました。よく理解できました。

千代田町の管理者、大谷町長、この後どうぞよろしくお願いします。

以上、終わります。管理をお願いしますということ。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第4、議案第4号 千代田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第4号 千代田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年6月に公布され、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新たに教育長に対して職務に専念する義務が課せられることとなるため、本条例で教育長の職務に専念する義務の特例について定めるものでございます。

また、経過措置としまして、現行の教育長が在職中につきましては、廃止前の条例が適用されることとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。議案第4号 千代田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定、これにつきましては過去の全協で説明をいただいておりますので、機能的で動きやすいシステムになるのかなということ歓迎するところでございます。

ただ、これは関係者、現在の教育に携わる方たちの中で事前に協議をされ、この課題の共有化はされていますか、それだけお伺いします。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

4月1日から教育委員会制度が改正されるわけですが、国の改正に基づいていろいろ全協でも規則改正、条例改正の一覧表をお配りしておりますが、そういう条例が改正するよということ国の方から指示がありまして、今回改正するわけです。そういう国の方からの指示ですので、この条例そのものはその指示に従って改正するもので、ただ条例見ていただきますと、第2条に職務に専念する義務が免除される項目が定められておりまして、3項では教育委員会が定める場合というのがあります。ですので、今後教育委員会、教育関係者と協議しながら、具体的な例については相談していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） わかりました。これからよく協議をしていただいて、今までなされていたことに対して不足のところがあつたらコンセンサスを進めていただけるように要望して、質問を終わり

ます。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 千代田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第5、議案第5号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第5号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長が特別職に変更となり、本条例の根拠規定が削除されることに伴い、この条例を廃止するものでございます。また、経過措置としまして、現行の教育長が在職中につきましては、廃止前の条例が適用されることとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第6、議案第6号 千代田町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第6号 千代田町保育の実施に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、保育園での保育が必要となる児童について、現在保育に欠ける事由を千代田町保育の実施に関する条例により定めております。しかし、今般児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の施行により、内閣府令において当該事由を定めることになりました。

これに伴い、本町におきましても当該条例により、児童が保育に欠ける事由を定めた千代田町保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決します。

議案第6号 千代田町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、原案どおり決することに

賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第7、議案第7号 千代田町議会委員会条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第7号 千代田町議会委員会条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、本町の関係する条例を一括して改正するものでございます。

また、12月に改正を行いました千代田町町長及び副町長の諸給与条例において期末手当の支給率を4月以降の職員期末勤勉手当の支給率と同様の率とするため、あわせて改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 議案第7号 千代田町議会委員会条例等の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員長職の廃止や新たな教育長の設置に伴い、関係条例の条文を整理するものであります。具体的な改正点につきましては、お手元に配付させていただきました新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の第1ページ、千代田町議会委員会条例の第19条において、出席説明の要求について定められておりますが、教育委員長職の廃止により、表記を教育長へ改めるものでございます。

1ページ下段にまいりまして、千代田町職員定数条例の第1条では、現行で引用している法律の条番号が法改正により変更となるため、修正を行うものでございます。

2ページ目をお願いいたします。千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す

る条例の別表におきまして各役職員の報酬額を定めておりますが、教育委員長職の廃止により、表記を削除するものでございます。

2 ページ目下段に参りまして、千代田町町長及び副町長の諸給与条例であります。法改正により設置される新たな教育長は特別職となることから、条例名を千代田町特別職の職員の給与に関する条例に改正し、教育長給与の定義を行います。

第1条では、特別職の給料額を列記しておりますが、新たに教育長を追加いたします。給料額につきましては、現行条例と同額でございます。

次ページをお願いいたします。第1条の2では通勤手当の支給対象者に、第2条では期末手当の支給対象者に、それぞれ教育長を追加するものでございます。

第2条第2項では、期末手当の額を規定しておりますが、昨年の12月議会で改正を行いました支給率を平準化するものでございます。具体的には、6月期を1.9月から1.975月へ、12月期を2.2月から2.125月へ変更するものであります。この支給率は4月以降における国家公務員の期末勤勉手当の支給率であり、町職員についてもこの後議案で同様の改正を提案させていただきたいと思っております。

第3条では、旅費の支給対象者に教育長を加え、別表の区分に教育長を追加するものでございます。

次ページをお願いいたします。こちらは、千代田町青少年問題協議会条例において委員として教育委員会委員を定めておりますが、法改正による新教育長は委員としての身分を有しなくなるため、新たに教育長を委員として位置づけるものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては平成27年4月1日からとしておりますが、現行の教育長の在任期間中においては従前の制度が適用となることから、附則第2条から第5条においてそれぞれ経過措置を規定いたしました。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。議案第7号についてご質問申し上げます。

千代田町議会委員会条例等の一部を改正する条例、この条文につきましては法にのっとり、法に照らして問題なく進められていると考えますので、何ら異論を申し上げるところではございません。

先ほどの質問と同じです。議案第4号と同じように、この条例を改正するに当たっては我々議会議員に説明があったのと同じように、教育委員会に対しても事前の説明、協議は必要ないでしょうか、そのような手順は踏んでありますか、円滑な移行のためにも必要な手順かと思っておりますので、お伺いします。

以上。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

全員協議会でお配りしました改正の一覧表、条例規則の一覧表につきましては教育委員会でも配付しまして、条例の細部にわたっては説明しておりませんが、こういうふうには制度改正があつてこういう条例規則が改正になりますということは説明しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 事務局長のご説明ですが、概要だけ説明してあつて詳細については説明がなかつたというふうにお見受けしますけれども、やはり大事な条例変更ですので、詳細な説明も関係者にはすべきだと、このように思います。これからやりますか、やりませんか、お伺ひします。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） お答えいたします。

概要というふうには捉えられましたのかと思いますけれども、条文一つ一つを細かくは説明しておりませんが、こういう規則はこういうふうには改正になりますというのは説明してあります。よろしくお願ひします。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 教育委員会機構の円滑な運営、人間の気持ちの整理といひますか、それを円滑にする意味でも、いろんな説明は手を加えながらしっかりやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第7号 千代田町議会委員会条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よつて、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第8、議案第8号 千代田町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第8号 千代田町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年6月に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、本町の行政手続条例においても所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 議案第8号 千代田町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、平成26年6月に公布されました行政手続法の一部を改正する法律により、権利利益保護の充実のための手続が整備され、平成27年4月1日より施行となります。この行政手続法の規定では、法律が根拠となるものが対象となり、町が行う条例等に基づく処分及び行政指導については適用されないため、千代田町行政手続条例に行政手続法に追加された手続を規定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元の資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

1 ページ目、最上段になりますが、目次に新たな章を追加するものでございます。これは、処分や行政指導を求める制度が法律に新たに規定されましたので、同様の内容を条例に定めるため、第4章の2、処分等の求めの文言を追加するものでございます。

第3条では、適用除外の範囲を定めておりますが、先ほど追加した第4章の2まで範囲を改めるものでございます。

第33条では、行政指導の方法を規定しておりますが、新たに第2項として許認可権限の根拠の明示を規定いたします。これは、町の機関が行政指導を行う際に、相手方に対し権限の根拠となる法令や条例等の条項を示すことを定めたものであり、改正後の法律と同様の手続となるよう規定するものでございます。

次ページをお願いいたします。34条の2として、行政指導の中止等の求めを規定いたします。こちらにつきましても、法改正により新たに定められた制度となりますが、行政指導を受けた相手方が法律や条例の要件に当てはまらない行政指導であると思う場合に、町の機関に再考を求める申し出を行

えるよう条例上の手続として位置づけるものでございます。

第2項では、書面による申し出の内容を定めるものであり、申し出者の氏名、住所、行政指導の内容や根拠条例、要件に当てはまらない行政指導と思う理由など、申出書に記載する内容を規定いたします。

第3項では、当該申し出が正当と認めるときに行政指導の中止や必要な措置をとるよう定めるものでございます。

次ページをお願いいたします。第34条の3として、処分の求めを規定いたします。こちらにつきましても法改正による新制度であり、住民が法令や条例違反をしている事実を発見した場合に、町の機関に対し適正な処分や行政指導を求めることができるよう条例上の手続を定めるものでございます。こちらについても、第2項で書面での申し出を定めており、申し出者の氏名、住所、違反の事実の内容、行われるべき処分内容や根拠条項、その理由など、申出書に記載する内容を規定いたします。

第3項では、当該申し出が正当と認めるときに、行政指導や必要な措置をとるよう定めるものでございます。

次ページをお願いいたします。こちらは、附則により千代田町税条例の一部を改正するものでございます。行政手続条例の改正により、税条例で引用している条項にずれが生じることになるため、当該部分の修正を行うものであります。本条例の施行期日であります、平成27年4月1日からいたします。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 千代田町行政手続条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第9、議案第9号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第9号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年12月に人事院勧告に伴う町職員の給与改定を行いました。平成27年4月1日以降の職員給与の取り扱いについて所要の改正を行う必要がありましたので、条例の改正を提案させていただきます。

また、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例につきましても同様の理由から、あわせて改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 議案第9号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、昨年12月の議会定例会において国の人事院勧告、群馬県の人事委員会勧告に準じた町職員の給与の引き上げや勤勉手当の引き上げ改定を行ったところでありますが、国、県における4月以降の給与の取り扱いに倣いまして町条例に所要の改正を行うほか、一部内容の見直しを行うものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。資料1ページの千代田町職員の給与に関する条例の第8条の2において、地域手当について定めておりますが、来年度群馬県に派遣する町職員が国の1級地の支給対象地区である東京23区に配属される旨内示がありましたので、新たに支給の条項を設けるとともに、国において級地の見直しがありましたので、既存の6級地を7級地に改めるものでございます。

続いて、第15条ですが、勤務時間1時間当たりの給与額について改めるものでございます。現行は、国家公務員の給与計算に準拠する条文となっておりますが、国家公務員と地方公務員では取り扱いが異なり、地方公務員にあつては当該部分は労働基準法が適用されるため、同法による計算式へと変更いたします。具体的には、勤務時間から祝日や年末年始の休日を控除する内容に改めるものであり、これにより超過勤務手当の単価が引き上げられますが、同時に欠勤等で給料を減額調整する際の単価

も引き上げられることとなります。

第2項では、再任用短時間職員について時間当たりの単価を定めるものでありますが、こちらは祝日等の控除は行わないこととしております。

第18条の勤勉手当ですが、次ページをお願いいたします。12月議会において職員勤勉手当の引き上げ改定を行った際、勤勉手当の年間支給率を一般職では100分の150、特定幹部職員、つまり課長職では100分の190とするため、一般職の支給率を100分の82.5、課長職では100分の102.5とそれぞれ改定をいたしましたが、6月期と12月期の支給率を国の取り扱いと同様に平準化するため、一般職では100分の75、課長職では100分の95へと改正いたします。

同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を、同様の理由により改めるものでございます。

附則第8条では、特定幹部職員の勤勉手当減額規定を改正するものでございます。55歳を超える特定幹部職員は、給料や期末勤勉手当などをマイナスする特例措置が行われておりますが、先ほどご説明をいたしました勤勉手当の支給率の改正に伴い、減じる額を算定するための率を改正するものでございます。

次ページをお願いいたします。こちらは、職員の給料表の一部を改めるものでございます。具体的には、下線が引いてあります6級の85号から93号、次ページに参りまして5級の94号から105号、4級の94号から109号までですが、こちらは来年4月以降に適用される国家公務員の給料表には存在しない部分となります。国においては、本年4月から給与制度の総合的見直しが行われます。今回の給料表引き下げ改定につきましては、群馬県や邑楽郡内の各自治体の動向を参酌し、4月からの実施は見送りとしたところではありますが、新しい給料表への移行を準備しつつ、町職員の給与を適正化するため、当該部分の削除を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。こちらは、改正文第2条において、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改めるものでございます。さきに職員の勤勉手当支給率の変更についてご説明いたしましたが、議員の期末手当の支給率は職員の期末勤勉手当の支給率と同率となっておりますことから、6月期の支給率を100分の197.5に、12月期の支給率を100分の212.5に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきたいと思っております。改正文の附則をご覧いただければと思っております。第1条で期日を定めておりますが、本条例の施行は本年4月1日からといたします。

附則第2条では、地域手当の支給特例について規定いたします。地域手当については、国の級地見直しが行われておりますが、平成29年度まで3カ年間は段階的な引き上げを行うこととされておりますので、同様の取り扱いができるよう規則委任を規定するものでございます。

附則第3条では、その他の規則委任を規定するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第9号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。
よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第10、議案第10号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。
大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第10号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名改正が行われることに伴い、この法律を参照する手数料徴収条例の整合性を図る必要が生じたため、条例の一部を改正し、平成27年5月29日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第11、議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の規定により策定する第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で推計した、平成27年度から平成29年度までの3カ年の介護給付費等の見込み額に基づき、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を改定するものでございます。

また、市町村が実施することとなった介護予防・日常生活支援総合事業について、法規定に基づき事業開始まで猶予期間を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、私のほうから詳細説明を申し上げます。

町では、現行の千代田町第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の計画期間が平成26年度で終了しますことから、新たに平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします第6期千代田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を現在策定しているところでございます。この中におきまして、今後3年間における介護サービスの見込み量、それに対して必要な保険料収入を推計しております。

平成27年4月以降、国では改正介護保険法の施行によりまして、介護保険制度のさまざまな改正が行われることとなってございます。この中で、介護給付費等の費用を賄う財源である介護保険料の負

担割合につきまして、高齢化の進行に伴い40歳から64歳までの第2号被保険者の負担割合を29%から28%に引き下げを行います。また、逆に65歳以上の第1号被保険者の負担割合が21%から22%に引き上げを行うということとなっております。町におきましても、高齢化の進行によりまして認定者数の増加やサービス利用者数の増加があります。介護サービスの見込み量が増えることが予測されておりますので、これから保険給付費のさらなる増加が見込まれる状況でございます。

また、介護保険料収入の余剰分を積み立てる介護給付費準備基金、これにつきましては第5期期間中に計画を上回る給付費の増加のため、基金の全額が取り崩しとなってございます。不足する保険料収入分を県の財政安定化基金から借り入れる状況であり、借り入れ分を含めまして第6期期間中に償還する必要があります。こうしたことを踏まえまして、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきまして、基準額で月額5,925円、年額にいたしまして7万1,100円の増額をお願いするものでございます。前回に比べ525円の値上げということでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元に配付させていただきました資料、新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。また、新旧対照表のほかに第5期及び第6期介護保険料の比較表もつけてございますので、あわせてご覧いただければと思っております。

では、資料1ページの第2条でございますが、保険料率を定める年度につきまして「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改めるものでございます。

また、保険料率を定める区分につきまして、従前は国が定める標準段階に準じまして6段階に区分しておりましたが、今般の制度改正に伴いまして、被保険者の所得に応じてよりきめ細やかな保険料率を設定するため、国の標準段階が9段階に改正されていることから、町におきましても国の標準段階に従いまして9段階に改めるものでございます。第7号から第9号まで新設いたしまして、所得に応じたきめ細かな段階区分を設定するとともに、それぞれの区分に応じた保険料年額を定めるものでございます。

各区分の内容でございますが、第1号は第1段階で、生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方、そして世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方が対象となりまして、保険料年額は基準額に対して料率0.5の3万5,500円に改めるものでございます。

第2号では第2段階で、世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の方が対象となりまして、保険料年額は基準額に対して料率0.75、5万3,300円に改めるものでございます。

第3号では第3段階で、世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える方が対象となりまして、保険料年額は基準額に対して料率0.75の5万3,300円に改めるものでございます。

第4号は第4段階で、世帯では町民税が課税されているが本人は町民税非課税で本人の前年の合計

所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方が対象となりまして、保険料年額は基準額に対して料率0.9の6万3,900円に改めるものでございます。

第5号は第5段階で、世帯では町民税が課税されているが、本人が町民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方が対象となりまして、保険料年額は基準額の7万1,100円に改めるものでございます。

第6号では第6段階で、本人が町民税課税であり、前年の合計所得金額が120万円未満の方が対象となりまして、保険料年額は基準額に対して料率1.2の8万5,300円に改めるものでございます。

第7号は第7段階で、本人が町民税課税であり前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方が対象となりまして、保険料年額は基準額に対して料率1.3の9万2,400円と定めるものでございます。

第8号は第8段階で、本人が町民税課税であり前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方が対象となりまして、保険料年額は基準額に対して料率1.5の10万6,600円と定めるものでございます。

第9号は第9段階で、本人が町民税課税であり前年の合計所得金額が290万円以上の方が対象となりまして、保険料年額は基準額に対して料率1.7の12万800円と定めるものでございます。

資料2ページの附則の第7条は新設でございますが、内容といたしましては、日常生活の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するため、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を平成27年4月から市町村で実施することが改正介護保険法で規定がされてございます。この事業では、これまでの介護予防給付としてサービスを提供していましたが介護予防通所介護、介護予防訪問介護、予防のデイサービス、それと予防のヘルパーですが、この2つのサービスが市町村事業として位置づけられることになりました。これらのほか、多様な主体によるさまざまな生活支援サービスを提供していくこととなっております。

法の規定では、原則として平成27年4月1日から開始することとされていますが、円滑な制度移行が行えるよう平成29年4月、一部事業につきましては平成30年4月までに、その開始期間が猶予されております。本町では、猶予期間内に多様なサービスのあり方をまず検討した上で条例を定める日から各事業を開始したいと思っておりますので、所要の規定を設けております。

具体的には、第7条第1項では法第115条の45第1項の事業、これは介護予防・日常生活支援総合事業でございます。事業開始を平成29年4月1日とするものでございます。同様に、第2項では在宅医療・介護連携推進事業について、第3項では生活支援体制整備事業について、第4項では認知症総合支援事業について、それぞれ事業開始日を平成30年4月1日とするものでございます。

最後に、附則といたしまして第1項では、この条例の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

第2項は、経過措置としまして、改正後の第2条の規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものとするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきますが、今後介護給付費のさらなる増加によりまして、第1号被保険者の皆様に大変ご負担をおかけすることとなります。介護保険事業の安定運営、これのためにご理解とご協力を賜ればと存じております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第12、議案第12号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第12号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の規定により平成27年1月に制定しました標記条例につきまして、条例で基準を定めるに当たり参照すべき国が示す基準を定める省令が平成27年4月に改正されることから、その内容に準じて町条例についても所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください

ますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから議案第12号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

この条例自体は、町にあります地域包括支援センターの業務について定めたものでございます。その一部改正がございました。

では、初めに条例改正の背景でございますけれども、指定介護予防支援等の基準につきまして、従来は全国一律に国の基準省令で定められておりましたが、平成25年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法、これによりまして指定基準を市町村の条例で定めることとなりました。このため、町では国が定める基準に従いまして、千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定し、平成27年1月、議会で決定いただきまして施行したところでございます。ですが、このたび条例のもととなっております国の基準省令が平成27年4月に改正が予定されております。この要件によりまして改正を行うものでございます。

なお、改正内容は全て国の基準省令に沿った内容としてございます。ですから、町独自の基準は設けてございません。このほか、さきの一括法によりまして県におきましても新たに群馬県の基準条例を設けました。このことから、町の条例も県の条例のほうに照らし合わせるような部分の変更、こういうものの改正を行うものでございます。具体的な改正点につきましては、お手元に配付させていただきました資料、新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。

資料1ページでございますが、ご覧いただきまして第12条では、担当職員が身分を証する書類を提示すべきことについて、「初回訪問時又は」の部分を「初回訪問時及び」に改めるものでございます。

第31条2項では、次の第33条において号のずれが生じることから、引用している号の番号を改めるものでございます。

資料2ページをお願いいたします。第33条では、改正前第12号から第26号まで1号ずつ繰り下げまして、新たに第12号を新設いたしますが、これは介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービスの担当者から個別のサービス計画、つまり介護予防の訪問介護計画や介護予防認知症対応型通所介護の計画などでございますが、これの提出を求めるものでございます。包括支援センターのほうで、話し合いの中でそういう個別の計画書を施設のほうから提示いただけるようにしていただくと、こういうものでございます。

資料3ページをお願いいたします。第28号も新設になりますが、制度改正によりまして介護保険上に位置づけられている地域ケア会議において情報の提供、その他協力の求めがあった場合にはこれに

協力するよう努めることとするものでございます。介護者等の要件を決めていく、あるいは報告する地域のケア会議におきまして、包括支援センターはその知り得た情報を開示するというものでございます。

最後に、この条例は平成27年4月1日から施行する旨を附則で定めるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第13、議案第13号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第13号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の規定により平成25年4月に制定しました標記条例につきまして、条例で基準を定めるに当たり参照すべき国が示す基準を定める省令が平成27年4月に改正されることから、その内容に準じて町条例についても所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから議案第13号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

初めに、条例改正の背景でございますが、地域密着型サービスの指定基準につきまして、従来は全国一律国の基準省令で定めておりましたが、平成23年5月及び8月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の第1次一括法及び第2次一括法によりまして、指定基準を市町村の条例で定めることとなりました。このため、町では国が定める基準に従いまして、千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例を制定し、平成25年4月に施行いたしました。このたび、条例のもととなっている国の基準省令が27年4月に改正されることから、所要の改正を行うものでございます。

なお、改正内容は全て基準省令に沿った内容となっております。町独自の基準は設けてございません。このほか、さきの一括法によりまして群馬県においても新たな基準が設けられています。これもあわせて改正を行うものでございます。具体的な改正点につきまして、お手元に配付させていただきました資料、新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1ページでございますが、目次中第9章の複合型サービスでございますが、サービスの普及に向けた取り組みの一環として、サービス内容が具体的にイメージできる名称として「看護小規模多機能型居宅介護」と改称されることから文言を改めるもので、以降条文中各該当箇所と同様の名称が出てきますが、これも改正を行うというものでございます。

第6条2項では、県条例の制定に従い引用箇所の文言を改めるもので、以降各文中の該当箇所について同様の改正を行うものでございます。

資料2ページをお願いいたしまして、同条第5項では夜間のオペレーターとして当てることができる施設及び事業の範囲について、併設する施設、事業所に加え、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するものでございます。

資料4ページをお願いいたします。第23条2項では、介護・医療連携推進会議と外部評価はともに第三者による評価という共通の目的があることを踏まえ、事業者が引き続きみずからその提供するサービスの質の評価を行い、これを市町村や包括支援センター等の公正、中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとなるものでございます。

資料5ページの第32条第2項では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護のサービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づきまして当該訪問看護事業所に行わせることを可能とするものでございます。

資料6ページをお願いいたします。第60条では、認知症対応型通所介護に関してリハビリテーションは心身機能、活動、参加などの生活機能の維持向上を図らなければならないことについて、サービスの基本方針に規定するものでございます。

資料7ページをご覧くださいまして、第63条では第4項を1つずつ繰り下げて新たに第4項を新設いたしますが、これは認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施する事業所について、指定を行った市町村への届け出を求めるものでございます。

第65条第1項では、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進することから、1ユニット3人以下に見直すものでございます。

資料8ページをお願いいたします。第78条の2につきましても新設でございますが、これは認知症対応型通所介護事業所について、サービスの提供により利用者に事故が発生した場合の事故報告の仕組みを設けるものでございます。

資料9ページをご覧くださいまして、第82条6項では、次の10ページに続きますが、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所について、その範囲に現行の併設する施設、事業所に加え、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するとともに、兼務可能な施設、事業所の種類について介護老人福祉施設や介護老人保健施設を加えるものでございます。

次に、資料11ページの第83条、それと12ページまで続きますが、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務をすることが可能とするものでございます。

資料13ページの第85条第1項では、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とするもので、また第2項第1号では登録定員が26人以上29人以下の小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間や食堂を合計した面積が利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とするものでございます。

資料14ページをお願いいたします。第91条第2項では、運営推進会議と外部評価はともに第三者による評価という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続きみずからその提供するサービスの質の評価を行い、これを市町村や包括支援センター等の公正、中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとするものです。

次に、15ページの第113条では、認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の標準につきまして、新たな用地確保が困難であるなどの事情がある場合は、3ユニットまで差し支えないことを明確化するものでございます。

資料17ページをお願いいたしまして、第135条は削除でございます。事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意を提出すること

が義務づけられていましたが、老人福祉法の改正によりまして前払い金を受領する場合はその算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていますことから、この要件を撤廃するとともに、第148条第2項、18ページをお開き願ひまして、第9号につきましては、先ほどの同意書提出義務の要件撤廃に伴い当該文書を保存の対象から除外するものでございます。

次に、第151条4項、資料19ページと同条第8項、資料21ページをお開き願ひまして第152条第1項第6号、そして資料22ページをお開きいただきまして第180条第1項第3号では、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められている対象について、現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または病院もしくは診療所に加えまして、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。いわゆる小規模特養というものです。

資料23ページの第9章では、全体にわたりまして冒頭の目次と同様ですが、「複合型サービス」の名称が「看護小規模多機能型居宅介護」に変更されることに伴ひまして、文言を改めるものでございます。

資料27ページをお開きいただきまして、第194条第1項では複合型サービスの定員を29人以下とするもので、また第2項第1号では登録定員が26人以上29人以下の複合型サービスの事業について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されていることについて、通いサービスに係る利用定員を18人以下にすることを可能とするものです。

最後に、この条例は平成27年4月1日から施行する旨を附則で定めるものでございます。

なお、この改正では町が指定を行うことができる介護保険の事業者として、指定、認定を行うことができる地域密着型サービス事業所、地域に密着した小規模の事業者、登録が25人程度というものでありますが、その改正でございまして、町で定めている部分について変えていくものです。現在町内に1カ所、他市町に7カ所を町のほうで指定してございまして、現在15人ほどの方が利用を行っております。

運営の、この趣旨の内容ですけれども、主なものとしまして25人と申しましたが、登録定員を29人ぐらいまで伸ばす、あるいは利用定員の枠を利用者の迷惑のかからない範囲で広げるといような規制緩和を行っている内容でございます。

また、看護職員や管理者が他に併設した施設を拡充して兼務ができるということで、そのようないろいろな規制緩和と申しましょうか、看護職員等の手が足りない中、そういうこと、それとどんどん増えている中、それによるものの緩和と思われまます。

また、複合型サービスと呼ばれるものが改名になりましたが、これは通常で言う訪問介護、ヘルパーさんが訪問するもの、あるいは通いのデイサービス、それと1泊するショートステイに加えまして、看護師さんが行う訪問看護というのがございまして、これをプラスでやっているところが複合型と呼ばれておりました。よくお聞きするお話ですけれども、自宅で寝たきりでいらっしゃる方が呼吸器、あるいはたんが詰まるという場合、ヘルパーさんでは医療行為に当たりますので手が出せませんが、訪問看護、看護師さんが訪問した場合はそれが可能となります。それを含めた複合型サービスという

名前が、ちょっと利用される方々にわかりづらいということで、冒頭に看護という名前を先につけた看護小規模多機能型居宅介護という名称に行っております。

大まかですが、そのような改正でございます。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

会議の途中でありますが、ただいまから10時45分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時35分）

再 開 （午前10時47分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第14、議案第14号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第14号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の規定により平成25年4月に制定しました標記条例につきまして、条例で基準を定めるに当たり参照すべき国が示す基準を定める省令が平成27年4月に改正されることから、その内容に準じて町条例についても所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから議案第14号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

初めに、条例改正の背景でございますが、地域密着型介護予防サービスの指定基準につきまして、従来全国一律に国の基準省令で定めておりましたが、平成23年5月及び8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の第1次、第2次一括法によりまして、指定基準を市町村の条例で定めることとなっております。このため、町では国が定める基準に従いまして、千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定しまして、平成25年4月に施行を開始してございます。このたび、条例のもととなっている国の基準省令が平成27年4月に改正されます。所要の改正を行うものでございます。

なお、内容につきましては基準省令に沿った内容となっております。町独自の基準は設けてございません。このほか県においても基準条例が定められましたことから、これもあわせて所要の改正を行うものでございます。具体的な改正点につきまして、お手元に配付させていただきました資料、新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。

では、資料をご覧くださいまして、1ページでございますが、第2条第1項第1号では、引用元の介護保険法の改正に伴いまして条項番号にずれが生じますことから、改めるものでございます。

第7条では、第4項を1つ繰り下げ新たに第4項を新設いたしますが、これは介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施する事業所について、指定を行った市町村長への届け出を求めることとするものでございます。

資料3ページをお願いいたします。第9条第1項では、共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員について、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、1ユニット3人以下に見直すものでございます。

資料4ページをお願いいたします。第16条では、指定介護予防支援事業の基準について、第3次一

括法により平成27年1月、町において基準条例を定めたことから、引用部分を改めるものでございます。

第37条4項は新設でございますが、介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施する事業所について、サービスの提供により利用者に事故が発生した場合の事故報告の仕組みを設けるものでございます。

資料5ページをお願いいたします。第44条第6項では、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設事業所について、その範囲を現行の併設する施設、事業所に加えまして、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するとともに、兼務可能な施設、事業所の種別について介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものでございます。

資料6ページをお願いいたします。同条第7項では、複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護に改称されることから文言を改めるもので、以降各条文中の該当箇所につきましては、同様の改正を行うものでございます。

資料7ページをお願いいたします。同条第10項では、引用元の介護保険法の改正に伴い条項番号にずれが生じることから、改めるものでございます。

第45条第1条では、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービスの職務を兼務することを可能とするものでございます。

資料9ページをお願いいたします。第47条第1項では、介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とするもので、また第2項第1号では、登録定員が26人以上29人以下の介護予防小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とするものでございます。

資料11ページをお願いいたします。第67条第2号では、指定介護予防支援事業の基準について町条例を制定したことから、文言を改めるものでございます。

第70条では、引用元の介護保険法の改正に伴いまして条項番号のずれが生じることから改めるものでございます。

第74条第1項では、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の標準について新たな用地確保が困難であるという事情があった場合には、3ユニットまで差し支えないことを明確化するものでございます。

最後に、この条例は平成27年4月1日から施行する旨を附則で定めるものでございます。

この改正条例につきましては、やはり町が指定する小規模の地域密着型の介護予防の部分に関するものを、別立ての条例となっておりますから改正するものでございます。介護予防につきましては、

要支援1、2の方が対象となります。先ほどの13号の場合は、介護度1から5の方を対象としている密着型でございまして、今回は要支援1、2の方を対象とする介護予防事業を行う事業者によるものの規制緩和に近い内容でございます。

この小規模施設について、上位法に基づきまして改正を行いますが、町では町内1施設、他市町では5施設を指定してございます。ですが、今現在利用されている方はございません。指定をする際に対しまして、町では直接認可を受けて指定するわけですが、他市町につきましてはその町と協議を行いまして、既に他町が指定をしているところを使わせていただくような形で、改めて指定を行っております。その際に、先ほど申しました要支援1、2は予防ですが、その前提にあります介護の1から5の部分と一緒に仕事をしている施設が多いものですから、一遍に認可をしてございます。ですので、先ほどの方は15人ほどおりますが、こちらと一緒に認定しました都合上、まだ使っている方はおられないという状況でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第15、議案第15号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第15号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小口資金の制度融資につきまして群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、風俗営業の排除に関する条文に、接客業務受託営業の追加と暴力団の排除条項の追加及び附則に定める借りかえ制度と融資延長期間を1年延長するものであります。

なお、施行期日につきましては平成27年4月1日からとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第16、議案第16号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第16号 指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、

千代田町総合福祉センターの管理運営を任せる指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選任につきましては、平成18年度から3年ごとに実施しております。今回の選定につきましては、昨年12月に公募を行いました。申請がありましたのが社会福祉法人千代田町社会福祉協議会1団体だけでありました。その後、千代田町公の施設指定管理者選定委員会を開き審査した結果、過去9年間の実績や社会福祉法人としての信頼性を評価し、千代田町社会福祉協議会を指定管理者として選定いたしましたので、議会の議決をいただきたく提案させていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第17、議案第17号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第17号 指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、千代田町自立支援サービスセンターの管理運営を任せる指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選任につきましては、昨年12月に指定管理者の公募を行いました。申請がありまし

たのが社会福祉法人千代田町社会福祉協議会1団体だけでありました。その後、千代田町公の施設指定管理者選定委員会を開き審査した結果、過去9年間の実績や社会福祉法人としての信頼性を評価し、千代田町社会福祉協議会を指定管理者として選定いたしましたので、議会の議決をいただきたく提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第18、議案第18号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第18号 指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、千代田町児童館の管理運営を任せる指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選任につきましては、昨年12月に指定管理者の公募を行いました。申請がありましたのが社会福祉法人千代田町社会福祉協議会1団体だけでありました。その後、千代田町公の施設指定管理者選定委員会を開き審査した結果、過去9年間の実績や社会福祉法人としての信頼性を評価し、千代田町社会福祉協議会を指定管理者として選定いたしましたので、議会の議決をいただきたく提案

をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第18号 指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。
よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第19、議案第19号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。
大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第19号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,463万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,128万5,000円とするものであります。

補正の主な内容につきまして申し上げます。まず、歳入であります。町税では法人町民税及び町たばこ税を追加するとともに、地方交付税では普通交付税を追加いたします。国庫補助金では、まち・ひと・しごと創生法に基づく国の補正予算であります地域住民生活等緊急支援交付金にかかわりませ事業費を追加いたします。諸収入の貸付金元利収入では、舞木土地区画整理組合等貸付金償還金を大幅に減額いたしました。

次に、歳出ですが、年度末ということで、全般的に人件費や一般経費及び工事費等を精査し、不用額を減額いたしました。追加額の大きなものにつきましては、総務費の財政調整基金積立金や国の補

正予算にかかわります地域住民生活等緊急支援費及び賦課徴収費を追加いたします。大きく減額となるものにつきましては、民生費の障害者福祉費、衛生費の予防費、農林水産業費の農業振興費、教育費の小学校費となっております。

また、総務費、農林水産業費、土木費におきましては、合わせて8件の事業が年度内の完了が見込めないことから、これらを繰越明許とするものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） それでは、議案第19号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第5号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。最初に、第1条でございますが、歳入歳出の補正につきましては既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,463万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,128万5,000円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、今回の補正につきましては年度末を控え最終補正となりますので、各課局におきまして人件費や一般経費及び工事費等を精査し、また国の補正予算の対象事業等の追加などがありましたことから、全般にわたり減額あるいは追加の処理を行っております。

それでは、事項明細書によりましてご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。補正予算書の11、12ページをお開き願いたいと思います。初めに、歳入につきましてご説明申し上げます。

1 款町税、1 項町民税、2 目の法人町民税につきましては、経済が上向きの傾向が見られ増額が見込まれるため、3,500万円を追加いたします。

4 項1 目町たばこ税でございますが、昨年4月からの収納状況を考慮し、600万円を追加いたします。

以下、2 款地方譲与税や6 款1 項1 目地方消費税交付金などは実績を見込み、あるいは交付額が確定いたしましたので、減額するものでございます。

次のページ、13、14ページをお願いいたします。9 款1 項1 目地方交付税につきましては、国の補正予算によりまして普通交付税が若干ではありますが、増額となりましたので、追加をさせていただきます。

11 款分担金及び負担金、1 項負担金1 目民生費負担金の1 節保育園運営費負担金につきましては、西保育園の保育料が大きく減額となりましたが、主な要因は当初予算の段階では最大人数で受け入れを見込んでおりましたが、実績によりまして減額するものであります。

次のページをお願いいたします。13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金でございますが、3 節障害者自立支援負担金におきまして、人数やサービス内容等がおおむね確定いたしましたので、202万1,000円の減額となりました。また、4 節児童手当国庫負担金につきましても、事業

の精査結果から705万6,000円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。一番上にあります2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の6節社会保障・税番号制度システム整備費補助金、通称マイナンバー制度に係るものでございますが、国において補正予算の追加交付がありましたので、295万円を追加いたします。平成28年1月から個人番号の利用が始まる予定で、システム等の整備を進めているところでございます。その下になります。8節地域住民生活等緊急支援交付金では、国において昨年まち・ひと・しごと創生法が制定され、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略が明らかにされました。国で補正予算を組み、地方創生、経済対策を実施することによりまして地方を元気にするというもので、地域消費喚起・生活支援型交付金及び地方創生先行型交付金と2つの交付金を合わせまして、2,987万2,000円を追加いたしました。

2目民生費国庫補助金の2節臨時福祉給付金給付事業費補助金では、事業の精査結果から652万8,000円を減額いたします。

次に、5目教育費国庫補助金では、1節義務教育費補助金を712万9,000円減額いたしますが、主な要因は小学校施設改修事業補助金におきまして当初予算に計上したものを前倒しし、平成25年度補正予算で実施したため、573万6,000円を減額するものであります。

次のページ、19、20ページをお願いいたします。14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございますが、2節国民健康保険事業特別会計保険基盤安定負担金を1,257万6,000円追加いたします。

次のページをお願いいたします。21、22ページでございます。中ほどになります。2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の2節農業費補助金では、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金770万円を減額いたします。これは、大雪被害を受けたものの被害施設の再建を断念した農業者がいたため、減額するものでございます。

飛びまして、25、26ページをお願いいたします。下段になりますが、19款諸収入、3項1目1節の貸付金元利収入でございますが、舞木土地区画整理組合に係ります平成26年度分の貸付金償還金1億2,400万円のうち1,300万円の入金が見込まれることから、差額の1億1,100万円を減額するものであります。また、2節滞納繰越分では同じく舞木土地区画整理組合等貸付金分を900万円追加いたします。これにつきましても、過年度分900万円の入金が見込まれることによりまして、平成25年度分は償還済みとなる予定であります。

飛びまして、29、30ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明させていただきます。歳出では、冒頭申し上げましたとおり人件費や一般経費、委託料や工事費の入札減等、精査いたしまして不用額を減額するものでございます。最初に、1款議会費では、議会広報発行事業の印刷製本費を188万円減額いたします。

めくっていただきまして、33、34ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、4目

財産管理費、25節の積立金でございますが、次の35、36ページにありますように財政調整基金積立金に1億1万9,000円を追加し、公共施設建設基金積立金では6,198万3,000円を減額いたします。財政調整基金では、当初予算編成時に基金から繰り入れを行っておりますので、今回の補正の余剰分を基金に積み戻すものであり、公共施設建設基金では舞木土地地区画整理組合貸付金の償還が滞っているなどの理由から、減額とさせていただきます。

次の37、38ページをお願いいたします。8目防犯対策費の防犯灯設置及び管理事業では、LED防犯灯に切りかえた効果と思われませんが、光熱水費、電気料を107万円減額いたします。

めくっていただきまして、39、40ページをお願いいたします。12目地域住民生活等緊急支援費では、総額3,000万円を追加いたします。歳入でもお話ししました国の補正予算に係ります交付金によりまして2つの事業に取り組む予定で、1つ目は地域消費喚起・生活支援型交付金活用事業になります。商工会関係補助事業といたしまして30%プレミアム商品券発行事業などに1,250万円、2つ目になりますが、地方創生先行型交付金活用事業に1,750万円、主な内容でございますが、地方版総合戦略策定事業に1,003万6,000円、そのほか子育て支援事業及び観光・定住案内拠点強化事業を実施する予定でございます。

次のページ、41、42ページをお願いいたします。中ほどの2項徴税费、2目賦課徴收费でございますが、賦課費の固定資産課税客体資料等作成業務委託料を419万4,000円減額いたします。これにつきましては、当初より作業量を少なくしたことなどによる減額であります。また、徴收费の町税過誤納金還付金及び還付加算金は固定資産税に係ります還付金及び還付加算金、合わせまして2,445万5,000円を追加いたします。

次に、45、46ページをお願いいたします。下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の国民健康保険事業でございますが、保険基盤安定繰出金など合計2,220万8,000円を追加いたします。

47、48ページをお願いいたします。2目障害者福祉費でございますが、20節扶助費を3,699万2,000円減額いたします。主な要因でございますが、障害者自立支援事業におきまして人数やサービス内容等がおおむね確定したことによりまして、3,144万1,000円を減額することによるものであります。

51、52ページをお願いいたします。中ほどの4目医療福祉費、福祉医療事業の福祉医療費扶助では、事業費がおおむね確定いたしましたので、458万3,000円を減額いたします。

53、54ページをお願いいたします。中ほどの2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。20節扶助費を1,000万円減額いたしますが、児童手当の支給額がおおむね確定したことによるものであります。

4目児童福祉施設費では、パート職員賃金400万円を減額いたしますが、これは保育士を募集いたしましたところ予定した人数が集まらなかったため、減額をいたします。

57、58ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございますが、予

防接種事業やがん検診事業などの委託料などにおきまして、受けられた方々の人数の確定などによりまして全体で1,417万1,000円を減額いたします。

59、60ページをお願いいたします。4目環境衛生費、地球温暖化対策事業の住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金では、申請件数が見込みより少なかったため173万5,000円を減額いたします。

63、64ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、歳入でもお話しさせていただきましたが、上段にあります被災農業者向け経営体育成支援事業補助金では、被害施設の再建を断念した農業者がおりましたので、1,000万円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。65、66ページでございます。7款1項商工費、2目商工振興費、19節の負担金、補助及び交付金を68万円減額いたしますが、商業施設立地促進奨励金の額が確定いたしましたので、減額するものであります。

めくっていただきまして、71、72ページをお願いいたします。8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費でございますが、19節負担金、補助及び交付金を285万円減額いたします。これは、木造住宅耐震改修及び民間建築物アスベスト含有調査に係る事業が確定したことから、減額をするものであります。

次のページをお願いいたします。下段にあります9款1項消防費、2目非常備消防費、また次のページになりますが、3目消防施設費では負担金額が確定いたしましたので、4目の災害対策費と合わせまして508万円を減額いたします。

77、78ページをお願いいたします。中段にあります10款教育費、1項教育総務費、4目教育研究所費では、7節賃金を110万円追加いたしますが、これは特別支援教育支援員の賃金不足によるものであります。

79、80ページをお願いします。2項小学校費、1目学校管理費でございますが、13節委託料を305万3,000円、15節工事請負費を779万7,000円減額いたしますが、それぞれ入札差額等によります減額であります。

めくっていただきまして、95、96ページをお願いいたします。6項保健体育費、4目給食センター費、次のページになりますが、18節備品購入費を204万円減額いたします。これにつきましては、調理器具におきまして修繕で済みましたので、減額するものであります。

99、100ページをお願いいたします。12款1項公債費、1目元金でございますが、長期債元金につきまして485万2,000円追加いたします。これは、平成25年度繰越明許いたしました中学校武道館天井改修事業が対象となりまして、平成26年11月に据え置きなし10年償還で借入れを行ったため、平成27年3月から元金の償還が開始となりますので、元金を追加したものであります。

2目利子につきましては、利率の見直し等、有利な借入れとしたために減額をいたします。

最後に、14款予備費であります。295万3,000円を減額いたしまして、収支の均衡を図ったもので

ございます。

ここで大きく前に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。今回2款総務費で4件、6款農林水産業費で2件、8款土木費で2件の合わせて8件の事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから繰越明許をするものであります。このうち総務費の1項総務管理費、商工会関係補助事業ほか3事業につきましては、国の補正予算対象の地方創生、経済対策に係ります地域住民生活等緊急支援のための交付金事業となりますので、今回の補正予算に計上し、繰越明許するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、富岡議員。

[8番（富岡芳男君）登壇]

○8番（富岡芳男君） 40ページの地方創生先行型交付金活用事業という項でありますけれども、地方版総合戦略策定事業という事業を少し具体的に教えていただければと思います。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） ただいまご質問のありました地方創生に關します地方版の総合戦略策定事業についてのご質問であります。

国につきましては、地方に元気を出してもらおうということで総合戦略を立てているわけですが、これはあくまで国はそういったことに協力するといいますか、お金を出すとか、そういったことであります。都道府県を初め全国の市町村、それぞれの地域におきましてどういったことをすれば地方が元気になっていくのか、人口減少対策も含めまして、どういったことが町のためになるのかと、そういった総合戦略を町独自に考えて立てなさいと、その立てた内容に従って、5年間の事業を立てて実施していくと。今回非常に難しいのが、計画を立てるのはいいのですけれども、計画を立てて実施した内容につきまして、数値目標とその結果に対しての検証を、実際お金を使ってそういった事業をやってどういう効果があったのか、そういったことまで細かく結果を出さなければいけないというふうなことであります。もちろんこれに含まれないものについては、後になって新たにこういうことがやりたいと言っても、なかなかそれは認めてもらえないというふうに理解しております。ですから、町の当面の最重要課題、もちろんハードは含まれませんけれども、こういった総合戦略をいかに立てていくか、新年度に入りましたら役所の中はもちろんですけれども、ある程度進む中で民間の皆様、当然議員の皆様、住民代表、区長の皆様、その他いろいろな階層の皆様のご意見等も聞きながら、町としての総合的な戦略を立てていかなければならないということになると思います。ですから、1カ

月、2カ月でできるものではございませんので、平成27年度中にそういったものをつくり上げていくというふうにご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福田正司君） 富岡議員。

○8番（富岡芳男君） その策定事業の中で、一番下段の計画策定業務委託料というのがあります。これの意味、それと委託料の払い先、どこになるのか教えていただけますか。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） これにつきましては、先ほど申し上げましたように単に簡単に計画を立てました、やってみたらだめでしたと、そういったものでは困るということでございますので、数値目標的な部分、あるいは年次的にどういったことをやるのだと、細かなところまで立てて、その後検証までしなくてはいけないということがございます。

そういった具体的な細かい部分について、担当の職員、市役所でもあればそういった係をつくって何人か職員を配置することも可能でありますけれども、本町みたいに職員の数が少ない自治体においては、自分の仕事を抱えつつ一部といいますか、それだけにかかって仕事をするわけにもいかないという部分がございますので、当然専門のコンサルタント業者を入れて最低限の部分、こういったものはつくらなくてはいけないという部分の最低限の協力をしていただいて、その上に町としていかに独自の部分を積み上げていくかという作業になっていきますので、業者に委託をしてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（福田正司君） 富岡議員。

○8番（富岡芳男君） 大変基本的で幼稚な質問になろうかと思えますけれども、その業者はどんな性格で、どういう名称のものなのでしょうか。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 業者といいますか、こういったコンサルタントをする業者というのは、もう限られてきます。どこの業者でもできるというものではありません。総合的に行政の抱える問題とか対応策とか、そういったものに対してのアドバイスができるコンサルタント業者でございますので、国内においても幾つもあるものではございません。ただし、であるからこそ、日本全国の市町村がこの総合戦略を27年度中、あるいはできないところは28年度までかけてつくっていくわけでございます。そうなってきますと、業者が少ない中で委託をしてやっていくということですので、非常に厳しい部分がございます。町とすれば、そういった業者の方、27年度中にやっていただける業者があればすぐにでもお願いしたいなという部分でございますけれども、これにつきましても予算がついた後に業者選定をして、お願いしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はありませんか。

7番、柿沼議員。

[7番(柿沼英己君)登壇]

○7番(柿沼英己君) 先ほど富岡議員が質問しましたけれども、先日館林で大森先生の地方創生についての講演もありまして、その中でコンサルの作文の計画を出してくれば、それはもう何かはじくような話がありますので、その辺の確認、町独自の計画というのが策定できるのかどうか、その辺も含めまして総合戦略の策定委員、どのような人たちを選んでいくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長(福田正司君) 川島総務課長。

○総務課長(川島 賢君) 先ほども申し上げたわけですが、大森先生、私もちょっとお話を聞きたかったなという部分はあるのですが、非常にいろんな雑誌等に文章を書かれておりまして、批判とまでは言わないですが、結構前向きに文章を書かれている方だなという感じは受けております。

この総合戦略、つくるのは別にコンサルの会社をお願いしても、その会社の言うとおりに町の戦略をつくるということではございません。基本的な部分、最低限こういったものはこういう形で載せていかないといけないだろうという、そういったものについてはアドバイスをいただくわけですが、当然町の独自の戦略をつくるわけですから、町独自に考えてそういった計画を出していくということでございます。

先ほども申し上げましたが、当然議会の皆様のご意見もお聞きし、それから住民代表、いちいち一人一人聞くわけにはいきませんので、区長さんになろうかと思っておりますけれども、住民代表、あるいは業界、経済界、それから学校関係とか福祉関係とか、いろいろな階層の方のご意見も伺った上で町独自の戦略を立てるということになりますので、その節にはいろいろご意見を拝聴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(福田正司君) 柿沼議員。

○7番(柿沼英己君) 課長の答弁のようになるようお願いいたして質問を終わります。

○議長(福田正司君) ほかに質問ございますか。

10番、黒澤議員。

[10番(黒澤兵司君)登壇]

○10番(黒澤兵司君) 1点お尋ねいたします。

ページ数14ページ、11款分担金及び負担金、東西保育園の保育料、これが減額補正となっているのですが、原因について。また、保育料としては1人幾らぐらいかかるのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長(福田正司君) 森住民福祉課長。

○住民福祉課長(森 茂人君) では、質問にお答えさせていただきます。

保育料の算定につきましては、予算上は前年を踏襲しまして予算繰りをしておりますが、所得階層

によりまして、あるいは減額、減免、そういうものを含めていった中で金額が決まってくるので、予測とは大きくずれた部分につきまして、減額をさせていただいたものです。

先ほどの新しいほうの内容ではなく、現状で使っている平成26年の基準でございませうけれども、実質13階層でございます。まず、1階層が生活保護法による被保険者世帯の場合は無料。

次に、第2段階といたしまして市町村民税非課税世帯、3歳未満児が4,400円、3歳以上児が3,200円でございます。

次に、第3階層なのですが、均等割のみの課税世帯、これにつきましては3歳未満が7,700円、3歳以上児が6,300円でございます。

次に、第4階層の所得税割の課税世帯につきましては、3歳児未満が1万1,000円、3歳以上児が9,200円です。

次に、第5段階ですけれども、第5階層は第1階層、今のを除きまして前年分の所得税額の区分が該当するものですが、所得税額が8,500円未満の方につきましては第5階層で、3歳児未満が1万3,600円、3歳以上が1万1,800円。

次に、第6階層ですが、所得税8,500円以上から2万2,500円未満が3歳児未満1万6,300円、3歳以上が1万4,400円です。

第7階層につきましては、2万2,500円以上4万円未満、3歳児未満が1万9,000円、3歳以上児が1万7,000円でございます。

第8階層は、所得税4万円以上6万円未満、3歳児未満が2万5,000円、3歳以上児が1万8,400円です。

第9階層、6万円以上8万円未満につきましては、3歳児未満3万2,000円、3歳以上1万9,700円です。

第10階層、所得税8万円以上10万2,500円未満につきましては、3歳児未満が3万9,000円、3歳以上児が2万1,000円。

第11階層につきましては、10万2,500円以上18万2,500円未満ということで、3歳児未満4万1,500円、3歳以上児は2万2,500円。

第12階層、18万2,500円以上41万2,500円未満につきましては、3歳児未満4万4,000円、3歳以上2万4,000円。

第13階層につきましては、所得税額41万2,500円以上の方は3歳児未満4万6,000円、3歳以上児が2万6,000円となって、3歳児未満のほう特別な食事とかを充てる部分がありますので、既に昼食代とおやつ代も保育料の中には含まれますので、そういう中で値段の差が起きております。

また、先ほどの話の中にもありましたが、このほか減免がございませう。現在の場合は3歳児未満、ゼロ、1、2歳につきましては、保育園内にいる間は3人目以上、3人目、4人目の方は無料、2人目の方は半額という減免を行っています。今回変えていくものにつきましては、これを県と同じで無

制限という形とりますので、例えば中学、高校に1子目、2子目がいた場合でも、保育園に一人しかいなくても3人目とカウントするという内容で、非常に幅を広げるという内容に今回変えていくことになっております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 何階層もあるということで、非常にこれを管理するのも大変かなと、こんなふうに思いますけれども、保育料が減ったということは人数が減ったかと思うので、そういう意味ではないのかな、何人ぐらい減っているのか、予定に対して。保育園に入らなかったという人数がわかれば。また、その原因的なものがあるのかどうか。通常でいきますと、幼稚園からスライドして保育園に入りたがるという傾向もあるのですけれども、私にはちょっと小さい子供がいないのであれなのですが、何人ぐらいの人数がこの金額になっているのか、お願いします。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 質問にお答えいたします。

先ほど財務課長のほうからお話ございましたが、最大限の人数で組んだということで、ここ2年ぐらい前ですと、例えば西保育園におきましては定員150人のところ170人を超えるような形です。本年度の動向を見ていますと160人前後ということで、毎日のように出たり入ったりしておりますので、詳細的には申し上げられませんが、今回の募集ですと西保育園ですと156だったと思うのですけれども……結果的には人数が少なくなったという部分でございます。

原因としましては、特にゼロ歳児が少し減ってきているのですけれども、当初のふれあいタウンちよだができたころ、たくさん子供ができて入ってきて、東保育園も随分の人数が入ってきましたが、最近はそのがだんだん年齢が上がってきて、3、4、5歳児が増えているという傾向にはございます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 質問者の方、よろしいですか。

○10番（黒澤兵司君） はい。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

6番、小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 3つほど質問させていただきます。

53、54ページです。児童措置費の中で扶助費、児童手当支給事業で1,000万円減額となっております。これ結構大きな金額だと思います。なぜこんな大きな金額になったのか、お尋ねいたします。

続きまして、4番の児童福祉施設費、その中の保育園管理運営費、パート職員賃金マイナスの400万ということですが、先ほど課長の説明によりますと募集したのだけれども、人数が集まらなかったと、

そういう中で人数が集まらない、職員さんが少なくてもやっていくのに不安がないのか、またその辺の見通しについてお尋ねいたします。

そして、64ページお願いいたします。農林水産業費の農業費であります。右ページ、64ページの上から2段目です。被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、先ほど大雪被害による被害を受けて再建を断念されたということで説明ありましたが、何件ぐらい、何戸ぐらいありましたでしょうか、その内容についてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 小林議員さんの質問にお答えさせていただきます。

児童手当支給に関しましては、確かに1,000万という金額は大変多く感じますけれども、中学生が終わるまで支給をしているものですから、実質支給される額は2億円を超える金額となっております。ですので、やはり子供の出入りがありますので、その分を十分確保した上で運営を行っております。ですから、20分の1に近い金額という意味での1,000万でございます、現在も1億9,700万円支出をしておりますので、その分のほぼ確定になったという部分につきまして、1,000万円を減額するものでございます。

次に、東保育園のパートでございますけれども、大変ご心配いただきありがとうございます。実質非常に子供が、ゼロ歳児とか手間のかかるといいますか、ゼロ歳児の場合、保育士1人につき3人しか見られません。また、非常に厳しい基準もありますので、保育士の免許を持っている、あるいは町としましては幼稚園教諭、両方持っている方を特に進んでとるのでございますけれども、非常に競争が厳しい状況でございます。400万お金が残ったということでございますが、実質非常に厳しい運営と、保育士の皆様の努力によりまして運営を行ってまいりました。

新年度につきましては、今ほぼ持続できる人数が現在は確保はできてございます。年間を通してハローワークにも出しておりますし、ホームページ、あるいはそのほかにも出しております。最近では人材派遣も直接行ってお願いをするというような形で、とにかく保育士の確保には日々努力をさせていただいております。そういう意味で、実際は担当課局としては使いたかったところでございますけれども、今回余ってしまいました。また、補正等で、委託料のほうで人材派遣等も増額させていただいたという経緯もございますので、そういう中でのやりくりでございました。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 野村経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） 質問にお答えいたします。

大雪の被害によります補助金の減額1,000万円ということでございます。これにつきましては、当初予算の見込みにおいては町における農業施設の総額を見込んだ形での予算要求をさせていただきました。その後、断念といいますか、該当しないものも含まれておりますけれども、再建が難しいというようなところの中で断念をされた方、該当ができない施設、合わせまして1,000万円というような

数字になっております。断念された方については3件でございます。

以上です。

○議長（福田正司君） 質問者の方、よろしいですか。

○6番（小林正明君） はい、結構です。

○議長（福田正司君） そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

ただいまから13時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（福田正司君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第20、議案第20号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第20号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から3,821万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億1,251万9,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入では国民健康保険税の減額が見込まれるため減額補正し、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金及び共同事業交付金につきましては、確定見込みによりそれぞれを増減補正するものであります。

繰入金につきましては、法定部分は実績見込みに基づきまして増減となり、その他一般会計繰入金では、福祉医療制度実施に伴う削減分としての繰入額以外は減額するものであります。

次に、歳出ですが、総務費につきましては、年度末に当たり支出内容を精査し、それぞれを増減補正し、保険給付費につきましても給付費の推移をもとに再度見直しを行い、それぞれ増減補正するものであります。

後期高齢者支援金及び介護納付金につきましては財源補正を行い、また老人保健拠出金並びに共同事業拠出金につきましては、確定見込みが示されたことによりまして、それぞれ減額補正をするものであります。

また、保健事業費では、事業が終了となりますので、それぞれを増減補正するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから議案第20号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算につきまして、詳細説明を申し上げます。

8ページ、9ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。まず、歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税では、各節とも被保険者数の減少によりまして収入減が見込まれるため、補正をするものでございます。

3款1項の国庫負担金では、事業の実績見込みなどに基づきまして、今年度の概算交付額を見込みまして減額させていただくものです。

10ページ、11ページをお開きください。3款2項の財政調整交付金につきましては、市町村間の財政力格差を調整するために交付されるもので、保険給付額、医療費及び所得水準、特別事情等に鑑み算定されますが、減額が見込まれるため補正減するものでございます。

また、3款2項2目の災害臨時特例補助金ですが、東日本大震災に伴う国保税減免及び医療機関での自己負担分減免の事業に対しまして20%分が特別調整交付金として補助されております。

次に、4款1項1目の療養給付費交付金につきましては、退職者の給付状況の実績見込みに基づきまして減額を行うものでございます。

次に、6款1項1目の高額医療費共同事業負担金ですが、県国保連合会へ拠出する負担金に対しまして、国と県が対象経費の4分の1をそれぞれ負担するものですが、実績見込みによりまして減額させていただくものです。

また、2目の特定健康診査等負担金につきましては、40歳以上74歳以下の被保険者に対する特定健

康診査及び特定保健指導の事業に対する基準額の3分の1を国と県が負担するもので、実績見込みに伴いまして減額するものでございます。

12、13ページをお開き願います。6款2項1目の財政健全化補助金につきましては、町の福祉医療費助成制度に伴う国庫負担金等の削減額の2分の1相当額が補助金として交付されるものですが、減額が見込まれるため更正減するものでございます。

6款2項2目の財政調整交付金では、国保財政の安定化を図るために交付されるものですが、実績見込みにより減額を行うものでございます。

続きまして、7款1項の共同事業交付金ですが、これは保険者がレセプト1件当たりにつきまして、1目では80万以上のもの、2目では30万以上の高額な医療負担に対して交付されるもので、実績見込みによりそれぞれ追加するものです。

次に、9款1項1目の一般会計繰入金ですが、次のページまで続いておりますが、14、15ページですが、1節から5節につきましては、国より一般会計から国保会計に繰り入れ基準が示されている法定部分となっておりますが、それぞれ繰入必要額を事業実績見込みにより追加あるいは減額をするものでございます。6節その他一般会計繰入金としましては、福祉医療制度に伴う国庫負担金削減分の2分の1相当額を繰り入れる必要がありますが、その額が県より示されたことに伴いまして26万9,000円を減額するものでございます。

11款1項延滞金加算金過料につきましては、国保税の延滞金が減額見込みとなったため、また2項雑入につきましては交通事故等の保険利用分の求償によります第三者行為納付金など、それぞれ見込み額を増減するものであります。

16、17ページをお開き願います。歳出でございますが、初めに1款1項の総務管理費及び1款2項の徴税費につきましては、事業精査、または負担金の確定に伴う減額となっております。

また、1枚めくっていただきまして、1款3項1目運営協議会費ですが、委員報酬の確定に伴い減額するものでございます。

次に、2款1項療養諸費及び1枚おめくりいただきまして、20ページ、21ページの2款2項高額療養費につきましては、給付費の支出推移を再精査いたしまして減額または追加させていただくものでございます。

続きまして、2款4項1目の出産育児一時金につきましては、5件分を減額補正し、1枚おめくりいただき22、23ページをお開きいただきまして、2款5項1目の葬祭費につきましても、8件分を減額補正させていただきました。

次の3款1項1目の後期高齢者支援金につきましては、財源補正するものです。

次の5款1項の老人保健拠出金ですが、老人保健制度の清算における経過措置として拠出しておりますが、社会保険診療報酬支払基金へ支払う金額が確定見込みとなりましたので、減額を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、24、25ページをお開きください。6款1項1目の介護納付金につきましては、財源補正を行うものでございます。

7款1項の共同事業拠出金につきましては、高額な医療費に対します国保財政の安定化事業ですが、事業費の拠出見込みによりそれぞれ減額を行うものでございます。

また、おめくりいただきまして、26、27ページをお開きください。8款1項1目の特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の各事業が終了見込みとなりましたので、精査の上、それぞれ減額補正を行うものでございます。

次に、8款2項1目の保健衛生普及費につきましては、次の28、29ページに続いておりますが、事業の終了見込みによりましてそれぞれ増減補正するものとなっております。

次に、11款3項1目の指定公費負担医療費立替金は、70歳から74歳のうち自己負担割合を2割から1割に据え置かれている方のコルセット作成などの療養費にかかわる給付の1割を立て替え支出するものですが、見込み額に伴いまして追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第21、議案第21号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第21号 千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から388万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,984万8,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入では特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増減が見込まれたため、それぞれを増減補正し、一般会計繰入金並びに受託事業収入につきましては、実績見込みによりそれぞれ減額いたします。

歳出につきましては、総務費では実績に伴い電算業務委託料及び検診費用委託料等を減額いたします。また、後期高齢者医療広域連合納付金では、負担額が確定したことに伴い、減額するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから議案第21号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして詳細説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開きいただきまして、事項別明細書をご覧いただきたいと存じます。まず、歳入でございますが、1款1項1目の特別徴収保険料及び2目の普通徴収保険料では、各節とも増減が見込まれるため、それぞれ増減補正をするものでございます。

また、2款1項1目の事務費繰入金につきましては、町並びに広域連合への事務費に関する繰入金となっておりますが、事業実績見込みにより減額をするものでございます。

次に、4款2項1目の雑入ですが、過年度保険料分の歳出還付を行いますと同額を県広域連合から受け入れたいと思いますが、歳出還付の減額が見込まれますので、更正減を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、9ページ、10ページをお開きください。4款3項1目の受託事業収入につきましては、長寿医療健診事業並びに人間ドック助成事業に係る費用を広域連合から受け入れるものですが、実績見込みにより減額を行うものでございます。

続きまして、11ページ、12ページをお開き願います。歳出でございますが、初めに1款1項の総務管理費及び1款2項の徴税费につきましては、事業精査に伴う減額となっております。

1枚おめくりいただきまして、13ページ、14ページをご覧いただきます。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、広域連合への共通事務費及び保険料に係る負担金が確定見込みとなり

ましたので、減額を行うものでございます。

続きまして、3款1項の償還金及び還付加算金につきましては、被保険者の死亡や所得状況変更などに伴いまして保険料額に変更が生じた際の還付でございますが、見込み額に伴い減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第22、議案第22号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第22号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から3,400万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,625万1,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入では、介護保険料を収入見込み額に基づき減額し、国庫支出

金では給付費の見直しにより国庫負担金を減額し、国庫補助金では介護保険事業費補助金を追加するものであります。支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、給付費の見直しによりそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費では年度末精査により減額し、保険給付費では支出見込み額に基づき増減補正をするものであります。地域支援事業費では、年度末精査により各項目を増減補正するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから千代田町介護保険特別会計補正予算につきまして、詳細説明を申し上げます。

7 ページ、8 ページをお開きいただきまして、事項別明細書をご覧いただきたいと存じます。まず、歳入でございますが、1 款の介護保険料につきましては、収入見込み額に基づき減額を行うものでございます。

次に、3 款の国庫支出金につきましては、1 項 1 目の介護給付費負担金では、保険給付費の減額補正に伴いまして国負担分を減額するものでございます。

2 項 2 目及び 3 目の地域支援事業交付金では、介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業費の減額補正に伴いまして、国補助金を減額するものでございます。

次に、4 目の介護保険事業補助金では、平成 27 年 4 月に予定されております介護報酬改定等の制度改正に対応するため、システムの改修事業にかかわる補助金を追加するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、9 ページ、10 ページをお開き願います。4 款の支払基金交付金につきましては、1 項 1 目の介護給付費交付金では保険給付費の減額補正に伴う減額、また 1 項 2 目の地域支援事業支援交付金では地域支援事業費の減額補正に伴いまして減額を行うものでございます。

次に、5 款の県支出金につきましては、1 項 1 目の介護給付費負担金では保険給付費の減額補正に伴いまして、県の負担分を減額するものでございます。

次に、3 項 1 目及び 2 目の地域支援事業交付金では、介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業費の減額補正に伴いまして、県補助分を減額するものでございます。

次に、7 款の繰入金につきましては、1 項 1 目の介護給付費繰入金では保険給付費の減額補正に伴い、町負担分としての繰入金を減額するものでございます。

11 ページ、12 ページをお開き願います。1 項 2 目及び 3 目の地域支援事業繰入金では、介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業費の減額補正に伴いまして、町負担分としての繰入金を減額するものでございます。

4目のその他一般会計繰入金では、総務費の減額補正に伴いまして事務費繰入金を減額するものでございます。

続きまして、おめくりいただき13、14ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款の総務費では1項1目の一般管理費におきまして、介護保険事業運営費で印刷製本費を減額するほか、平成27年4月の制度改正に対応するため介護保険システムの改修にかかわる電算委託料を追加するものでございます。

2項1目の賦課徴収費では、介護保険賦課処理にかかわる電算業務委託料につきまして、契約実績に基づきまして減額を行うものでございます。

3款1項の認定調査等費では、15、16ページまで1枚おめくりをいただきまして、主治医の意見書作成手数料及び介護認定調査委託料につきまして、支出見込みに基づき減額するものでございます。

次に、4項1目の運営協議会費では、地域密着型サービス運営委員会の委員報酬につきまして支出見込みがないため減額をするものでございます。

次に、2款の保険給付費でございますが、1項の介護サービス等諸費におきまして実績見込みに基づき各サービスの給付費が減額するものでございます。

19、20ページまで大きく飛んでいただきまして、2款の介護予防サービス等諸費では、実績見込みに基づきまして6目の介護予防住宅改修費を減額しまして、7目の介護予防サービス計画給付費を追加するものでございます。

5項の特定入所者介護サービス等費及び次の21ページ、22ページをお開き願います。6項の高額医療合算介護サービス等費では、実績見込みに基づきましてそれぞれ減額を行うものでございます。

次に、3款の地域支援事業費でございますが、1項1目の二次予防事業費では支出見込みに基づきまして、郵送料及び通所型介護予防委託料を減額するものでございます。

2項1目の包括的支援事業費では、パート職員賃金を追加し、その他の項目は年度末の精査によりまして減額を行うものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、23、24ページをお開き願います。2目の任意事業費につきまして、各項目について年度末精査により減額を行うものでございます。

以上で簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（福田正司君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第23、議案第23号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第23号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ666万4,000円を減額し、予算の総額を2億8,484万円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入では、受益者負担金及び国庫補助金等を追加いたしますが、一般会計繰入金及び町債を減額いたします。

歳出では、各項目を精査し、需用費や役務費、委託料などの物件費関係を減額いたします。

また、事業費では公共下水道費の工事費で一部追加がありますが、公共下水道費全体では減額とし、あわせて流域下水道費の負担金等も減額するものであります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） それでは、議案第23号 千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページ、8ページをお開き願います。初めに、歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、中段の2項負担金、1目受益者負担金につきましては、説明欄にありますとおり307万5,000円を追加いたします。これは、公共ます

を設置した場合1件当たり15万円の負担金をいただいておりますが、この負担金15万円につきましては原則5万円ずつ3回、3年で納めていただくものでございますが、これを前納していただいた世帯が多かったことから、大きく追加するものであります。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目の社会資本整備総合交付金でございます。下水道管渠整備に係る事業料の増加により160万円追加いたします。

また、次の4款県支出金、1項県補助金、1目の下水道費補助金につきましても下水道管渠整備に係る事業料の追加により39万9,000円追加するものであります。

次の5款1項一般会計繰入金につきましては、歳出における公共下水道費及び流域下水道費におきまして、国県補助金、受益者負担金及び下水道使用料等の充当財源が確保できましたので、750万2,000円減額するものであります。

最後に、下段の8款町債でございますが、これにつきましても事業費の確定及び充当財源が確保できたことから、472万円を減額するものであります。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。続いて、歳出につきましてご説明いたします。下段の2款事業費、1項公共下水道費、1目管渠整備費でございますが、128万5,000円を減額いたします。主な要因につきましては、説明欄にありますように一般経費につきましては工事に係る補償等が発生いたしませんでしたので、減額いたします。また、管渠整備事業につきましては単独管渠整備事業におきまして管渠実施設計委託料が確定いたしましたので、276万2,000円を減額いたしますが、工事費につきましては第2工区舞木地内の推進工事におきまして、地下障害物により推進機の進行が妨げられてしまったことから、この対応費用として500万円を追加するものであります。その下の公共ます設置事業につきましては、申請の状況から200万円減額するものであります。

めくっていただきまして、13ページ、14ページをお願いいたします。下段の2項流域下水道費、1目の負担金でございますが、西邑楽処理区の建設事業負担金及び維持管理負担金の精算によりまして負担金額が確定いたしましたので、438万8,000円を減額するものであります。

なお、次の15ページ、16ページでは、地方債の期末現在高に関する補正前、補正後の調書を掲載いたしましたので、後ほどご確認いただきたいと思います。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

[「議長、いいですか」と言う人あり]

○議長（福田正司君） どうぞ。

○3番（坂部敏夫君） 先ほど議案第22号の採決のときに、議長発言で賛成多数という発言がありました。誰か反対の態度を示したのがいらっしゃったのですか。私の場合は、ちょっと着座するのが早過ぎたかなという懸念を持ちました。しかし、賛成の意思を持って起立しましたので、その辺を確認します。

○議長（福田正司君） お答えをいたします。

3番、坂部議員の件ではなくて、ほかに起立をしなかった議員が1人おりましたので、起立多数ということで可決をさせていただきました。

○3番（坂部敏夫君） はい、わかりました。

ありがとうございました。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

○3番（坂部敏夫君） はい。

○議案第24号、議案第25号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） お諮りをいたします。

この際、日程第24、議案第24号及び日程第25、議案第25号について関連がありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第24、議案第24号 町道路線の廃止について、日程第25、議案第25号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第24号 町道路線の廃止並びに議案第25号 町道路線の認定につきまして、以上2議案を一括しまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、県道足利千代田線、新福寺地内の県との管理境界線の確定や舞木地内の橋梁新設工事及び萱野地内、ふれあいタウンちよだ商業用地造成工事に伴い、6路線につきまして道路法に基づく路線の廃止並びに4路線の認定を行いたく議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第24号 町道路線の廃止につきまして、議案第25号 町道路線の認定につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました資料の封筒の中に、道路網図を用意してございますので、ご覧いただきたいと思っております。廃止と認定の2種類ございますので、初めに廃止の道路網図をご覧いただきたいと思っております。また、議案書2枚目に廃止する路線名が記載されておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

町道1-161号線につきましては、新福寺字猿街道西ノ原地内大利根工業団地入り口、県道足利・千代田線の接続部において、県との管理境界線の確定に伴い隅切り部まで県管理に変更となるため路線延長に若干の減が生じたため、一旦廃止するものであります。

町道1-246号線につきましては、舞木字西ノ根地内中なかさと園東側、利根加用水への橋梁新設工事に伴い路線延長が増となるため、一旦廃止するものであります。

町道3-145号線、萱野字上若宮地内及び町道3-169号線、萱野字権現子ノ宮地内につきましてはふれあいタウンちよだ、ジョイフル本田西側の商業用地造成に伴いそれぞれ路線延長が減となるため、一旦廃止するものであります。

町道3-148号線及び町道3-149号線、萱野字権現地内につきましてはふれあいタウンちよだ、ジョイフル本田西側の商業用地造成に伴い廃止とするものであります。

以上、4路線につきまして一旦廃止とし、2路線につきましては廃止とするものであります。

次に、認定の道路網図をご覧いただきたいと思っております。また、議案書2枚目に認定する路線名が記載されておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

先ほど一旦廃止をしました町道1-161号線、町道1-246号線、町道3-145号線及び町道3-169号線の4路線につきまして、路線延長を改め、現地に即した形で町道認定をするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、議案第24号及び議案第25号の案件について、1件

ずつ処理をいたします。

まず、議案第24号 町道路線の廃止について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

次に、議案第25号 町道路線の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 町道路線の認定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第26、同意第1号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 同意第1号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

現在教育委員に欠員が生じておりますので、町の教育行政に支障を来さないよう、大字舞木在住の荻原五郎氏を選任するものです。

荻原氏は、昭和43年に関東短期大学初等教育科を卒業され、埼玉県教員採用試験に合格し、同年4月より行田市立須加小学校において教壇に立たれました。その後、埼玉県北部の小学校で勤務され、平成3年より教頭職を、平成9年からは行田市など3つの小学校で校長職を務め、平成20年3月定年退職されております。退職後は、地元16区におきまして平成23年より副区長を、平成25年からは区長を務め、地域の発展に多大なご貢献をされておられます。教育分野での管理職経験及び地域での大役も務められ、人柄も温厚で信頼も厚く、本町の教育行政にご尽力いただけるものと思ひ、教育委員に任命するものであります。

なお、任命日につきましては、区長職の任期満了後となります平成27年4月1日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第1号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議案第26号～議案第31号の一括上程、説明

○議長（福田正司君） お諮りをいたします。

日程第27、議案第26号から日程第32、議案第31号まで一括議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第27、議案第26号 平成27年度千代田町一般会計予算、日程第28、議案第27号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第29、議案第28号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第29号 平成27年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第31、議案第30号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計予算、日程第32、議案第31号 平成27年度千代田町水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたし、書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） ただいま一括上程されました平成27年度千代田町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明及び所信の一端を申し上げます。

国の平成27年度予算規模を示す一般会計予算総額は、前年度当初と比較して0.5%増の96兆3,420億円となり、当初予算としては過去最大となりました。

新規国債の発行額が36兆8,630億円で、平成21年度当初予算以来の30兆円台となったものの、平成27年度末の国債発行残高が800兆円を超える見通しであり、依然として、厳しい財政状況が続いております。

地方財政の状況につきましては、平成27年度地方財政計画によると、地方全体の財源不足額が7兆8,205億円となっており、地方税の増収等により減ったものの、その大半を臨時財政対策債で賄う見通しであり、地方財政は、依然として厳しい状況が見込まれております。

本町の財政状況に目を向けますと、平成25年度決算における健全化判断比率等の各種財政指標において、財政運営の健全性は保たれておりますが、今後においては、少子高齢化に伴う経常経費の自然増に加え、公共施設等の老朽化対策などが大きな課題であり、依然、厳しい財政運営となることが予想されます。

こうした中で編成しました平成27年度予算につきましては、町の将来像である「人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ」の実現に向けた事業の展開を図るとともに、各種計画との整合性を図りつつ、「第6次行政改革大綱」及び「第二次財政危機突破計画」に基づいた行財政改革を引き続き推進し、徹底した経常経費の削減、及び積極的な財源の確保を行い、限られた財源を効率的かつ効果的に配分するとともに、将来にわたり持続可能な財政構造を構築する予算といたしました。

それでは、会計ごとにご説明を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億5,600万円で、前年度に比べ2億1,400万円、4.6%の減としました。

歳入では、自主財源の根幹をなす町税について、評価がえのある固定資産税を除き、景気の回復基調から増収を見込んでおります。

地方消費税交付金につきましては、国の地方財政計画においては大幅増としていますが、今年度の実績や消費税増税後の個人消費の伸びが鈍いことなどから、微増といたしました。

国庫支出金につきましては、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯特例給付金」の給付額の減少に伴い、減収を見込みました。

依存財源の中心をなす地方交付税につきましては、国の「地方財政計画」で示された総額が、前年度より減となったことや、本町の税収等の増による基準財政収入額の増加によりまして、前年度に引き続き、減額を見込んだものであります。

なお、歳出に対して不足する額につきましては、財政調整基金等を取り崩し財源としたほか、交付税の振りかえ財源としての臨時財政対策債や事業債を借り入れることで、収支の均衡を図ったものであります。

次に、歳出であります。新規事業を中心としまして、分野ごとにご説明申し上げます。

まず、「福祉」の分野では、「第3期障害者計画」の策定や、平成28年度の増築に向けた西保育園ゼロ歳児保育室等の増築工事設計委託を行うとともに、既存のサービス提供も継続して行います。

「教育」分野では、「マイタウンティーチャー」、「特別支援教育指導員」や「心の教室相談員」を引き続き配置するとともに、英語指導助手を1名増員し、英語教育の充実を図ります。また、東小学校のトイレ改修工事や町民プラザ、町民体育館、及び東部運動公園の施設改修等工事を実施いたします。

「交通・防災」分野では、町民の皆様が安心して暮らせる環境整備を目的として事業を推進するとともに、防災行政無線デジタル化事業は最終年度を迎えます。また、街頭犯罪の抑止を目的として、公共施設に防犯カメラを設置いたします。

「環境・保健衛生」分野では、母子保健事業において、少子化対策の一環として、不妊治療費助成事業を引き続き実施するほか、新たに「不育症治療費助成事業」も実施し、一人でも多くのお子さんを無事に出産していただけるようサポートいたします。

「都市基盤」分野では、快適で住みやすいまちづくりを目的に、生活圈道路の整備に取り組みます。幹線道路である都市計画道路整備事業を引き続き実施するとともに、橋梁の点検と維持補修を計画的に進めてまいります。

「産業振興」分野では、担い手に対しての規模拡大や利用する農地の集約化に努め、地域の農地利用を最適化する「農地中間管理事業」の推進や、舞木地内において、畦畔を取り除くことによる圃場の大区画化をモデル事業として進めてまいります。

そのほか、各分野において既存事業を引き続き実施するなど、行政全般にわたり鋭意取り組んでまいります。

以上、平成27年度一般会計予算に係る提案理由及び所信の一端を申し上げましたが、冒頭申し上げましたとおり、国においては厳しい財政状況が続いておりますので、地方財政も同様の状況にあります。

本町の予算においても、基金の取り崩しや起債の借り入れによる財源確保ということで、厳しい状況は変わっておりません。

しかしながら、置かれた状況の中で、粛々と行財政改革を進め、住民サービスの向上を図っていくことが我々の使命であり、そのための予算を編成したものでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、各特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ16億1,657万6,000円で、前年度に比べ1億2,739万6,000円、8.6%の増といたしました。

国民健康保険事業を取り巻く動向としましては、平成27年度からの保険者支援制度拡充等へのさらなる公費投入や、平成30年度からは、都道府県が財政運営責任など、国保運営の中心的な役割を果たすといった改革方針が示されております。

このような背景の中、本町における国民健康保険事業につきましては、医療技術の高度化や疾病構造の変化により、医療費が年々増加し、1人当たりの医療費や受診率がともに高い状況となっており、事業財源の確保が大変重要な課題であります。

国保事業の貴重な財源であります国保税につきましては、収納率の向上に努めるとともに、制度の趣旨と保険税の重要性を継続的に啓発しながら、納税意識の高揚と公平・公正な負担の推進に努めてまいります。

歳出におきましては、年々伸び続ける事業費を可能な限り抑制するため、特定健診の受診率向上と、検診結果に基づく各種保健事業を積極的に展開するとともに、適正受診を推進し、また、24時間健康電話相談事業や、ジェネリック医薬品の利活用なども含めて、医療費全体の抑制に努めてまいりたいと思います。

今後も、加入者がいつでも安心して適切な医療が受けられるように、持続可能な安定した制度運営を目指してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ1億380万3,000円で、前年度に比べ56万9,000円、0.6%の増といたしました。

歳入につきましては、保険料を6,410万6,000円の微増、歳出につきましても、広域連合への納付金を9,413万6,000円の微増といたしました。今後も制度の周知を図りながら、加入者が安心して十分な医療が受けられるように、関係機関と連携の上、安定した制度運営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ9億7,011万2,000円で、前年度に比べ113万8,000円、0.1%の増といたしました。

歳入につきましては、策定した「第六期介護保険事業計画」において、今後の介護サービス利用量及び保険給付費を推計するとともに、その結果に基づき、保険給付費の財源である介護保険料を来年度より改定させていただきます。

本町では65歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者や介護サービスの利用が年々増加していることから、介護給付費も増加傾向が続いております。

今後、高齢化の進行に伴い、介護給付費の一層の増加が見込まれることから、要介護や要支援の状態に陥る危険性のある高齢者を早期に把握するとともに、可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活が送れるように、介護予防の各種事業を推進してまいります。

次に、下水道事業特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,858万4,000円で、前年度に比べ1,181万8,000円、4.2%の減といたしました。

公共下水道の普及により、公共水域の水質は年々改善されてきておりますが、よりよい生活環境を推進するためには、県や関係市町との連携により、なお一層の下水道整備に取り組んでいかなければなりません。

本年度も引き続き、関係者への啓発を強化するとともに、管渠整備と管渠の維持管理を推進してまいります。

また、下水道の整備には、膨大な資金と期間が必要となりますので、事業の早期完了を目指し、厳しい財政事情を考慮した、効率的な事業の推進を図ってまいります。

最後に、水道事業会計予算でございます。収益的収支では、収入を2億8,205万7,000円、支出を2億7,828万7,000円とし、資本的収支では、収入を980万2,000円、支出を1億1,891万2,000円といたしました。

水道事業は、安全な水を安定的に供給し、日々快適な社会生活を営む上で欠かすことのできない最も重要なライフラインであります。

引き続き、安定した水道水の供給を行っていくため、施設の維持管理や老朽管の布設がえ等の整備を実施するとともに、現在進行しております「群馬東部水道広域化」を視野に入れながら、経営の安定化に向けて鋭意努力し、独立採算制の維持を図ってまいります。

以上、各会計における予算につきまして、ご説明を申し上げます。

今後とも町の発展と活性化のため、厳しい条件の中ではありますが、第五次総合計画に定めた将来像の達成に向かって着実に前進するため、堅実で効率的、かつ効果的な財政運営に努めてまいりたいと思います。

新年度の取り組みにつきましてご理解いただきますとともに、本町発展のため、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。提案理由の説明及び所信の一端とさせていただきます。

なお、各会計の予算の詳細事項につきましては、この後各課長及び局長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福田正司君） 町長の説明が終わりましたので、これより一般会計予算について、各課長、局長より所管事項の詳細説明を求めます。

初めに、椎名財務課長の説明を求めます。

椎名財務課長。

[財務課長（椎名信也君）登壇]

○財務課長（椎名信也君） それでは、議案第26号 平成27年度千代田町一般会計予算につきまして、歳入全般及び財務課所管の歳出予算の詳細説明を申し上げます。

予算の編成に当たりましては、昨年11月初めに各課局へ予算編成を依頼し、今年の1月中旬の町長査定を経て、今定例会へ上程させていただいたものでございます。

町長の提案理由にもございましたが、国の一般会計予算については過去最大となり、新規国債の発行残高は6年ぶりの30兆円台でありましたが、国債発行残高は800兆円を超える見通しとのことで、依然厳しい状況であります。

本町におきましては、財政健全化比率等の各種財政指標について、財政運営の健全性は保たれておりますが、公共施設等の老朽化対策などが大きな課題となっております。平成27年度予算では、千代田町第五次総合計画との整合性や第6次行政改革及び第二次財政危機突破計画に基づき徹底した経常経費の削減を行い、限られた財源を効率的かつ効果的に配分した予算編成とさせていただきます。

全般的に見ますと、歳出につきましては衛生費、教育費などが増加しておりまして、これらの財源としての歳入では町税及び地方消費税交付金等は増額、地方交付税等が減額見込みとなり、不足する部分を補う財源といたしまして財政調整基金を初め各基金の繰り入れを、また交付税の振りかえ財源としての臨時財政対策債及び各事業債などの町債により財源の確保をしたものでございます。全体といたしましては、前年度対比で2億1,400万円、4.6%の減額となりました。

それでは、初めに予算書の1ページをご覧くださいと思います。第1条、予算総額であります。歳入歳出それぞれ44億5,600万円とするものであります。

第2条、債務負担行為は、8ページの第2表となります。

第3条、地方債は、9ページの第3表でございます。

第4条につきましては一時借入金について、第5条は歳出予算の流用について定めております。

それでは、歳入全般につきまして、事項別明細書によりましてご説明をさせていただきます。14ページ、15ページをお開きください。1款町税、1項町民税でございます。1目個人町民税につきましては4億7,755万円とし、前年度に比べ316万3,000円、0.7%増と見込みました。平成26年度から10年間にわたる町の防災・減災のための増税分や、景気回復傾向にあることから個人所得の伸びを見込み、また過年度の実績をもとに増額を見込んだものであります。

2目法人町民税につきましては1億9,769万3,000円で、前年度に比べ1,506万4,000円、8.2%の増

と見込みました。地方法人税の創設により、法人町民税率が2.6%引き下げられるわけですが、景気の回復基調と過年度の実績から増額を見込んだものであります。

2項1目固定資産税につきましては12億7,090万2,000円で、前年度に比べ257万7,000円、0.2%の減額と見込みました。主な要因につきましては、大手企業の設備投資の増加はあるものの、依然として土地につきましては地価が下落している状況にあることから、若干の減額を見込んでおります。

次に、3項1目軽自動車税でございます。税率の引き上げ等によりまして、前年度に対し207万4,000円増の2,989万円を計上いたしました。

次のページ、16、17ページをお願いいたします。4項1目町たばこ税でございますが、1億42万2,000円、前年度に比べ28万8,000円、0.3%の増と見込みました。町たばこ税につきましては、平成23年のジョイフル本田出店以来、増加傾向が順調に推移してきましたが、健康志向も根づいてきていることから微増とさせていただきます。

5項1目都市計画税につきましては、固定資産税と同様に地価が下落傾向ということで337万8,000円、4.1%減の7,895万3,000円と見込みました。

以上、町税の総額は21億6,846万8,000円で、前年度に比べ1,463万4,000円、0.7%の増となっております。歳入全体に占める割合は48.7%となりました。

次に、2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税、また次のページ、18、19ページの2目自動車重量譲与税から5款1項1目の株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成26年度決算見込み額をベースといたしまして、平成27年度地方財政計画の増減率等を考慮し、それぞれ積算させていただきました。

20ページ、21ページをお願いいたします。上段の6款1項1目地方消費税交付金につきましては、地方消費税収入額の2分の1に相当する額を国勢調査の人口及び市町村の事業所統計調査の従業者数で案分して交付されるもので、国の地方財政計画では大幅増としていますが、平成26年度実績や消費税増税後の個人消費の伸びが鈍いことから1,500万円、10.3%増の1億6,000万円といたしました。

下段の9款1項1目地方交付税でございますが、総額を4億7,000万円とし、前年度に比べ3,000万円、6.0%減と見込みました。内訳でございますが、普通交付税は3億8,000万円で、税収の増加等算定上マイナス要因があることから、前年度に比べ3,000万円の減、特別交付税は前年度と同額であります。交付税の財源につきましては、国税として徴収された法定5税、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源としておりますが、平成27年度に見直しされる予定でございます。

次のページ、22、23ページの11款分担金及び負担金の1目民生費負担金につきましては625万1,000円で、前年度と比較いたしまして5,723万8,000円と大幅な減となりました。これは、平成26年度計上しておりました保育園運営費負担金、東西保育園保育料でございますが、これを子ども・子育て支援新制度に伴いまして、24、25ページにあります12款使用料及び手数料の1項1目民生使用料に組み替えさせていただいたためとなっております。

下段の4目教育使用料では、園児の減少によりまして幼稚園使用料が減額となったほか、その他の使用料、手数料では実績をもとに前年度とほぼ同様といたしました。

次に、26、27ページをお願いいたします。13款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金の総額を2億2,064万円とし、前年度に比べ1,498万9,000円、6.4%の減といたしました。主な内容でございますが、1目民生費国庫負担金の3節障害者自立支援負担金では、障害者の自立支援のための各種給付事業などに対します国からの負担金で、前年度実績を考慮いたしまして減額で見込みました。

次に、28、29ページをお願いいたします。2項国庫補助金でございますが、総額は1億5万4,000円で、前年度に比べ1,741万1,000円、14.8%の減といたしました。主な内容を申し上げますと、1目総務費国庫補助金について、新たに2節社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上いたしました。これは、平成26年度では補正予算で対応しましたが、平成28年1月の運用に向けシステム整備に係ります補助金が交付されるため、大幅な増となりました。

その下になります2目民生費国庫補助金では、2節の臨時福祉給付金給付事業費補助金及び3節子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金において、1人当たりの給付額が減少となることに伴いまして補助金も減額となることから、それぞれ大幅な減となりました。

30ページ、31ページをお願いいたします。3項国庫委託金につきましては、ほぼ前年同様とさせていただきます。

次のページ、32、33ページをお願いいたします。14款県支出金でございます。1項県負担金につきましては、総額で1億1,735万3,000円、前年度に比べ522万4,000円、4.3%の減といたしました。主な要因でございますが、1目民生費県負担金の3節障害者自立支援負担金につきまして、国庫負担金と同様に県の負担分でございますが、実績等によりまして442万5,000円減の3,427万8,000円としたものでございます。

34、35ページをお願いいたします。2項県補助金でございますが、総額は9,069万円で、前年度に比べ204万3,000円、2.2%の減といたしました。中ほどにあります2目民生費県補助金の4節児童福祉費補助金では、新たに保育緊急確保事業費補助金と第3子以降保育料免除事業費補助金を計上させていただきます。

下段の3目衛生費県補助金の1節合併処理浄化槽設置整備事業費補助金では、122万5,000円増の364万9,000円の計上で、浄化槽エコ補助金について増額とさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。4目農林水産業費県補助金、2節農業費補助金の小規模農村整備事業費補助金の減額や、新たに農業基盤整備促進事業及び農地中間管理事業等に係ります補助金を計上いたしました。

38、39ページをお願いいたします。3項県委託金の1目総務費県委託金の3節選挙費委託金では、県議会議員及び県知事選挙委託金が増加要因であります。

下段の15款財産収入の1項財産運用収入から42、43ページの17款繰入金、1項特別会計繰入金まで、

ほぼ前年度と同様とさせていただきます。

その下にあります2項基金繰入金につきましては、当初予算の財源不足を補うため、各基金条例の規定に基づきまして3億2,500万円、前年度に比べ9,000万円、21.7%減の繰り入れを行うものであります。

44、45ページをお願いいたします。18款1項繰越金につきましては、前年度と同額を見込みました。

次の19款諸収入でございますが、めくっていただきまして、46、47ページの3項1目貸付金元利収入では、前年度まで町が舞木土地地区画整理組合へ貸し付けを行った貸付金の償還金1億2,400万円を計上しておりましたが、償還期間の終了に伴いまして大幅な減となりました。

めくっていただきまして、48、49ページをお願いいたします。4項3目雑入でございます。中ほどより少し下にありますが、魅力あるコミュニティ助成事業助成金500万円ですが、10区鍋谷公民館の建てかえに係ります助成金といたしまして計上させていただいたものでございます。

次のページ、50、51ページをお願いいたします。20款1項町債でございますが、総額で3億4,950万円、前年度に比べ3,260万円の増とさせていただきます。地方交付税の振替財源といたしまして、1目臨時財政対策債では2億3,000万円の借り入れ、2目農林水産業債では農道整備に係る小規模農村整備事業の財源といたしまして770万円を借り入れ、次の3目土木債では都市計画道路整備事業の財源といたしまして3,980万円、4目消防債の緊急防災・減災事業債では2,880万円を防災行政無線デジタル化事業へ充てる予定であります。

最後に、5目教育債では、東小学校トイレ改修事業に充てるため、学校教育施設等整備事業債を4,320万円借り入れをいたします。

これら町債につきましては、全て後年度に交付税措置がある起債となっております。また、今後対象事業費に変更が生じる場合に借入額も変更になることがありますので、あらかじめご理解をいただきたいと思っております。

以上、歳入全般につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。大きくめくっていただきまして、74、75ページをお開きください。2項徴税费でございますが、総額は1億2,286万3,000円で、前年度に比べ771万2,000円、5.9%の減といたしました。

1目税務総務費の予算額は7,136万4,000円で、前年度に比べ395万4,000円の減といたしました。主な要因でございますが、職員人件費の減であります。また、職員人件費につきましては、財務課職員12名分であります。その他、各協議会等への負担金を計上させていただいております。

76、77ページの2目賦課徴収費でございますが、予算額は5,149万9,000円、前年度に比べ375万8,000円、6.8%の減といたしました。主な要因でございますが、固定資産税の賦課におきまして、平成27年度評価がえに必要となります経費を前年度予算で支出したため、固定資産課税客体資料等作成業務委託料が減額となったものであります。

また、78、79ページにあります公売財産鑑定評価委託料につきましては、差し押さえ物件の換価処理のため計上をいたしました。

めくっていただきまして、88、89ページをお願いいたします。6項1目監査委員会費につきましては、前年とほぼ同様の計上でございます。

大きくめくっていただきまして、234、235ページをお願いいたします。12款1項公債費でございますが、総額は3億8,348万2,000円で、前年度比5,432万1,000円、12.4%の減であります。1目元金では、前年度対比5,135万1,000円、12.4%減の3億4,628万2,000円となりました。舞木土地区画整理組合に貸し付けを行った国の予算等貸付金6,200万円の償還が終了したことによりまして、大幅な減額となりました。

また、2目利子につきましては、財務省関係を初め記載のとおり償還を予定しておりまして、前年度より若干の減少となっております。

236、237ページになりますが、最後に14款1項1目予備費に1,000万円を計上し、収支の均衡を図りました。

なお、238ページからは給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書などを順次掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、別紙で配付させていただきました都市計画税及び地方消費税交付金増収分を財源とした社会保障費充当内訳表につきましても、あわせてご覧いただければと思います。

以上で歳入全般及び財務課所管の歳出予算につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます

○議長（福田正司君） 説明の途中ではありますが、ただいまから14時35分まで休憩をいたします。

休 憩 （午後 2時25分）

再 開 （午後 2時35分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

次に、川島総務課長の説明を求めます。

川島総務課長。

[総務課長（川島 賢君）登壇]

○総務課長（川島 賢君） 総務課所管等の歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

予算書の54ページ、55ページをお開き願います。なお、細かな部分につきましては説明欄をご覧いただきたいと思っております。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。予算額は2億5,576万8,000円です。対前年度比279万円の増額となります。説明欄をご覧いただきたいと思っております。職員人件費につきましては、総務課職員14名分の人件費を計上いたしました。特別職人件費につきましては、町長及び副町長の人件費であります。

ページをめぐっていただきたいと思います。57ページになりますが、一般経費につきましては、臨時職員8名分の賃金及び需用費、役務費、委託料、使用料といった一般事務経費等を計上いたしました。中段よりも少し下になりますが、新規事業といたしまして固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定業務委託料を計上いたしました。これは、平成28年度から公会計方式に移行するため、町所有の固定資産税台帳の整備が必要になること、また各自治体において公共施設の修繕、改修、建設、廃止、統合等に係る総合的な中長期管理計画の策定が必要となりますので、それに係る策定業務委託料1,500万円を予算化いたしました。

ページをめぐっていただきたいと思います。59ページになりますが、人事事務事業としまして、人事事務経費、職員研修事業、そして職員の福利厚生事業であります。次に、叙勲等受章祝賀会事業につきましては、1回分の経費を計上いたしました。

ページをめぐっていただきたいと思います。61ページの功労者表彰事業は、前年度よりも若干の増額であります。情報公開・個人情報保護事業は対前年比441万3,000円の減額となりましたが、これはマイナンバー制度導入に係る準備としまして、個人情報取り扱い業務の調査並びに業務委託が終了したためであります。また、行政改革推進事業としまして委員報酬を計上いたしましたが、第6次行革大綱が27年度で完了することから、新しい大綱を策定するための推進委員の報酬であります。

次に、2目広報広聴費であります。予算額は588万2,000円、対前年度比95万2,000円の増であります。「広報ちよだ」のカラー印刷分が増額となっております。

ページをめぐっていただきたいと思います。62ページ、63ページになります。3目会計管理費の予算額は2,237万円、対前年度比21万7,000円の減額であります。内容は、会計課職員3名分の人件費並びに決算書の印刷代、データ通信料等であります。

次に、4目財産管理費の予算額は3,988万1,000円です。対前年度比1億2,931万8,000円の大幅な減となりました。これは、公共施設建設基金新規積立金が大幅な減となったものであります。説明欄をご覧くださいと思います。まず、庁舎管理費につきましては2,260万1,000円で、前年度よりも730万円の減額となりました。これは、庁舎改修工事費が減少したためであります。

ページをめぐっていただきたいと思います。65ページ中段になります。町有自動車管理事業につきましては、公用車9台分の車検費用等を計上いたしました。町有財産管理事業につきましては、財産管理工事としまして旧西幼稚園東園舎の解体工事を予定しております。基金積立金につきましては、前年度に比べ1億2,400万円の大幅減となりました。昨年度は、舞木土地区画整理組合からの貸付金償還金を公共施設建設基金に積み立てましたが、新年度は基金利子のみの積み立てとなっております。

ページをめぐっていただきたいと思います。66ページ、67ページになります。次に、5目企画費につきましては5,291万5,000円、前年度比1,145万9,000円の増であります。これは、社会保障・税番号制度システム事業、通称マイナンバー制度に係る経費が新規に計上されたためであります。まず、まちづくり推進事業ですが、ふるさと事業は町づくり講演会やふるさとカレンダー、千代田の祭

川せがき助成金等であります。広域行政事業につきましては、東広圏組合が解散となりますことから減額となっております。

ページをめぐっていただきたいと思います。69ページになりますが、広域公共路線バス事業、エコちよだ推進事業、協働のまちづくり推進事業は前年度並みの予算となっております。情報システム事業につきましては、情報システム管理事業は情報ネットワークに係る経費、行政情報システム推進事業は財務会計とグループウェアに係る経費、71ページになりますが、地域情報システム推進事業はL G W A Nに係る経費がそれぞれ計上してあります。また、新規事業としまして社会保障・税番号制度システム事業、通称マイナンバー制度に係る経費が新規計上となっております。

6目公平委員会費につきましては、前年度とほぼ同様であります。

7目防犯対策費につきましては1,107万3,000円、前年度よりも33万9,000円の増となりました。防犯対策事業では、警察官O Bによる安全・安心保安員の人件費や役場庁舎周辺への防犯カメラ設置工事代を計上いたしました。防犯灯設置及び管理事業では、業者からリースしておりますL E D防犯灯の使用料及び電気料のほか、行政区から設置要望のありますL E D防犯灯を町が設置する経費を予算化しております。

ページをめぐっていただきたいと思います。72ページ、73ページになります。次に、8目交通安全対策費は1,107万7,000円、前年度よりも73万円の減額となりました。主な事業としましては、説明欄にありますように交通安全活動推進事業や交通安全施設整備事業、チャイルドシート購入費補助金事業を実施いたします。27年度は、通学路における交通安全対策工事を予定しております。

次に、9目自治振興費は3,109万2,000円、前年度よりも1,865万円の大幅増となりました。ページをめぐっていただきたいと思います。74ページ、75ページになります。今年度は鍋谷地区におきまして公民館の建てかえが予定されておりますので、公民館建設補助金を計上いたしました。また、魅力あるコミュニティ助成事業としまして、鍋谷公民館建設に係る群馬県市町村振興協会からの助成金も見込んでおります。

次に、10目諸費は11万7,000円、前年度よりも若干マイナスとなりました。

合併推進費につきましては、当面合併に係る事務がないため廃目といたしました。

ページをめぐっていただきたいと思います。82ページ、83ページになります。2款4項選挙費であります。1目選挙管理委員会費は108万9,000円でありまして、選挙管理委員会に係る運営経費であります。

2目群馬県議会議員選挙費は422万円であります。来月に予定されております群馬県議会議員選挙に係る必要経費であります。

3目群馬県知事選挙費は729万5,000円であります。本年7月に予定されております群馬県知事選挙に係る必要経費であります。

ページをめぐっていただきたいと思います。84ページ、85ページになります。4目千代田町長及び

千代田町議会議員選挙費は753万7,000円であります。来年3月に予定される千代田町長選挙及び千代田町議会議員選挙に係る必要経費であります。

ページをめくっていただきたいと思います。86ページ、87ページになります。5目待矢場土地改良区総代選挙費であります。開票管理者等の経費7万円を計上いたしました。

26年度実施の農業委員会委員選挙は廃目となります。

ページを大きくめくっていただきたいと思います。172ページ、173ページになります。次に、9款消防費であります。予算総額は2億4,704万2,000円です。1項1目常備消防費は1億7,972万8,000円、2目非常備消防費は1,931万円、3目消防施設費は1,345万9,000円、4目災害対策費は3,454万5,000円で予算計上いたしました。

3目消防施設費につきましては、本年度も町消防団の消防自動車3台を購入する予定となっております。また、防火水槽1基の設置も予定されております。

4目災害対策費につきましては、本年度は隔年で行われております防災訓練を実施いたします。また、平成23年度から実施しております防災行政無線の親局及び子局のデジタル化工事が本年度で終了となります。最終年度での調整もあり、予算が増額となっております。

以上、簡単ではございますが、総務課所管等の予算につきましての詳細説明を終了させていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 次に、森住民福祉課長の説明を求めます。

森住民福祉課長。

[住民福祉課長（森 茂人君）登壇]

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから住民福祉課所管歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

予算書78、79ページをお開きください。2款3項1目の戸籍住民登録費ですが、3,087万2,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、住基システム改修等の業務委託料、電算機器等の使用料、保守委託料及び職員人件費となっております。主な支出といたしまして、右ページの説明欄をご覧くださいと思います。1つ目の丸の職員人件費は2名分でございます。3つ目の丸の戸籍住民登録窓口事務につきましては、電算業務委託料の中の住基システムの改修では126万円を計上しております。国民一人一人の番号を割り振って所得や社会保障に関する個人情報をも1つの番号で管理する共通番号制度が平成28年1月からスタートすることを踏まえまして、平成27年度分の対応といたしましてシステム改修の作業委託料を計上しております。

1ページおめくりいただきまして、80、81ページをご覧くださいと思います。2つ目の丸の相談事業では、奇数月の第4金曜日に開設しております法律相談の弁護士への謝礼が主な支出となっております。3つ目の丸の住民基本台帳ネットワーク事業では、システム機器の保守料並びにシステム機器の使用料となっております。次の戸籍電算化事業につきましては、戸籍システム機器の保守料並

びにシステム機器の使用料となっております

次に、民生費でございますが、90、91ページまで大きくお開きください。平成27年度の民生費の総額は12億9,694万2,000円の予算編成とさせていただきます。前年対比3.9%の減額となっております。初めに、3款1項1目の社会福祉総務費では2億860万8,000円を計上いたしました。主な事業ですが、右ページの説明欄をご覧くださいまして、上から3つ目の丸の施設等業務委託料では、総合福祉センター管理運営業務委託料としまして社会福祉協議会に運営をお願いしております老人福祉センター、児童センター、地域活動支援センター、3事業の運営委託料となります。前年対比で430万円ほど増加となっております。福祉センターに係る水道光熱費及び修繕費の増、また児童センターの修繕費及び防球ネットの設置が主な要因となっております。社会福祉協議会補助事業では、職員、役員報酬等の人件費並びに戦没者追悼式の補助金を計上させていただき、前年比で414万ほど増額となっておりますが、生活困窮者への相談対応臨時職員の配置が主な要因となっております。

続きまして、92、93ページをお開きください。2つ目の丸の国民健康保険事業ですが、前年対比2,278万3,000円の減となっております。減額の要因は、国保特別会計繰出金のうち職員給与費の繰出金と一般会計繰出金の財政補填繰り出し分を減額し、計上させていただいております。

次に、臨時福祉給付金ですが、昨年に引き続き実施するもので、消費税の引き上げに対しまして低所得者に与える負担の影響を配慮して、低所得者に対する適切な配慮を行うための国の暫定的、臨時的な措置としまして給付を行う経費でございますが、対象者の条件は前回とほぼ同様で、平成27年1月1日に住民基本台帳に記載された方、町民税が課税されていない方として、町民税が課税されないものの扶養親族等は対象外とされています。給付額は、前回1万円でしたが、今回は6,000円と予定されております。対象者は、前回支給実績をもとに今回1,690人分を計上いたしました。

次に、94、95ページをお開きください。3款1項2目の障害者福祉費では、前年対比1,263万9,000円の減額となっておりますが、平成26年度の実績見込みの基準に基づいて予算を算定しております。初めに、1つ目の丸の一般経費では、上から12行目の備品購入費でございますが、現在使用してございます総合福祉保健システムのサーバー、そのメーカーサポートが平成27年7月で終了しますことから、サーバー機器の入れかえを行うものでございます。一番下の丸、障害者自立支援事業では、99ページまで続きます多くの事業を展開してございますが、各事業とも実績を見込みまして、それをもとに精査をして計上してございます。

また、次の99ページをご覧くださいまして、2番目の丸の障害者計画策定事業でございますが、第2期の障害者計画が平成23年から平成27年度までの5年間の計画となっておりますので、それ以降の28年以降、第3期の策定を行う必要がございますので、今回予算の計上をさせていただきます。

次に、3款1項3目の高齢者福祉費ですが、前年対比254万9,000円の増となりました。一番下の在宅高齢者福祉等推進事業では、おめくりいただきまして101ページをお開きいただき、社会福祉協議

会に委託をすることになっております自立支援サービスセンターほか給食サービス事業、紙おむつ事業など、また在宅ねたきり高齢者等介護慰労金では、介護度4ないし5の相当の方4名分を計上いたしております。

一番下の高齢者健康ふれあい事業では、102、103ページをお開きいただきまして、シルバー人材センター運営委託料が主な支出でございます。1つ目の丸の敬老訪問事業では、100歳、百寿6人、88歳、米寿54人、77歳、喜寿82人のお祝いを計上してございます。次の丸の介護保険事業特別会計繰出金では、前年対比99万円の増額となりましたが、それぞれ町の負担割合を計上してございます。4つ目の丸の後期高齢者対策事業につきましては、それぞれ広域連合から示された提示額を計上しておりますが、療養給付費負担金が増額となっております。

次に、104、105ページをお開き願いまして、4目の医療福祉費でございますが、実績見込みによりまして56万8,000円の減額を見込み、1億570万3,000円を計上いたしました。

5目の人権対策費につきましては、前年並みとなっております。

おめくりいただきまして、106、107ページをお開きください。3款2項1目の児童福祉総務費では、児童館管理運営事業、学童保育所管理運営事業並びに地域子育て支援拠点事業につきまして継続事業として、委託料の計上をしてございます。また、一番下の丸の子育て世帯臨時特例給付金を計上いたしました。臨時福祉給付金と同様に、消費税の引き上げに対しまして子育て世帯への消費の下支えを図る観点から、昨年を引き続きまして実施する臨時的な給付となっております。基準日を平成27年5月31日とし、平成27年6月分の児童手当の受給者を基本にいたしまして、児童1人につき3,000円を1回限りの支給と予定されてございます。対象児童は、前回支給実績をもとに1,560人見込みを計上いたしております。なお、事務費、給付金とも国庫補助金が該当となっております。臨時福祉金も同様に国庫補助金、これを全額充当いたします。

次に、108、109ページをお開きください。2目の児童措置費ですが、児童手当について中学生までの対象者数1,535人と見込んで計上してございます。

次に、3目の母子福祉費では、幼稚園、小中学校並びに高等学校への入学と就職の支度金を計上しております。

次に、4目の児童福祉施設費ですが、東西保育園に係る経費となっております。217万円の増額であります。主に西保育園の園舎の増築計画を考えてございまして、設計委託料による増額となります。なお、3月1日時点での平成27年度の保育園児の申し込み状況ですが、東保育園78名、西保育園156名でございます。そのほか、このページから115ページにかけて、東西保育園の運営に必要な経費を計上させていただいております。

次に、115ページの下丸でございますが、広域入所児童保育実施委託料につきましては、保護者の都合によりまして他の市町への保育要望に対応するため、保育委託料として12名分を計上してございます。

それでは、次に116、117ページをお開き願います。3款3項1目の国民年金事務取扱費ですが、昨年並みに予算計上をさせていただいてございます。

次に、118、119ページをお開き願いたいと思います。最後に、4項1目の災害救助事業につきましては、風水害の被害並びに被災した個人に対してのお見舞金を計上いたしました。

以上で、簡単ではございますが、住民福祉課所管の予算説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 次に、坂本環境保健課長の説明を求めます。

坂本環境保健課長。

[環境保健課長（坂本道夫君）登壇]

○環境保健課長（坂本道夫君） それでは、続きまして環境保健課所管の予算につきまして詳細説明を申し上げます。

それでは、予算書の118ページ、119ページをお開き願います。第4款衛生費でございます。新年度に予定しております事業の主なものにつきまして、右側の説明欄をもとにご説明させていただきます。初めに、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、予算額は9,339万5,000円で、前年度に対し0.8%の増であります。職員人件費につきましては、8名分の人件費となっております。下段の医療対策事業では、邑楽館林医療事務組合等の負担金を計上いたしました。特に邑楽館林医療事務組合負担金の負担割合につきまして、平成27年度から看護学院の一般会計及び厚生病院の企業会計の両会計とも利用者割に統一したこと、また病院の耐震化整備計画の最終年度となることから、その分の施設整備費が含まれていること、これらが主な算定要因となっております。

めくっていただきまして、120ページ、121ページでございます。2目予防費でございますが、予算額は7,781万1,000円で、前年度に対して1.8%の増であります。一般経費でございますが、健診の受診票や申込票などの郵送料及び電算業務委託料並びに住民情報システム使用料等が主なものであります。特に下から10行目のシステム改修委託料につきましては、健康情報システムの番号制度に対応するための改修経費108万9,000円を計上いたしました。下段の予防接種事業につきましては、前年度から定期接種になりました高齢者肺炎球菌予防接種を含め、12種類の予防接種の委託料等3,540万円を計上いたしました。

めくっていただきまして、122ページ、123ページをお願いいたします。説明欄の中ほどの健康増進事業でございますが、予算額は3,112万7,000円で、がん検診事業に2,578万9,000円のほか、次の124ページ、125ページの中ほどにあります骨密度検診事業に119万3,000円、その下の基本健康診査事業に315万8,000円など、各種健康診査及び検診を引き続き実施してまいります。

めくっていただきまして、126ページ、127ページをお願いいたします。3目母子保健費でございますが、予算額は1,541万2,000円で、前年度に対し3.1%の減といたしました。母子保健事業では、予算額を1,432万円とし、妊娠、出産、産後の母子の支援のほか、乳幼児の成長に合わせた各種検診事

業を引き続き実施いたします。特に127ページ下から2行目の不育症治療費助成事業助成金を新規で計上いたしました。これは流産等を繰り返し、医師から不育症と診断された方が治療を行った場合の費用を助成するもので、その上にあります妊婦健診事業や不妊治療費助成事業とあわせ、子供を望むご夫婦の経済的な支援を行うものでございます。

めくっていただきまして、130ページ、131ページまでお願いいたします。上から7つ目にございます養育医療給付事業でございますが、これは未熟児で生まれた際に、特に高度な治療が必要となったお子さんが指定医療機関で入院治療を受ける際に要する医療費を公費で負担する事業でありまして、本年度で3年目となるものであります。

続きまして、4目環境衛生費でございます。予算額は1,885万3,000円で、前年度に対し2.1%の増であります。めくっていただきまして、132ページ、133ページをお願いいたします。上から2つ目の河川浄化対策事業では、エコ補助金を含め浄化槽設置事業費補助金を1,099万7,000円計上したほか、4つ下の地球温暖化対策事業では住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金を400万円計上いたしました。

続きまして、下段の5目保健衛生施設費でございます。予算額は473万2,000円で、前年度に対し3.8%の減といたしました。次のページにかけて記載のありますように、保健センターの管理運営に関する経費でございます。

なお、以上の1項保健衛生費の合計でございますが、前年度に対し0.9%増の2億1,020万3,000円とするものであります。

続きまして、2項清掃費でございます。1目塵芥処理費でございますが、予算額は1億9,625万8,000円で、前年度に対し2.3%の増であります。塵芥処理事業では、次の136、137ページにかけて記載がございますが、大泉町外二町環境衛生施設組合及び太田市外三町広域清掃組合のそれぞれの負担金が主なものであります。特に太田市外三町では、新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価の本格的な調査が実施されるため増額となっております。

次の2目し尿処理費でございますが、館林衛生施設組合の負担金につきまして前年とほぼ同様の3,039万5,000円を計上いたしました。

最後に、3目コミュニティプラント施設費でございますが、予算額は916万5,000円で、前年度に対し3.4%の増であります。めくっていただきまして、138ページ、139ページの施設改修工事費につきましては、稼働後13年を経過することから、安定稼働のため前年度に引き続き、機械類の交換やオーバーホール等を実施するものであります。

なお、2項清掃費の合計でございますが、前年度に対し2%増の2億3,581万8,000円といたしました。

以上、環境保健課所管の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 次に、野村経済課長兼農業委員会事務局長の説明を求めます。

野村経済課長兼農業委員会事務局長。

[経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） 経済課及び農業委員会所管の平成27年度一般会計歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、86、87ページをお開き願います。右側の説明欄に沿って、主な事業についてご説明を申し上げます。下の段にあります2款総務費、5項統計調査費、1目統計総務費は7万9,000円の計上で、統計調査員確保対策事業の需用費でございます。

次のページをお願いいたします。2目の統計調査費の統計調査事業といたしまして、5年に1度の国勢調査が実施されますことから、統計調査員、指導員に対します報酬とその経費でございます。

以上、5項統計調査費は前年度比81.9%増の363万2,000円でございます。

大きく飛びまして、138、139ページをお願いいたします。下の段、5款労働諸費、1項労働諸費、1目労働諸費でございます。館林地区職業訓練運営会負担金を初めといたしまして、労働対策事業の連合群馬館林地区協議会助成金、また勤労者資金利子補給事業など、前年同様の計上とさせていただきます。

次のページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。事務職員1名減によります人件費のほか、一般経費につきましては委員報酬、電算委託料や負担金など、26年度と同様の計上でございます。一番下の機構集積支援事業は、農地中間管理機構事業が実施されることに伴いまして、これまでの農地制度実施円滑化事業の名称が変わったもので、内容につきましては農地パトロールの手当など同じものでございます。

次の142、143ページをお願いいたします。2款の農業総務費につきましては、職員4名分の人件費と一般経費、3目の農業振興費では一般経費におきまして農家及び農業関係団体への支援を26年度と同様に実施したいと考えておりますので、その補助金などの計上をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。生産調整推進対策事業では、26年産の米価の下落で農家には多大な影響が出ましたが、27年度においても米価格安定対策事業補助金などを初めといたしまして、農家の支援をしてまいりたいと考えております。農業振興対策事業から次のページの有害鳥獣捕獲事業につきましては、26年度と同様の事業が実施できますよう予算を計上させていただきました。

4目の畜産業費につきましても、昨今鳥インフルエンザなど家畜の伝染病が話題になることが多くなっておりますが、伝染病の蔓延を防ぐため26年度と同額の計上をさせていただいております。

次に、下の段、5目農地費につきましては、次のページをお願いいたします。小規模農村整備事業につきましては、県補助事業の農道整備が26年度の2本から1本の選択となったため、工事費、用地購入費などを含めまして約1,600万円の減額となっております。農地整備事業では、圃場整備工事費を新たに計上いたしました。これは、農地の面的集積を図る地区や農業者に、畦畔を撤去し作業効率を

上げるために、27年度より取り組む事業でございます。多面的機能支払交付金事業は、やはり本年度より計上いたす予算でございますけれども、26年度までは農地・水保全管理支払交付金と呼ばれ、群馬県で組織する協議会から農地の維持や水路、道路などの補修、地域ぐるみで行う協働活動に対し、その活動費として交付されていた事業でございます。制度の変更によりまして、活動組織への活動費を町を通じて交付する補助事業であり、千代田町では現在2地区が取り組んでいます。次の農地中間管理事業も27年度の新規事業でございます。この事業は、農地の面的集積を図ることを目的とした事業で、業務委託料といたしまして、マッチングと言われる出し手と借り手の調整業務で実績を持つ農協に一部業務を委託し、補助金は出し手農家が経営転換や集積化に協力する場合の協力金でございます。

以上、農業費につきましては、17.2%減の1億1,030万4,000円を計上させていただきました。

次の150、151ページをお願いいたします。2項林業費につきましては、森林病虫害等防除事業として樹幹注入による防除、松くい虫被害木処理など昨年同様の事業に加え、新たにぐんま緑の県民基金市町村提案型事業では、児童を対象として水の源であり環境保全に重要な役割を果たしている森林の体験型教育授業を計画しております。林業費につきましては、前年比23.6%減の845万7,000円の計上とさせていただきます。

次のページ、152、153ページをお願いいたします。7款1項商工費、1目の商工総務費におきましては、職員2名の人件費のほか、需用費といたしまして観光等推進を図るため、物産展や町PRパンフレット作成の経費を新たに見込んでおります。

2目商工振興費につきましても同様の事業を実施してまいります。ふれあいタウン内の商業用地に進出された小売店などに対しまして、固定資産税並びに都市計画税相当分を奨励金として交付する商業施設誘致促進奨励事業が5年目を迎え、償却資産の評価の減少によりまして交付額が減少すると試算をしております。

次の154、155ページをお願いいたします。3目中小企業制度融資費では、26年度と同様に町制度融資事業を実施して中小企業の支援をしてまいります。

4目消費者行政費でも昨年と同様に、いまだに後を絶たない振り込め詐欺などから消費者を守るため、大泉町の消費生活センターに業務を委託していきます。

商工費合計は、前年比3.7%減の1億2,003万3,000円を計上させていただきました。

以上、簡単ではございますけれども、経済課及び農業委員会所管の平成27年度歳出予算につきまして詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 次に、石橋建設水道課長の説明を求めます。

石橋建設水道課長。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） 建設水道課所管の歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、予算書の154ページ、155ページをお願いいたします。8款土木費でございます。予算総額は4億1,480万円でございます。前年度と比較しますと8%の減となっております。1項1目土木総務費の予算額は4,702万6,000円でございます。主な内容につきましては、備考欄、職員人件費では建設水道課職員6名分の人件費でございます。一般経費では、156ページ、157ページをお願いいたします。パート職員1名分の賃金並びに需用費、その他各種負担金を計上いたしました。

次に、2項1目道路橋梁総務費の予算額は800万6,000円でございます。主な予算につきましては、備考欄、道路愛護事業と法定外公共物管理事業、158ページ、159ページをお願いいたします。道路台帳整備事業、嘱託登記事業、土木工事積算事業を計上いたしました。

次に、2目道路維持費の予算額は3,230万4,000円でございます。主な予算につきましては、説明欄、道路維持管理事業では昨年2月の記録的大雪を教訓に策定した大雪時における群馬県道路除雪行動計画を踏まえ、除雪作業等手数料を増額計上いたしました。また、原材料費として道路補修材や敷砂利、融雪剤の経費を計上しております。道路維持補修事業では、町道22号線下中森地内側溝改修工事1路線分の測量等調査委託料、工事費及び電柱移転に伴う工作物等移転補償費と、各行政区長から緊急的な要望に対応できるよう雑工事費を計上してございます。環境整備事業では、ふれあいタウンちよだ調整池害虫駆除手数料と町内道路側溝の清掃費等のほか、今年度よりふれあいタウンちよだ南北調整池2カ所の除草搬出費用を東部住宅団地建設費から項目がえにより計上いたしました。街路樹管理委託事業につきましては、町道10路線分の平成26年から5年契約の2年目となります街路樹管理委託料等を計上しております。

160ページ、161ページをお願いいたします。次に、3目道路新設改良費の予算額は1億1,035万円でございます。主な予算につきましては、説明欄、道路新設改良整備事業では町道1-190号線福島地内道路改良工事1路線分の測量等調査委託料、工事費、用地買収費及び電柱移転等に係る工作物等移転補償費を計上しております。都市計画道路整備事業では、平成23年度から平成27年度の5カ年計画を進めております都市計画道路赤岩新福寺線に係る物件補償再算定委託料や用地購入費6件分と建物等物件補償費3件分を計上しております。

なお、都市計画道路赤岩新福寺線につきましては、現事業認可が平成27年度までとなっておりますが、再三お話しさせていただいておりますとおり、国では東日本大震災の復興が最優先のため、国庫補助金が要望額に対し毎年半分程度となっていることや、用地交渉の難航によるおくれから、3年程度事業延長の計画変更を予定しております。

次に、4目橋梁維持費の予算額は1,080万円でございます。内容につきましては、説明欄、橋梁維持事業では、社会インフラ再構築への取り組みといたしまして、橋長10メートル以上15メートル未満の橋梁34橋中、平成26年度の残り13橋の点検や、平成26年7月道路法改正により全ての橋梁について5年ごとの近接目視による点検が義務づけられたことに伴い、橋長15メートル以上の橋梁10橋が平成23年の点検から5年経過となるため10橋の再点検業務委託料や、平成24年度策定の橋梁長寿命化修繕

計画に基づき、橋長15メートル以上の10橋中1橋分の延命化のための補修工事費でございます。

次に、5目渡船管理費の予算額は884万9,000円でございます。群馬県から委託を受けております県道熊谷館林線に係る赤岩渡船の運営費を計上いたしました。主な内容といたしましては、説明欄、一般経費といたしまして、渡船の船夫2名分と利用者の安全確保のための補助員1名分の賃金及び保険料等でございます。また、渡船運営費といたしまして、162ページ、163ページをお願いいたします。渡船運航に必要な燃料費等ほか、新規に渡船待合室にAED配備のための借り上げ料を計上しております。

次に、6目用悪水路費につきましては10万円で、基幹排水路の維持管理に要する清掃費等でございます。

次に、3項1目河川総務費の予算額は33万円でございます。内容につきましては、昨年同様各種同盟会、協議会等への負担金及び河川清掃奨励助成金でございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。次に、4項1目都市計画総務費の予算額は356万1,000円でございます。主な内容につきましては、説明欄、一般経費といたしまして、各種協議会への負担金等でございます。木造住宅耐震診断者派遣事業では、前年同様に昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象とした10件分の診断者派遣業務委託料でございます。木造住宅耐震改修事業では、耐震診断の結果、倒壊する可能性がある、または高いと診断されたものを対象に、倒壊しない、または一応は倒壊しないとなるよう耐震補強工事を行う場合80万円を上限として補助するもので、2件分の計上でございます。また、民間建築物アスベスト含有調査事業では、民間建築物の壁、柱、天井等に吹きつけられたアスベストの含有調査を実施するものを対象に、25万円を上限として補助するもので、5件分の計上でございます。

166ページ、167ページをお願いいたします。次に、2目公園整備事業費につきましては3万5,000円で、協議会負担金等でございます。

次に、3目公園管理費の予算額は2,971万1,000円でございます。主な内容といたしましては、説明欄、一般経費では臨時職員2名分の人件費でございます。公園管理事業につきましては、光熱水費及び芝刈り機等の修繕料、高木の剪定手数料、なかさと公園ほか6公園の平成26年度から5年契約の2年目となる公園緑地維持管理委託料及びシルバー人材からの作業員2名分の派遣委託料等でございます。使用料では、公園管理用の大型芝刈り機が購入から14年経過による老朽化のため、新規に芝刈り機リース料5年予定を計上いたしました。公園補修等工事費では、なかさと公園の管理棟を初め、あずまや、トイレ屋根の塗装工事費や遊具修繕費でございます。

168ページ、169ページをお願いいたします。次に、4目公共下水道費の予算額は1億5,265万5,000円でございます。内容といたしましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、5目東部住宅団地建設費につきましては1万円で、消耗品でございます。

次に、6目新規工業団地事業費の予算額は18万円でございます。内容といたしましては、誘致活動

に伴う鉄道実費やPR資料の郵送料等でございます。

次に、5項1目住宅管理費の予算額は1,088万3,000円でございます。170ページ、171ページをお願いいたします。主な内容といたしましては、説明欄、職員人件費では職員1名分の人件費でございます。町営住宅維持管理事業では、町営住宅の維持管理に必要な修繕料ほか経費や、敷地借地料では長良団地の借地料を計上してございます。

次に、234ページ、235ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、前年同様、存目の1,000円の計上でございます。

236ページ、237ページをお願いいたします。最後となりますが、13款3項1目開発公社費でございますが、西邑楽土地開発公社運営費補助金といたしまして、前年同様30万円を計上いたしました。

以上、建設水道課所管の予算につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 次に、高橋教育委員会事務局長の説明を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（高橋充幸君）登壇]

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） それでは、続きまして教育委員会関係の平成27年度予算の説明を申し上げます。

教育費予算の総額についてですが、予算書の最初のほうの12、13ページをお開きください。左側の12ページの10款教育費を見ていただきますと、本年度予算額が7億2,395万円、前年度と比較しますと5,139万4,000円の増額、割合で7.6%増となっております。増額要因としましては、町長の予算説明にもありましたとおり、中学校、西小学校に引き続きまして東小学校のトイレ改修工事を予定しておりまして、それが増額の主なものとなっております。

それでは、予算書の174、175ページをお開きください。中段から10款教育費です。最初に、1項教育総務費、1目教育委員会費で、教育委員の報酬等、教育委員会関係の支出となっております。

その次に、2目事務局費としまして、右側説明欄の職員人件費としまして、事務局職員の職員人件費と、次の177ページ上段、教育長人件費になります。177ページ、説明欄上段の丸で一般経費、中段のほうになりますが、東毛林間学校運営事業では林間学校に係る支出となっております。

下段になりますが、3目奨学金で、進学意欲と能力はありますが、経済的理由により進学困難な者に対して奨学金を貸し付ける事業となっております。

次に、4目教育研究所費です。右側の説明欄では、教育研究奨励事業としまして、町負担で少人数指導等を行うマイタウンティーチャーに係る臨時補助教員賃金や、きめ細かな支援を行う特別支援教育支援員賃金等が主な支出となっております。

次のページ、178、179ページをお開きください。右側説明欄の2つ目の丸ですが、英語指導助手設置事業ではALTを1名増員しまして、小中学校合わせて3名の配置を予算計上しております。

このページ中段からは、2項小学校費です。1目の学校管理費では、右側説明欄を見ていただきますと、学校運営費としまして東小学校運営事業が183ページ上段まで、その次に西小学校運営事業が185ページの中段にかけて計上されております。主なものとしましては、用務員や図書事務の臨時職員賃金や消耗品費、光熱水費等の学校運営関係の支出となっております。

185ページをお開きください。説明欄の中段からは学校管理運営事業としまして、初めに東小学校施設管理事業、次のページ、187ページ上段から西小学校施設管理事業がありますが、ともに小学校施設を管理する上で必要となります警備保障委託料、電気設備保守点検委託料が主な支出となっております。

187ページの説明欄中段、下のほうですが、東小学校施設整備事業がありますが、先ほども申し上げとおり施設改修工事費ではトイレ改修工事を予定しております。

次の188、189ページをお開きください。上段で、2目教育振興費としまして右側説明欄を見ていただきますと、教育振興事業では教材用備品購入費や図書購入費が主な支出となっております。説明欄の中段では、就学奨励事業がありまして、経済的に就学が厳しい児童の保護者に対しまして就学援助費の支出となっております。

このページの最下段ですが、3項中学校費です。1目学校管理費で、右側説明欄では学校運営費となりまして、次のページ、説明欄の上段で中学校運営事業がありまして、臨時職員賃金や消耗品費、光熱水費等、中学校の運営に必要な支出となっております。

次に、192、193ページをお開きください。右側説明欄の中段では学校管理運営事業があり、最初の中学校施設管理事業では、警備保障や電気設備保守点検委託料等の支出となっております。説明欄の下のほうになりますが、中学校施設整備事業として修繕料や、次の195ページ上段では3行目になりますが、施設改修等工事費としまして、調理室排水管改修工事やプール循環装置改修工事が主な支出となっております。

次に、2目教育振興費としまして、右側説明欄では教育振興事業として教材用備品購入費、図書購入費の支出、次の就学奨励事業では就学援助費が主な支出となっております。

このページの下段になりますが、4項幼稚園費です。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費としまして、次の197ページ上段にかけて東西幼稚園の職員人件費となっております。説明欄の上段に、幼稚園運営費としまして東幼稚園運営事業があります。また、次の198ページ上段では西幼稚園運営事業がありまして、東西幼稚園ともに園医報酬や臨時職員賃金、光熱水費等の幼稚園関係の支出となっております。

次に、200、201ページをお開きください。右側説明欄上段に、保育推進事業としまして備品や絵本の購入費、中段からは施設管理事業としまして東西幼稚園の施設管理に必要な警備保障や清掃管理委託料が主な支出となっております。

次に、202、203ページをお開きください。右側説明欄上段では、施設整備事業としまして東幼稚園

施設整備事業では、施設補修工事費の保育室トイレ改修工事が主な支出となっています。

このページの下段では、5項社会教育費、1目社会教育総務費となっています。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に一般経費が計上されています。

204、205ページをお開きください。右側説明欄中段やや上のほうですが、地域社会教育活動総合事業がありまして、地域社会教育活動事業では子ども体験教室等の子ども学習支援事業関係や、野外活動支援事業関係の経費、中段下のほうではセミナー事業としましてヤングセミナー関係の支出が主なものとなっています。

次に、206、207ページをお開きください。説明欄の上段ですが、生涯学習推進事業としまして文化教養教室等の講師謝礼、パソコン講習会の委託料、文化協会補助金が主な支出となっています。中段では文化祭事業、その下で高齢者教室事業があります。

次の209ページお開きください。209ページ上段では、コンサート事業が計上されております。また、その次は子ども会育成会推進事業としまして、子ども会への補助金が主な支出となっています。次に青少年教育推進事業がありまして、成人式典事業や青少年健全育成事業関係の支出となっています。

次に、210、211ページをお開きください。2目人権教育費になりますが、右側の説明欄を見ていただきますと、最初に一般経費、中段の集会所管理運営費では、集会所の修繕料や集会所管理補助金が主な支出となっています。その下のほうに人権教育推進市町村事業がありまして、人権教育推進事業では各集会所で開催されるふれあい交流学習会の講師謝礼や、人権教育研修会事業では人権教育講演会の講師委託料が主な支出となっています。

このページの下段になりますが、3目文化財保護費がありまして、右側説明欄では文化財保護調査員の報酬や、次の213ページ、説明欄中段になりますが、文化財保護調査員の研修会等の文化財保護関係の支出となっております。

このページ中段からは、4目図書館費になります。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に図書館管理運営費で、次の215ページにかけまして臨時職員の人件費、電算機器保守委託料、情報機器使用料が主な支出となっています。

215ページの説明欄、最初の白丸ですが、図書館資料購入費としまして、図書や視聴覚資料の購入費が計上されています。その下の図書館施設管理事業では、警備保障などの委託料が主な支出となっています。

このページ下段では、5目町民プラザ費になります。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次の一般経費では消耗品費や、次の217ページ、説明欄の10行目あたりになりますが、芸能文化行事委託料、印刷機借上料等が主な支出となっています。説明欄中段では、町民プラザ施設管理事業としまして、次の219ページにかけて光熱水費、緑地管理委託料、空調機器保守委託料や舞台音響設備保守管理業務委託料が主な支出となっています。中段の機器補修工事費では、ホールつりもの関係電気設備更新工事が主なものとなっています。

このページ下段からは、6項保健体育費です。1目体育総務費で、右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に一般経費がありまして、次の221ページ上段にかけてスポーツ推進委員の報酬や、221ページ中段になりますが、体育協会補助金が主な支出となっています。説明欄中段からはスポーツ振興事業がありまして、町民体育祭、サッカーフェスティバル大会、新春ウォークあるけあるけ大会を初め各スポーツ大会、教室関係の支出が、次の223ページにかけて計上されております。

222、223ページをお開きください。下段になりますが、2目の体育施設費です。右側説明欄では、社会体育施設管理事業として、町民体育館の施設管理関係の支出が計上されています。光熱水費や、次の225ページ中段になりますが、施設改修工事費では町民体育館の1階トイレ改修工事費が主な支出となっております。

中段からは、3目総合体育館・温水プール費になります。右側の説明欄を見ていただきますと、一般経費が計上されております。最下段から次の226ページ、説明欄の上段にかけて総合体育館・温水プール管理運営事業としまして、燃料費が主な支出となっております。226、227ページ、説明欄の上のほうですが、総合体育館・温水プール施設管理事業としまして、光熱水費や各種保守管理委託料、下から6行目にありますが、民間委託したプール監視等業務委託料が主な支出となっています。

次の228、229ページをお開きください。4目給食センター費です。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費がありまして、次の共同調理場施設運営費では、主な支出としまして臨時職員賃金や光熱水費、給食材料費となっております。説明欄最下段になりますが、共同調理場施設管理事業としまして、次の230ページ上段にかけて、警備保障や高窓等清掃の委託料や施設用ボイラー使用料が主な支出となっております。

230、231ページです。中段からは、5目運動場管理費としまして、右側説明欄を見ていただきますと、東部運動公園施設管理事業がありますが、主な支出としましては緑地管理委託料や、下から2行目の施設改修工事費では、総合体育館前の芝生広場東側にあります噴水の撤去改修工事を計上しております。

次の232、233ページをお開きください。右側説明欄ではサッカー場施設管理事業としまして、緑地管理委託料が主な支出となっています。

以上、簡単ですが、教育委員会関係の平成27年度予算説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 以上で、平成27年度千代田町一般会計予算についての各課長、局長の詳細説明を終わります。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） 以上で本日の日程を終了いたします。

あす6日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散 会 （午後 3時49分）

平成27年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成27年3月6日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第26号 平成27年度千代田町一般会計予算
議案第27号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第28号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成27年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第30号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第31号 平成27年度千代田町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	坂本道夫君

經濟課長 兼農業委員局長 事務局長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君
會計管理 兼會計課長	加藤政一君
教育委員 兼事務局長	高橋充幸君
農業委員會 委員長	服部慎衛君
監査委員	白石正躬君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宗川正樹
書記	大澤美登里
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時02分)

○開議の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議案第26号～議案第31号の説明

○議長(福田正司君) 昨日の一般会計予算の説明に引き続き、各課長から特別会計予算並びに水道事業会計予算の詳細説明を求めます。

初めに、平成27年度千代田町国民健康保険特別会計予算及び平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算並びに平成27年度千代田町介護保険特別会計予算について、森住民福祉課長の説明を求めます。

森住民福祉課長。

[住民福祉課長(森 茂人君)登壇]

○住民福祉課長(森 茂人君) おはようございます。それでは、私のほうから3会計、続けましてご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず議案第27号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。国保の予算編成に関する原則は、歳出の大部分を占める療養給付費等の支出が被保険者の自由意思によりますことから、最初に事務執行に必要な歳出費用を見積もり、これに対して歳入を組むという方式をとってございます。予算編成に当たりまして、被保険者数を一般被保険者では3,500人、退職被保険者では300人とそれぞれ見込み、予算の総額を16億1,657万6,000円といたしました。前年対比1億2,739万6,000円、率にして8.6%の増額となっております。

それでは、事項別明細書にてご説明を申し上げますので、252、253ページをお開き願います。初めに、歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税ですが、現年分の税につきましては、平成25年中の所得を基準に賦課試算の調定見込額に対しまして92%の収納率で計上し、また滞納繰り越し分につきましては、調定見込額の15%の収納率で計上いたしました。

一般被保険者の国保税全体で見ますと、前年対比3,801万3,000円、12.9%増となっております。前年からの税率改定が主な要因でございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、現年課税分につきましては調定見込額に対して97%の収納率を計上し、滞納繰り越し分につきましては調定見込額の18%の収納率で計上いたしました。退職被保険者の国保税全体で見ますと、前年度対比231万1,000円、8.1%増となっております。

次に、254、255ページ、おめくりいただきまして、お開き願います。3款1項1目の療養給付費等負担金につきましては、国が基準額の32%を負担することとなっているもので、それぞれ計上いたし

ました。

2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、町が国保連合会に納付する拠出金の4分の1の負担額が、3目の特定健康診査等負担金では補助基準額の3分の1の負担額を計上させていただきました。

2項1目の財政調整交付金につきましては、1節の普通調整交付金では、各市町村の保険給付費額医療費及び所得水準に基づき財政力格差を調整するために交付されるもので、また2節の特別調整交付金は各市町村の個々の特殊事情により財政面の不均衡を調整するための交付金で、それぞれ前年度交付見込額をもとに計上させていただきました。

おめくりいただきまして、続いて256ページ、257ページをお開き願います。4款1項1目の療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の医療分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金からの概算交付見込額を前年比1,002万2,000円減額いたしまして、計上してございます。

5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、国保に前期高齢者と言われる65歳から74歳の加入者が偏在する傾向にあることから、加入率や医療支出費等の状況により負担調整されるもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されますが、見込額を計上してございます。

6款1項1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金と同様に町が国保連合会に納付する拠出金の4分の1に当たる県負担分の額を、また2目の特定健康診査等負担金につきましても、国庫負担金と同様に基準額の3分の1の県負担を計上させていただきました。

2項1目の財政健全化補助金につきましては、町が行う福祉医療費助成制度に伴う国庫負担金等削減分の補填といたしまして、一般会計より繰り入れした対象額の2分の1相当の補助金を計上してございます。

続きまして、258、259ページをお開き願います。2目の財政調整交付金の1節の安定化交付金及び2節の支援交付金につきましては、財政と運営の安定化を図るものとして、前年度概算交付額をもとに計上させていただきました。

7款1項の共同事業交付金につきましては、一定額を超える医療費並びに高額医療費に対する交付金ですが、財政面の安定化や保険税の平準化を図ることを目的として、県国保連合会が実施主体となりまして高額な医療に対する再保険事業となるものですが、拠出額と同額をそれぞれ計上してございます。

おめくりいただきまして、260ページ、261ページをお開き願います。9款1項1目の一般会計繰入金ですが、1節保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、法定繰入金として毎年度国より指示される算定基準に基づき行われる繰り入れ内容でございますが、国、県の負担金または地方交付税算定対象となるもので、それぞれ計上させていただきました。また、6節のその他一般会計繰入金では、福祉医療費国庫負担削減分として計上させていただきました。

おめくりいただきまして、262、263ページをお開き願います。10款1項2目のその他繰越金では、

平成26年度からの繰越金として2,000万円を計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、266、267ページまで飛んでお開き願います。1款1項1目の一般管理費ですが、説明欄をご覧いただきたいと思えます。職員人件費では担当職員2名分の人件費、一般経費では国保事務に関する電算業務委託料を初めとした諸経費、またレセプト点検事業におきましては臨時職員2名分を計上させていただきました。

おめくりいただきまして、268、269ページをお開き願います。2項1目の賦課徴収費につきましては、国保税賦課に伴う電算処理委託料、また国保税徴収では収納対策パート職員1名分の人件費を計上させていただきました。

おめくりいただきまして、270、271ページをお開き願います。2款の保険給付費ですが、国保事業の最も中核となるものですが、予算総額全体の約60%を占めることとなっております。医療費の算出に当たっては、過去の医療費実績を踏まえ、更に最近における医療費動向を考慮し、総合的に判断した上で見積もりをしております。その結果、1項の療養諸費につきまして、1目一般被保険者療養給付費では前年度対比1.5%増、また2目の退職被保険者等療養給付費では、退職被保険者が減少しておりますことから、前年対比26.6%減として、それぞれ計上してございます。

おめくりいただきまして、272、273ページをお願いします。2項の高額療養費につきましても、同様に過去の医療実績を踏まえまして、更に最近における医療費動向を考慮して総合的に判断した上で、それぞれ計上させていただきました。

おめくりいただきまして、274、275ページをお開き願います。中ほどの4項1目の出産育児一時金では15件分、また5項1目の葬祭費につきましては20件分をそれぞれ前年度実績見込み額を勘案し、計上させていただきました。

おめくりいただきまして、276、277ページをお開き願います。3款1項の後期高齢者支援金等並びに次の278、279ページの4款1項の前期高齢者納付金等につきましては、社会保険診療報酬支払基金への納付見込み額をそれぞれ計上させていただいております。

5款1項の老人保健拠出金につきましては、清算事務等における拠出金支出の見込みを計上させていただきました。

おめくりいただきまして、280、281ページをお開き願います。6款1項1目の介護納付金につきましては、介護保険事業への財源となるもので、社会保険診療報酬支払基金への納入見込み額を計上させていただいた内容となっております。

次に、7款1項の共同事業拠出金につきましては、1目及び4目とも一定額あるいは高額な医療費が生じて、実績に基づきました財政の安定化目的として交付される共同事業ですが、その財源を国保連合会に拠出するものであり、県国保連合会の通知額に基づきましてそれぞれ計上してございます。

おめくりいただきまして、282、283ページをお開き願います。8款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、40歳以上74歳以下の方を対象にした生活習慣病予防を目的とするもので、1,500人

分の健診委託料及び60人分の保健指導委託料を計上してございます。

おめくりいただきまして、284、285ページをお開き願います。2項1目の保健衛生普及費につきましては、国民健康保険法第82条に基づき、健康教育や健康相談、その他被保険者の健康保持、増進に関する必要な事業費を計上してございます。

おめくりいただきまして、次に286、287ページをお開き願います。下段の11款1項1目及び2目につきましては、被保険者の資格移動等が生じた場合の過年度保険税の還付金となるものでございます。

次に、290、291ページまで飛んでお開きを願います。12款1項1目の予備費につきましては、各事業において予測できない支出の発生等により迅速な支出対応、それと歳入歳出の均衡を図るために500万円を計上いたしました。

以上で、簡単ではございますが、国民健康保険特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定に基づきまして、発足から8年目を迎えました。運営に当たりましては、群馬県後期高齢者医療広域連合が主体となり、保険料賦課の決定や医療給付等を行っており、町では保険料徴収業務や各種窓口受付業務を行うなど、相互に連携しながら業務を効果的に行っているところでございます。

予算編成に当たりまして、被保険者数を1,500人と推計を見込みまして、予算総額を1億380万3,000円とさせていただきます。前年対比56万9,000円、率にして0.6%の微増となっております。

それでは、事項別明細書にてご説明を申し上げます。301、302ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、初めに1款1項の後期高齢者医療保険料ですが、医療給付費の10%を賄う財源となるものでございますが、県広域連合の算出資料に基づき計上させていただいております。1目では、老齢年金等からの天引きによる特別徴収保険料、また2目では特別徴収以外の納入通知書や口座振替による普通徴収保険料でございまして、保険料収入総額は歳入全体における61.8%の割合を占めております。

2款1項の一般会計繰入金ですが、1目の事務費繰入金では、町が行う後期高齢者事務に要する諸経費と県広域連合共通経費としての事務費負担金を合算いたしまして計上させていただいております。

2目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に係ります保険料軽減相当額を基準として、一般会計から後期会計へ繰り入れることが定められているもので、広域連合より示された所要額を計上させていただきました。なお、繰入額の4分の3が一般会計へ県補助金として交付されることとなっております。

3款1項1目の繰越金につきましては、前年と同額を計上させていただいております。

おめくりいただきまして、303、304ページをお開き願います。下段の4款3項1目の受託事業収入ですが、健診事業は広域連合が町へ委託して行うことを基本としているため、町が実施する550名分

の健診委託料と10名分の人間ドック補助金を合算した費用額を受託事業収入として計上させていただいております。

おめくりいただきまして、次に歳出でございますが、305、306ページをお開き願いたいと思います。1款1項1目の一般管理費でございますが、主な経費といたしましては、町の各種届け出に関する受け付け処理等の事務経費や550名分の健診委託料が主なものでございます。

次に、2項1目の徴収費につきましては、保険料の賦課徴収に関する電算処理委託料が主な内容となっております。

おめくりいただきまして、307、308ページをお開き願います。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合により示された納付額が基本となっているものですが、共通経費として事務費負担金及び医療給付費の財源となる町が徴収した保険料負担金並びに保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入負担金を合算し、記載の金額を計上させていただいたものでございます。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、被保険者の資格移動等が生じた際における過年度保険料徴収分の還付金となるものでございます。

309、310ページまでお開きを願いたいと思います。4款1項1目の予備費につきましては、各事業において予測できない支出の発生等による迅速な支出対応と、歳入歳出の均衡を図るため300万円を計上させていただきました。

以上で、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計の詳細説明とさせていただきます。

それでは、続きまして議案第29号 平成27年度千代田町介護保険特別会計予算につきまして詳細説明を申し上げます。まず、311ページをお開き願います。第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,011万2,000円と定めるものでございます。第2条では、一時借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。第3条では、歳出予算の流用につきまして定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。319、320ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料収入で、保険給付費及び地域支援事業費のうち、22%の財源となるものでございます。基礎数値として被保険者数を3,087人で見込みまして、特別徴収を全体の約9割、普通徴収を1割で見込み、計上してございます。

3款1項の国庫負担金でございますが、1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付に係る合計費用である標準給付費のうち施設サービスの15%分、その他サービスの20%分の財源を計上してございます。

3款2項の国庫補助金でございますが、1目の財政調整交付金につきましては、標準給付費の5%を基準とし、交付率が調整されているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、321、322ページをお開き願います。2目並びに3目の地域支援事業交付金でございますが、地域支援事業費のうち介護予防事業費の25%分、包括的支援事業・任意事業

費の39%分の財源を計上してございます。

4款1項の支払基金交付金でございますが、標準給付費及び介護予防事業費に対する第2号被保険者の保険料負担分といたしまして社会保険診療報酬支払基金から市町村に交付されるものでございまして、1目の介護給付費交付金では標準給付費の28%分、また2目の地域支援事業支援交付金では介護予防事業費の28%の財源を計上してございます。

5款1項の県負担金でございますが、1目の介護給付費負担金では、標準給付費のうち施設サービスの17.5%分、その他サービスの12.5%分の財源を計上してございます。

1枚おめくりいただきまして、323、324ページをお開き願います。5款3項の県補助金でございますが、1目では介護予防事業費の12.5%分、2目では包括的支援事業・任意事業費の19.5%分の財源を計上してございます。

7款1項の一般会計繰入金でございますが、1目及び2目ではそれぞれ事業費の12.5%分、またおめくりいただきまして、325、326ページをお開き願います。3目では事業費の19.5%分の繰入金を計上してございます。

4目の低所得者保険料軽減繰入金は新設でございますが、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、その財源となります繰入金を計上してございます。

5目のその他一般会計繰入金では、職員給与等及び事務費の繰入金を計上してございます。

続きまして、歳出でございます。329、330ページまで、大きくおめくりください。1款の総務費、1項1目の一般管理費でございますが、説明欄をご覧いただきたいと思っております。職員人件費では、介護保険係2名分の人件費、また介護保険事業運営費では、事業運営に係る経費を計上してございます。

次に、2項1目の賦課徴収費では、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上してございます。

おめくりいただきまして、331、332ページをお開き願います。3項1目の認定調査等費並びに2目の認定審査会共同設置負担金につきましては、前年度同様の内容となっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、333、334ページをお開き願います。4項1目の趣旨普及費につきましては、制度周知用のパンフレットの印刷製本費を計上してございます。

5項1目の運営協議会費では、介護保険運営協議会の委員報酬等を計上してございます。

次に、2款の保険給付費、1項の介護サービス等諸費でございますが、要介護1から要介護5までの認定者を対象とした介護サービスの給付費でございます。

主な項目でございますが、1目の居宅介護サービス給付費につきましては3億5,307万3,000円を計上しまして、1枚おめくりいただきまして、335、336ページをお開き願います。中ごろですが、5目の施設介護サービス給付費につきましては、3億9,151万9,000円を計上してございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、337、338ページをお開き願います。2項の介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1及び要支援2の認定者に係る介護予防サービスの給付費でございます。続きまして、339から340ページまでにわたりまして各項目の給付費を計上してございま

す。

では、おめくりいただきまして、341、342ページをお開き願います。4項の高額介護サービス等費ですが、サービス利用時に支払う1割負担金につきまして、1カ月当たりの負担限度額を超えた場合に差額を支給するものでございまして、1,580万6,000円、6.8%増で計上してございます。

おめくりいただきまして、343、344ページをお開き願います。5項の特定入所者介護サービス等費ですが、施設入所やショートステイを利用する際に自己負担となる食事や居住費につきまして、低所得者の負担を軽減するものでございまして、3,467万円、6.5%の減で計上してございます。

6項の高額医療合算介護サービス等費ですが、介護保険の高額介護サービス費と医療保険の高額療養費を適用した後の自己負担額を世帯で合算した額が負担上限額を超えてくる場合に支給する給付費でございまして、162万6,000円、5.7%増で計上してございます。

1枚おめくりいただきまして、345、346ページをお開き願います。下段、4款の地域支援事業費、1項1目の二次予防事業費ですが、要介護や要支援の状況に陥るおそれのある高齢者を対象とする事業費でございまして。

主な項目でございまして、二次予防事業対象者把握事業では、要介護や要支援の状態になるおそれがある高齢者を把握するための事業費を計上、また通所型介護予防事業では、把握事業によりまして第二次予防事業の対象と判定された高齢者向けに実施いたします介護予防教室等の事業費の計上でございます。

1枚おめくりいただきまして、347、348ページをお開き願います。2目の一次予防事業費につきましては、一般高齢者を対象とする事業費でございまして。介護予防普及啓発事業では、一般高齢者向けの介護予防教室や講演会の開催に係る経費の計上、地域介護予防活動支援事業では、介護予防事業の実施に当たりご協力をいただいております介護予防サポーターの養成及び研修等に係る経費の計上でございます。

1枚おめくりいただきまして、349、350ページをお開き願います。2項の包括的支援事業・任意事業費ですが、1目の一般管理費では、地域包括支援センターの職員2名分の人件費の計上、2目の包括的、継続的ケアマネジメント支援事業費では、地域包括支援センターの運営に関する経費のほか、第6期期間中に実施することとなります新しい総合事業の体制整備に係る経費等の計上でございます。

3目の任意事業費では、市町村が独自の要綱等を定めて実施する事業の経費を計上してございます。

1枚おめくりいただきまして、351、352ページをお開き願います。介護給付費適正化事業では、介護給付費通知書の送付に係る経費の計上でございまして、また家族介護支援事業では、要介護度4、または要介護5の認定者等を在宅で介護いたしますご家族に支給いたします家族介護慰労金の計上でございます。

1枚おめくりいただきまして、353、354ページをお開き願います。6款の公債費、1項1目の財政

安定化基金償還金でございますが、第5期期間中におきまして借入れを行いました群馬県介護保険財政安定化基金からの借入金、この償還金が計上されております。

7 款の諸支出金につきましては、各項目におきまして前年度と同様の内容を計上してございます。

1 枚おめくりいただきまして、最後ではございますが、355、356ページでございます。8 款 1 項 1 目の予備費でございますが、歳入歳出の均衡を図るため500万円を計上させていただいております。

以上で、介護保険特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。

以上をもちまして平成27年度国民健康保険特別会計、平成27年度後期高齢者医療特別会計、平成27年度介護保険特別会計予算についての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 次に、平成27年度千代田町下水道事業特別会計予算について、坂本環境保健課長の説明を求めます。

坂本環境保健課長。

[環境保健課長（坂本道夫君）登壇]

○環境保健課長（坂本道夫君） おはようございます。続きまして、議案第30号 千代田町下水道事業特別会計予算につきまして、詳細説明を申し上げます。

平成27年度の予算の総額につきましては、2億6,858万4,000円といたしました。前年度に対し、1,181万8,000円、4.2%の減であります。

それでは、事項別明細書によりましてご説明申し上げますので、予算書の367ページ、368ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。1 款分担金及び負担金でございますが、中段の2 項負担金の受益者負担金につきましては、公共ますの新規設置の賦課分50件、継続の賦課分10件とし、300万円を見込んだものであります。下段の2 款使用料及び手数料、1 項使用料の1 目下水道使用料につきましては、過去の実績及び伸び率等を勘案し、現年度分を2,327万9,000円見込んだものであります。

次の369ページ、370ページをお開き願います。中段の3 款国庫支出金、1 項国庫補助金の社会資本整備総合交付金でございますが、本年度は開削工法によるサービス管の工事が主なため、事業費が前年度に比べて抑えられましたので、そのために交付金を4,200万円見込み、また下段の県補助金につきましても、同様の理由から60万円見込んだものであります。

めくっていただきまして、371ページ、372ページ、第5 款繰入金、1 項の一般会計繰入金につきましては、前年度とほぼ同様の1億5,265万5,000円といたしました。

下段の8 款町債につきましては、1 項下水道事業債として補助分及び単独分を合わせ4,700万円を見込んだものであります。

めくっていただきまして、373ページ、374ページをお願いいたします。続いて歳出でございます。右側、説明欄をもとにご説明いたします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございま

すが、職員人件費につきましては2名分の人件費であります。また、一般経費につきましては、報償費や需用費を初め、電算委託料や下水道使用料徴収委託料並びに各種負担金等を計上しております。

次に、375ページ、376ページをお願いいたします。2款事業費、1項公共下水道費、1目管渠整備費でございます。予算額は1億3,252万2,000円で、前年度に対し1,245万2,000円の減といたしました。これは、管渠整備事業におきまして、本年度は舞木、駒形地内と赤岩里及び里東地内の工事を予定しておりますが、開削工事によるサービス管の布設工事が主なものであるため、前年度に比べて約1,160万円ほど減額となったものであります。

2目管渠管理費では、施設保守管理事業といたしまして下水道台帳の整備のほか、管渠テレビ調査及び管渠清掃などの委託料を前年度と同様に計上いたしました。

めくっていただきまして、377ページ、378ページをお願いいたします。2項流域下水道費、1目の負担金でございます。ここでは、西邑楽処理区の建設事業負担金及び維持管理費負担金を合わせて2,408万9,000円を計上したものであります。

その下の3款1項公債費でございますが、公共下水道整備事業及び流域下水道整備に係る事業債の償還元金及び償還利子を計上したものでございます。

最後に、379ページ、380ページでございます。第5款予備費につきましては、前年度と同様に100万円を計上いたしました。

なお、次ページからは給与明細書を掲載し、また384ページには地方債の期末現在高の見込みに関する調書を掲載いたしましたので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 次に、平成27年度千代田町水道事業会計予算について、石橋建設水道課長の説明を求めます。

石橋建設水道課長。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） おはようございます。それでは、説明の最後となりますが、水道事業会計の予算についてご説明申し上げます。

予算書402ページ、403ページをお願いいたします。水道事業会計予算明細書でございます。3条予算の収益的収入及び支出でございますが、初めに収入についてご説明申し上げます。1款水道事業収益の総額2億8,205万7,000円、前年度対比0.7%の減を予定しております。主な内容といたしましては、1項営業収益におきましては、1目給水収益の水道使用料及び3目その他営業収益の新規加入金並びに館林地区消防組合からの消火栓維持管理負担金等を見込んでおります。

404ページ、405ページをお願いいたします。次に、支出についてご説明申し上げます。1款水道事業費の総額2億7,828万7,000円、前年度対比4.5%の増を予定しております。主な内容といたしまし

ては、1項営業費用におきましては、1目原水及び給配水費では、浄水場施設等の電気保安業務及び水質検査ほか管理業務委託料や漏水修理費及び水源施設修繕費、電気料、東部地域水道からの受水費等を見込んでおります。

406ページ、407ページをお願いいたします。3目総係費では、職員3名分の人件費及び水道検針員4名分の賃金、また水道事業システム賃借料等のほか、現在進めております群馬東部広域水道事業統合に係る企業団スタートシステムデータ提供プログラム構築業務委託料及びぐんま電子入札共同システム導入負担金、408ページ、409ページをお願いいたします。水道広域化国庫補助申請支援業務費用負担金と水道広域化創設認可申請書作成業務委託費用負担金を見込んでおります。

4目減価償却費では、浄水場施設等の建物、構築物、機械及び装置、車両の減価償却費用でございます。

次に、2項営業外費用におきましては、企業債の償還利子及び消費税の納付予定額を見込んでおります。

410ページ、411ページをお願いいたします。4条予算の資本的収入及び支出でございますが、初めに収入についてご説明申し上げます。1款資本的収入の総額980万2,000円、前年対比68.2%の減を予定しております。主な内容といたしましては、1項工事負担金では、館林地区消防組合からの消火栓新設工事に係る負担金となっております。

3項国庫補助金では、群馬東部広域水道事業統合に係る水道広域化施設整備国庫補助金で、老朽管布設がえ工事のうち補助事業に該当する費用の3分の1を見込んでおります。

なお、平成27年度から水道広域化に係る老朽管布設がえに対し、国庫補助金3分の1が見込まれるため、企業債の借り入れは見込んでおりません。

412ページ、413ページをお願いいたします。支出についてご説明申し上げます。1款資本的支出の総額1億1,891万2,000円、前年度対比20.6%の減を予定しております。

主な内容といたしましては、1項建設改良費におきましては、1目営業設備費では、新規加入者等の量水器の取り付け費用、2目配水施設整備費では、老朽管布設がえや配水管移設等の工事費及び実施設委託料のほか、現在進めております群馬東部広域水道事業統合に係る広域化として、国庫補助で取り組める老朽管布設がえ事業に係る設計業務委託負担金でございます。

3目浄水施設整備費につきましては、第4浄水場の老朽化した流量計及び残留塩素計の更新に係る設計業務委託料でございます。

2項企業債償還金では、企業債元金償還金を予定しております。

前のページにお戻りいただきまして、410ページ、411ページをお願いいたします。下段に補填財源内訳が記載してございます。資本的収入額から資本的支出総額を差し引きますと1億911万円となりますが、不足する額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額447万9,000円と過年度分損益勘定留保資金1億463万1,000円で補填し、収支の均衡を図るものでございます。

また、前のページとなりますが、390ページをお願いいたします。平成27年度水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。キャッシュ・フロー計算書は、実際のお金の流れで、水道事業の実態をあらわす財源表です。計算書には、1、業務活動によるキャッシュ・フロー、これは本業を行った結果手元のお金が幾ら増えたかがわかる項目です。2、投資活動によるキャッシュ・フロー、これは固定資産等の設備投資がわかる項目です。3、財務活動によるキャッシュ・フロー、これはお金の不足分をどう補ったかがわかる項目です。以上の3つに分けられ、会計期間の平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、実際どれくらいのお金の流れに変化があるかが予測できるものとなっております。

395ページ、396ページをお願いいたします。平成27年度水道事業会計予定貸借対照表、バランスシートでございますが、財産状況を明らかにするため、事業活動の結果として事業年度末、平成28年3月31日現在の全ての資産、負債、資本の残高を表示したものであります。資産合計19億9,810万6,130円に対し、負債合計と資本合計を足した額19億9,810万6,130円はイコールとなっており、バランスのとれたものとなっております。

398ページでは、平成26年度水道事業予定損益計算書が記載されております。また、399ページ、400ページでは、平成26年度水道事業予定貸借対照表が記載されております。

ページが前後いたしますが、385ページ、386ページでは業務の予定量や群馬東部広域水道事業統合に係る業務委託負担金の債務負担行為限度額等が記載してございます。

391ページから393ページにかけて給与費明細書が、それと394ページでは群馬東部広域水道事業統合に係る債務負担行為に関する調書がそれぞれ記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、水道事業会計の予算につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 以上で、各課長の詳細説明を全て終わります。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから11日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、11日まで休会といたします。

なお、9日月曜日は総務文教常任委員会を午前9時から、10日火曜日は福祉産業常任委員会を午前9時から、それぞれ全員協議会室において開催いたしますので、よろしくようお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散 会 （午前 9時52分）

平成27年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第4号）

平成27年3月12日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第26号 平成27年度千代田町一般会計予算
議案第27号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第28号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成27年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第30号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第31号 平成27年度千代田町水道事業会計予算

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君

環境保健課長	坂	本	道	夫	君
経済課長 兼農業委員会 事務局局長	野	村	真	澄	君
建設水道課長	石	橋	俊	昭	君
会計管理者 兼会計課長	加	藤	政	一	君
教育委員会 教務局長	高	橋	充	幸	君
農業委員会 会長	服	部	慎	衛	君
監査委員	白	石	正	躬	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宗	川	正	樹
書記	大	澤	美	登里
書記	大	谷	英	希

開 議 (午前 9時06分)

○開議の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。

本日の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回千代田町議会定例会4日目の会議を開きます。

○議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(福田正司君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております議案第26号から議案第31号までの議案について、1件ずつ処理をいたします。

まず、議案第26号 平成27年度千代田町一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部敏夫議員。

[3番(坂部敏夫君)登壇]

○3番(坂部敏夫君) 議席番号3番、坂部敏夫です。質問に先立ちまして、一言確認とお願いをしたいと思います。

先ほど議員控室におきまして、議長から自分の所属する委員会の関係する質問は申し合わせによりやめてほしいと、こういうようなお話がありました。私がこれから質問しようとすることは、議会費の質問でございます。総務文教常任委員会でもなければ、福祉産業常任委員会でもありません。議会費の予算につきましては、かねて全員協議会並びに議会改革の中でも若干話し合いがありました。その中で、私の不本意とするところがありましたので、今日はその質問をしたいと思っているのです。ただし、これを議会のほうから予算請求するのは通常のルーチンとして問題ないと思うのですが、予算配分をしてくださるのは町長、町長部局であり、執行部が町の全体の予算、バランスを考えて、それぞれの執行部の課、局、そしてあわせて議会費の予算をつくってくださるわけです。ですから、議会から出された予算要望書に対して執行部がどのような見識を持って配分したのか、それをお伺いしたいと思いますので、これを確認並びにお許しをいただきたいと思ひまして、まず質問をさせていただきます。

以上です。

○議長(福田正司君) 椎名財務課長。

○財務課長(椎名信也君) それでは、坂部議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度一般会計予算の52ページ、53ページにあります議会運営事業の研修視察事業の研修視察にかかわりますご質問でございます。220万4,000円を計上させていただいたところでございます。

最初に、新年度予算の計上過程を申し上げたいと思います。新年度予算につきましては、昨年11月

に予算編成会議を開催いたしまして、各課局長に対しまして予算編成の方針を説明させていただきました。人口減少や高齢化社会が進展するに当たり、これらの対策、また安全安心のまちづくりなど、第五次総合計画や各種諸計画に沿った予算編成となるよう依頼したところでございます。予算の町長査定につきましては、今年に入りまして1月中旬に行い、事業の必要性、重要性、緊急性などを考慮いたしまして、徹底した経常経費の削減及び積極的な財源の確保を行い、限られた財源を効率的かつ効果的に配分するとともに、新年度予算は基金の繰り入れ等を減額といたしまして、将来にわたり持続可能な財政構造を構築する予算とさせていただいたところでございます。

議会関係でございます。前年度対比208万6,000円、2.4%減の8,614万9,000円とさせていただきました。町民の方々の貴重な税金を使わせていただいておりますので、節約できるものは節約するという考え方に深く感謝申し上げます。特に55ページでございます議会広報発行事業におきましては、前年対比234万1,000円、57%減の177万2,000円の計上でございました。

ご質問の議会研修視察事業では、坂部議員もおっしゃっておりました議会全体、あるいは常任委員会、その他の研修につきまして、議会全員協議会や議会改革推進特別委員会等において研修の手法等を議論されて予算要求していると思いますが、議会の意向を尊重しまして計上させていただいたものでございます。当然視察研修を行うに当たっては、本町の行政課題や先進地の行政運営等、議会が同じ目線で確認し、協議、検討することは非常によいと思われまますので、また議員さんのスキルアップ等によりまして、よりよいまちづくりに生かしていただければと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 的確なご回答ありがとうございました。

実は、先ほど申し上げたことは今朝のイレギュラーでありまして、私の口述書はインターネット、ブログのほうへもう張りつけてしまいまして、その順番で質問させていただいたこうと思ったのですが、急遽議長発言がありましたので、先ほどのような質問をさせていただいたわけです。ですから、執行部でいろいろ予算編成、策定でご苦労いただいたことについての、まずお礼を申し上げることが一番最初だったのですが、今ここで改めてお礼を申し上げます。ご苦労さまでした。

つきましては、そのことについてマクロ的な回答はいただきましたけれども、私の質問の中には具体的に3つ用意しておきました。もっとブログの中では書いておったのですが、余り長々と申し上げるのもいかがかと思ひまして、質問させていただきます。

1つ、議会から提出された予算請求書には、行政視察等での目標、いわゆる問題の抽出と課題は明確になっていましたか。

2番目、視察先として先進地としてはどこを考えていましたか。これが明確になっていて、初めてそこへの旅費ですとか、いろいろな諸経費の費用が算出可能となるわけです。査定するにもそういうことです。井でいいや、適当に配っておけ、税金だからということでは困るのです。

3番目、費用対効果は、議会からは明確にうたわれていましたか。今執行部と議会では、これから行政評価、予算決算の審査機構、システムを立ち上げようとしています。やはり血税、税金を使うに当たっては、そういうようなきちんとした根拠を持って財政運営をせねばならないと思っています。ドテ勘でイッカラカンな感じでと言うと失礼な話で、今の言葉は取り消します。きちんとしたバックデータをもとに予算は編成されてしかるべきだと思います。

以上、予算に関して質問をさせていただきます。以上。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） 坂部議員のご質問にお答えいたします。

最初のご質問でございます。議会が解決しようとする問題の抽出は何かというようなご質問だと思います。研修視察事業については、先ほども申し上げましたが、議会全体の問題というようなことになろうかと思えます。そうしたことから、議会の全員協議会、あるいは議会改革推進特別委員会等で十分にご協議をされて、その結果どこが問題なのかというようなことを出していただければと考えております。

それから、2番目の先進地の関係でございます。先進地をどこかというようなことかと思えます。研修視察にかかります先進地の場所、あるいはテーマについては、研修する上で最も必要、最も大切なことでございます。これにつきましても、やはり議会全体の中でご協議するのが一番かと思えます。いずれにしましても、実施する場合は有意義な、またかつ本町に生かせるような場所を選定していただきたいと考えております。いずれにしましても、研修の方法、計画、そして具体的にどのようなことをするのかというようなことが非常に大切かと思われますので、十分ご協議をされて目的地を選定していただければと考えております。

それから、費用対効果の話でございます。事業を行う上で、費用対効果を見るのは当然のことでございます。かけた費用に対しましてどのくらいの効果があるかということですが、費用に対して得られる効果が大きいほど費用対効果が高いわけでございます。行政では、いろいろな事業を行う中で、複数の案を比較し、費用対効果の点から検討を行うことが多いわけでございます。その場合、どこまでの効果を見るかというのが非常に大切かと思えます。また、それを図るものがどの程度かというようなことかと思えます。いずれにしましても、その辺を明確にしておくことが非常に重要と思われます。全ての行政の事業が費用対効果を見るというようなわけにはいかないと思いますが、小さな事業も守らなければならないというところもございまして、そのような点を考慮して、ご検討いただければと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。

私の今までの生涯の経験からしますと、例えば現在に至っては貴重な行政資源、人、物、金、情報、

そういうものを活用するときには、無駄はないと思う、ないはずだ、ないことを信じている、そういうことであってはいけないと考えています。ですから、具体的にきちんとした、理路整然としたバックデータがあって、それをチェックしながら査定がなされてしかるべきだと思うのです。ただ、議会については二元代表制の一翼を担う議員であるし、議会であるし、余りそれをつつくのもいかなものかということで、多分寛大な配慮をしていただいたのだと思いますが、本当はそれではいけないのです。ですから、何々だと思うというのではなくて、これからはぜひ執行部に対する監視的立場が議会であれば、議会に対する監視的立場は一つ執行部ということで、よく経験豊かな皆様から議会のご指導をお願いしたいところでございます。

まとめれば、具体的なバックデータはなかったと、そういうことで受けとめます。以上、議会費についての質問は終わります。

以上です。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

9番、細田議員

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 議席番号9番、細田でございます。平成27年千代田町予算について何点か質疑をさせていただきます。

93ページ、3款民生費、1項の中に説明欄の一番下、臨時福祉給付金、これが昨年度2,773万、今年度予算が1,014万円、これはどうしてこんなに今回は減っているのかをお尋ねいたします。

それから、101ページ、やはり3款民生費、1項の社会福祉費の中でねたきり高齢者等介護慰労金支給事業の中で家族介護慰労金というのがありますが、これと同じように家族介護慰労金が4款の中でも出てきますけれども、これはどういうわけでこれを分けているのか。4款は352ページです。そういうのが出てくるから、そこの説明をお願いします。

それから、107ページの3款民生費、2項の児童福祉費の中の説明欄の一番下の丸、子育て世帯臨時給付金、やはりこれも昨年は1,500万円ほどありましたけれども、今年度予算は717万1,000円、その理由。

121ページの4款衛生費、2項予防費の中で予防接種事業、これにつきましては今定例会の補正予算で大変減額の補正やったわけですがけれども、今回また昨年度より多めの予算になっていますけれども、昨年補正で減額しておいて、またこんなに多く予算をとって大丈夫なのかということをお聞きします。

それから、4款衛生費、これは1項の133ページです。地球温暖化対策の中で、太陽光発電システム設置整備事業の補助金についての中で、これは千代田町の中の太陽光発電で設置したところ、大変大きなものが設置されまして、近隣の方が大変迷惑しているということを町のほうに苦情書みたいのが届いていると思いますけれども、私たち地元の議員のほうにも届いております。これについて、今

回農業委員であります会長の服部さんもおりますので、農業委員会の会長の見解はどのように考えているのか、また町長はこのことに対してどのような見解を持っているのかにつきまして、これは所管の課長はどのような経緯でこういうふうになったのかということまで説明いただければと思います。

以上でございます。お願いします。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、細田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目が臨時福祉給付金のお話でございました。それと、3つ目に子育て世帯の臨時給付金ということでもありますので、どちらも関連してございますので、まず1つ目と3つ目の質問をあわせてご回答させていただきます。

ご存じのとおり平成26年度にこれが始まったわけですが、平成26年の4月に消費税が5%から8%に上がりました。この増税の緩和策としまして、まず平成26年度の場合は平成26年4月から平成27年9月まで、10%に上がると言われた期間までの間の18カ月間にわたるもの内容でございました。今回平成27年度に載せたものですが、その10%が1年間先延ばしということになりまして、平成27年10月から平成28年9月までの12カ月間についての施策ということで、26年度の場合は1年半、今回の場合は1年間という期間の算定期間の中のものということで、ここで差が一つ生じてございます。これ以降につきましては、また国会のほうで決まってからということになりますので、現在こちらで聞き及んでいる部分につきましては、28年の9月までという期間が一つございます。

これに基づきまして、支給額、予算の精査を行っております。それが大きなもとになりますが、この事業自体が国の事業で10分の10事業、100%国の予算になるわけですが、ご指摘のとおり平成26年度ではこの事業の総額ですと3,033万1,000円、給付は2,773万円ほどのものでございました。対象人数としましては2,044人を考えてございました。急に起きた事業でしたので、なるべく皆様に支給をしようということで大きく予算繰りをいたしました。もちろんこの総予算の中には事務費も計上してございまして、その準備、抽出、いろいろな面で大きく予算をとりました。ですが、実際の実績としましては、給付された方は1,690人ということで、300人ほどの誤差が出てございます。平成27年度の臨時福祉給付金につきましては、この1,690人をもとに計算をいたしました。そのことによりまして、給付額は1,014万円という計算をさせていただいております。

また、内容的なものも大きく違っていて、前回臨時福祉給付金につきましては1人当たり1万円の給付というものでございました。それと、老齢基礎年金や障害年金等を持った方には5,000円の加算ということで、大きな方だと1万5,000円の支給ということでございますが、平成27年のほうの国の示しでは、一人頭6,000円と減額がなされています。これも大きな要因でございます。

次に、子育て世帯でございますが、これにつきましても対象者を1,320人と見ていまして、予算的には全体規模で1,503万1,000円という形で計算をしてございました。今回717万1,000円ということで、対象者自体は制度の算出の違いがちょっとございますので、1,560人で計算を今回はとっております。

が、何より26年度の給付の場合は一人頭1万円という大きな金額でございましたが、今回平成27年度の給付金につきましては1人3,000円と3分の1以下になりました。これによりまして、大きく金額の差が出たものでございます。これにつきましても一度26年度に事業をやっておりますので、全てにおいて、経費につきましても精査をした形での減額ということでご理解をいただけますようよろしくお願いいたします。

次に、飛ばしました真ん中の2問目の家族介護慰労金のことでございますけれども、ご指摘のとおり3款の民生費、それと介護保険の4款、地域支援事業の中に2つございます。結果的には同じ内容のものでございます。町要綱によりまして、65歳以上の高齢者で要介護認定が4または5とかなり重度な方になりますけれども、そのような方で在宅において1年以上継続して介護をなされている介護者の方の労をねぎらうという形で、年間12万円の支給をしているものでございます。

この一つの考え方でございますけれども、要介護認定4または5だけでなく、またそれに相当と認められる方という方も入ってございます。ですので、町のほうの予算を2つに分けてございますのは、まず介護保険につきましては実際に要介護認定の申請をしていただいて、それで判定上要介護4、要介護5になった方の予算につきましては介護保険に計上してございます。また、相当ということでございますので、実際は介護保険を一切使わずに在宅で介護なされている方がございます。その方につきまして町の包括支援センターのほうで調査をしまして、介護保険同様の調査をした結果、要介護4、5に相当する重度の方と認められた場合の方がございます。その方の支給金につきましては一般会計のほうで盛らせていただいているということで、同じ事業ではございますけれども、そういう内容によりまして2つに分けて計上させていただいたということでございますので、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） それでは、ご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は、予防接種の費用の関係だと思えます。これにつきましては、今回の定例会におきまして、まず平成26年度に800万近く大きく減額をしたと、それなのに平成27年度に同額より若干多めの予算を組んでいるのはどうしてかというご質問だと思います。

まず最初に、26年度、今年度の減額につきまして申し上げます。27年度の予算編成につきまして申し上げたいと思えます。26年度の減額でございますが、これは26年度の途中、10月から水ぼうそうと高齢者の肺炎球菌、これが定期接種になりました。そのために、26年の9月に補正をさせていただいたわけでございます。そのときに約600万ぐらいの補正をいたしました。追加をいたしました。しかしながら、これにつきましては過去にも実績がないということで、対象者につきまして約7割程度の予算を追加したものでございます。現実を受けていただいた方が結果的に少なかったということでございまして、それがまず1点です。

それと、もう一点につきましては日本脳炎等の予防接種、これに関しまして何度か副反応に関する報道等がございまして接種率が思うように上がらなかった、そういう点がございまして。それと、子宮頸がんの予防接種につきまして、25年の6月から国のほうで積極的な勧奨はしないという情報が入っておりました。しかし、積極的な勧奨はしないということでもございましたが、国は早いうちに検討会を開催して、積極的な勧奨を再開できるようにするというような情報が流れてまいりましたので、26年度も予算は盛っておりました。しかしながら、結局積極的な勧奨の再開が行われず、接種者がゼロでございました。そういう大きな原因がございまして、26年度は大きく減額をさせていただいたわけでもございます。それで、27年度につきましては、そういったものについて、では全くそういう状況だからということでも盛らなくていいのかということをお考えしましたところ、やはり予防接種の関係は年度途中からいろいろ法律的なもの、あるいは積極的に勧奨しなさいとか、そういう途中からの情報がどうございまして、なかなか判断しづらい面がございまして、そういうこともありまして、今言ったような予防接種につきまして、一応26年と同様に盛らせていただいたわけでもございます。

それと、26年の10月から水ぼうそうと高齢者肺炎球菌につきまして、実績がこの予算編成の段階ではなかったということがございまして、ではどの程度盛ったらいいのかということになりますと、やはり前年度、平成26年度並みに盛っておきませんと、予防接種を実際受けたという方が出てきたときに、多く受けられるときに間に合いませんので、そういうことを加味しまして27年度は26年度並みに盛った予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 服部農業委員会会長。

○農業委員会会長（服部慎衛君） 太陽光発電施設の設置に当たり、農業委員会では農地転用についてどのような考えというような質問の趣旨でございます。お答えいたします。

農業委員会の役割は、農地を守り、農地を有効に利用できるようにすることが重要な役割の一つと認識しております。また、農地転用につきましては、地元農業委員会といたしまして農地でなくなることの影響を協議し、転用の面積が最小限となるよう許可権者の群馬県に対し意見書を通達しております。

詳細につきましては、局長から報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（福田正司君） 野村経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） 家庭用の太陽光発電につきましては、町のほうで補助金を交付しているところでございます。

事業用、家庭用にかかわらず、太陽光発電施設を農地につくる場合、転用の手続が必要となります。農地転用の許可後につきましては、建築物については建築基準法、1,000平米を超える開発を伴うものについては町の事前協議など、土地の利用方法によりまして該当する法令の手続がそれぞれ必要となります。太陽光発電施設につきましては、電気事業法に基づく設置が必要となり、今回の施設は電

気事業法の基準に沿って設置されているものと考えております。

苦情の内容につきましては、役場がかかわれない当事者間の問題がございます。制度運用の問題点につきましては、今後関係機関と連携して対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの一つである太陽光発電については、国としても積極的に推進を図っており、町でも家庭用の太陽光発電施設に補助金を交付している事業でございます。ご質問の施設については、電気事業法などに基づき現段階における正当な手続により設置されている施設でございますので、町の権限を超えた部分については関係機関等に対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 質問者の方、よろしいでしょうか。

坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） 先ほど町長のほうも申し上げたとおり、手続上につきまして何か不備があるような状態であれば、その手続上のほうの問題で解決していただくようになると思います。

私どもの環境保健課につきましては、その設置されたものにつきまして、例えばすごいシステムで太陽のほうを向くように自動で追いかけていくような、そういうシステムだということを伺っておりまして、それが動くときに音がすると、何か早朝から太陽の上のほうに向くときに結構音がすると、それが朝早い時間だという話は伺っております。だから、その辺の騒音的な苦情であれば、うちのほうも対応を考えていかななくてはならない、検討しなくてはならないのではないかというふうには考えております。ただ、騒音基準等もございますので、その辺は農業委員会等に手続がされた内容等もよく検討しながら、環境保健課のほうの騒音につきましての対応につきましては検討していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 細田議員。

○9番（細田芳雄君） 今の太陽光発電につきましては、今定例会中に議会改革委員会の中だったと思いますけれども、苦情申立なるものが町のほうへ届いているということを議長が改革の中の、議員みんなが出席しておりますので、こういうことがあるという事実だけお知らせしますというような議長のみんなに知らせる話がありました。その中で、それだけだと議員みんなは何の論議をするのか、何が起きているのかわからないだろうと思ひまして、この中で質疑をして農業委員長、町長、また所管の課長が、どのようなことでこういう経緯ができたかという、議員みんなが共通に認識するようなことを考えて質疑をいたしました。それについてはよくわかりました。

それから、寝たきり高齢者の介護の慰労金については、この寝たきりの高齢者を家庭で介護してい

るということは、大変な苦勞があると思います。どこのうちでも両親がいて、これが年をとっていつて動けなくなるということはあり得ることですから。ただ、この慰勞金につきまして、うちの両親で大事に家族で見守りたい、大変な思いをしながらでもやっていくのだと思っている方もあるだろうし、これではもう家族がちょっと介護するのが大変過ぎて、家庭そのものが崩壊するのではないかというようなことが起きているのであれば、それは施設に入れたいのだけれども、施設が足りないとか、何かの不備で家族で見ざるを得なくてそういうふうになっているのと、家族で見てやりたいというのは大変な違いがあると思います。そういう中で、この千代田町の寝たきり高齢者の介護をなさっている家庭はどのような状況でこういうことになっているのか、もう一度所管の課長さんにお聞きしたいと思います。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 先ほどに続いてのご質問でございますが、町内では特別養護老人ホーム、120床という多くのベッドを持っております。そういう中でも、やはり全ての方がすぐに入れるという状況ではございませんが、介護保険の制度上、ほかの町、市の中でも入っていけるということで、そういう面では制度が広がってきているというふうには認識しております。

この寝たきりの慰勞金につきましても、継続して1年間ということでございますので、その期間についての慰勞金でございまして、状況を見ていますと毎年いただいているという方自体はそれほど多くはないと思います。やはり待機をして待っているという期間におきまして、その中での慰勞ということで、在宅で介護しているということでございますので、介護保険に入っていた場合には在宅サービス、いわゆるホームヘルプ、それにデイサービス、それとショートステイは使える状態でございます。その中で頑張っておいて、今議員のおっしゃるとおり大変な状況になるということで、皆さんやはり登録をして特別養護老人ホーム等の待機をなされているということで、介護保険が始まりまして、実際どのくらいの方がそれを待っているかというのは直接はわかりませんが、県のほうで平成26年の5月に調査をかけて10月に発表になった数値ですと、58名の方が待機をしているという状況でございます。毎年55人とか56人とか、そういうような推移ですので、50人から60人の方が待機をされて、順次特別養護老人ホーム等に入って行くという形だと考えてございます。特に介護度4、5というのは、非常に重い状態でございます。身体は寝たきりという状態、また認知症も併発しているという方も随分ございますので、非常に人数的には少ないと思いますが、特にそういう方は優先して施設に入っていけるという状況でございます。ただ、圧倒的な数がまずございますので、そういう意味ではすぐには入れない状況かとは思いますが、

以上でございます。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方は挙手願います。

7番、柿沼議員。

[7番(柿沼英己君)登壇]

○7番(柿沼英己君) 何点か質問いたします。

まず、117ページなのですけれども、広域入所児童保育実施委託料ということで1,100万円ほど計上してありますが、何名ぐらいおって、どういった理由で広域を希望しているのか、町内にあるわけなのですけれども、どういった理由ということ調べてあるのかどうか、お聞きします。

それから、149ページなのですけれども、今年度モデル事業として舞木の農地で区画を大きくした形の整備ということで、試験的に2ヘクタールほどやるということなのですけれども、これからTPPをにらんで農業の生産性の向上ということで、これを大きく育てていかないとだめだと思うのですが、その方向性も含めて149ページについてお聞きします。

それから、169ページ、公共下水道整備事業についてお聞きします。現在、赤岩2区の下水道工事、これで大体ある程度認可区域は終了ということなのですけれども、下水道事業というのは莫大な財政負担であります。ある自治体では、利用者も負担が大きい、まちも負担が大きいということで、認可区域が終了すれば今後合併浄化槽でやっていくというような、そういった方針転換みたいなのところもあるように聞いております。千代田町では、計画区域がまだあるというふうに聞いていますが、今後の方針についてどのようなお考えか、改めてお聞きします。

それから、101ページ、高齢者の福祉についてですけれども、2025年、10年後はベビーブームの今65歳の方が今度75ということで、医療費等が非常にかかってくるということが予想されているわけなのですけれども、いずれにしても健康な老人で生きがいを持ってやっていただくという意味で、やはり健康づくり、議会でも埼玉モデルということで小鹿野町ですか、行政の福祉課長と議員で研修行ったことあるのですけれども、やはりその地区に入って行って元気アップ教室みたいなものを、かなりいろいろなメニューを取り入れているということなのですけれども、千代田町も自立支援センターとかいいものがありますので、そういったことでこの予算というものをもっと増やしてもいいと思うのですけれども、そういった中でどのようなお考えがあるのか、お聞きします。

以上です。

○議長(福田正司君) 森住民福祉課長。

○住民福祉課長(森 茂人君) 柿沼議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1つ目に、広域入所ということでございます。確かに町には2つ保育園がございまして、そのほか町外の保育園に行きたいという希望がございまして。保育園ですので、仕事等でお子さんの保育に欠けるという状況で子供を預けていくという形になりますと職場の関係で、例えば太田市、あるいは館林市という職場環境にある場合、その会社の近くの保育園に預けたいという方がいらっしゃいます。その場合に、町のほうでその市と、あるいは町と契約いたしまして、それに見合う保育料を委託料として計上したものでございます。現在保育園の募集をしたときの状況でございます。広域希望されている方は子供が8名でございます。予算のほうは年間を通してのことでございますけれども、実際

どのような場所かといいますと、大泉、それと太田市、館林、それと羽生市に希望がされております。毎月毎月のように希望もまた出てきたりするのですけれども、まとめた現状では8人の子供の希望が今出ているということでご理解をいただければと思います。

それと、自立支援サービスセンター、非常に千代田町独特の施設でございます。先駆けてつくった施設でございます、実際これをどう活用していくかということで、議員のおっしゃるとおり今後団塊の世代が今現在でも増えて入ってきていますけれども、だんだん介護状態に陥らないようにということで、まさにそういうことを実践するための自立支援サービスセンターでございます。現在は、ひとり暮らしの方等を一般会計予算でも盛っている状態でございますけれども、また介護保険につきましても一次予防ということでいろいろな使い方をして、お勧めをしていただいているということで、今現在が最近の1月のデータですと1日平均13人でございます。1月の延べですと250人という方が通っていらっしゃいます。

今後、おっしゃるとおりだんだん使用が増えていくのかなということを考えてございますので、今後につきまして実に有効的な、ここにいらっしゃるうちは、なかなか今現在軽い程度の方ということで80歳以上の方が結構多く行ってございます。そういう意味では、介護の方が少なくて済むということだと思っておりますので、今後につきましてもいろいろ検討させていただいて、そういう広がりを見せるということも必要であれば、また検討していくということで考えてございます。

それと、広域入所の予算ですけれども、予算自体は12名で見えてございます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 野村経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村真澄君） 本年度から取り組む予定の形で予算計上させていただきまして圃場整備につきましては、国の農業政策、現在効率化を図るため中核的農家を中心といたしました集約化に進んでいるというふうに考えております。

町でもこれに取り組んでいきたいというふうに考えておまして、その一つといたしまして今回畦畔撤去を予定してございます。畦畔撤去につきましては、ブロック単位、それと隣接する圃場を対象とする方法が考えられると思います。今後農家の意向も伺いながら、よい方法を見つけていきたいというふうなことで考えておりますので、圃場整備のほうを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） ご質問にお答えいたします。

ご質問につきましては、一般会計の公共下水道費の下水道事業特別会計への繰出金に絡んだ質問だというふうなことだと認識いたしまして、ご回答申し上げたいと思います。

確かに繰出金1億5,265万5,000円、前年度に比べましては若干86万円ほど減っているわけでござい

ますが、議員のおっしゃるとおり下水道整備につきましては多額の費用がかかっております。なかなか進まない現状でございますが、下水道の所管の私ども環境保健課といたしましては、現在の認可区域が117ヘクございます。これを28年度末までに計画認可区域の変更をいたしまして、利根加用水の北、区画整理の東側、役場周辺までの市街化につきましては都市計画税もいただいておりますので、貴重な財源をいただいておりますので認可を変更いたしまして、そこが21ヘクございます。その21ヘクの市街化区域につきまして、おおむね10年、これは県のほうからも作成が義務づけられております汚水処理計画のアクションプラン、ここでもそういう形でおおむね10年のうちに終了して、それ以降につきましては維持補修で、区域外につきましては合併処理浄化槽を推進していきたいと。その区域外というのは、全体計画では福島とか中島とか入っているのでございますが、そういう市街化調整区域の部分につきましては費用対効果がやはり難しいのではないかとということでございますので、市街化に絞りました方向性を出して、市街化区域につきましての整備を進めていくという方向性でまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 1点だけ質問いたします。

先日の全員協議会で、大泉が子ども・子育てという新たな制度で、現在の料金よりも保育料を安くするのではないかとということで、広域入所に入っている方がどのような財政負担をするかということで議員のほうに説明があったのですけれども、その後どのような方針を考えているのか、再度お聞きします。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 町の保育所の場合、あるいは広域入所、保育園に関しましては町にいる方も広域入所に入る方も、保護者様の負担金は同額でございます。ですから、年齢、あるいは所得によって決まってくると思いますが、その分は差がございません。幼稚園に関してはちょっと私のほうではわかりませんが、保育園に関しましてはそういうことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

幼稚園についてですが、前回の全員協議会で子ども・子育て支援法に基づきまして、幼稚園の負担につきましても住所地の保護者は同じ額になるということでご説明いたしましたが、町としまして庁内会議で協議しまして、一応町立、公立幼稚園につきましては今の額を基本に、それから町外の幼稚園につきましては特に隣接する町にほとんど行っていますので、そちらの金額、利用者負担額を基準に考えていくということで今進めているところです。まだほかの町でもはっきりと金額等は決まっていないので、その状況を見ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

6番、小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 議席番号6番、小林正明であります。教育費について質問させていただきます。

177ページ、奨学金であります。奨学金貸付事業として1,500万計上されております。この奨学金の貸し付け予定者の見込み数、何名いらっしゃるのか。そして、返済状況等について過去の実績でわかる範囲で結構ですので、ご回答をお願いしたいと思います。

それから、教育研究奨励事業であります。臨時補助教員賃金、それから特別支援教育支援員賃金、日本語指導助手賃金、心の教室相談員賃金、そして適応指導教室指導員賃金とありますが、これらは何名の方がそれぞれの学校にいらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

そして、179ページですが、英語指導助手設置事業であります。先般の説明によりますと、英語指導助手設置事業の中で、いわゆるALTの方が2名いらっしゃる、今度は1名プラスされるということ伺いました。計3名になるかと思いますが、これをどのように配置していくのか。そしてまた、小学校の低学年から英語が大事だということで、よその自治体でも英語特区をつくるとか、いろんな活動をされているようですが、当町において、今度1名プラスということになりますから対応がもっと広がるかと思うのですが、小学校何年生から対応していくのか、お尋ねしたいと思います。

それから、185ページであります。学校管理運営事業でお尋ねいたします。187ページ、東小学校施設整備事業であります。6,487万6,000円計上されております。これは、たしかトイレ改修工事、西小は既に終わったかと思いますが、東小の新しい水洗トイレの改修工事かと思いますが、これいつ工事のスタートをして、いつごろ完成するのか、見込みで結構であります、ご回答お願いいたします。

そして、今度は195ページでございます。上段にあります施設改修等工事費946万1,000円でございます。これは、たしかプール工事と聞いたのですが、中学校のプール工事だと思いますが、これもやはりいつ工事をして、いつ完了する予定でしょうか。そして改修工事、およそ補修、改修した後の寿命はどれくらいのものとして捉えておりますでしょうか、わかる範囲で結構でございます。ご回答お願いします。

最後であります。223ページ、体育施設費であります。社会体育施設管理事業3,858万9,000円とあります。そして、225ページにあります、施設改修工事費として3,033万2,000円、これもまた同じような質問になるのですが、トイレ改修工事と伺っていますが、これもいつスタートして、いつごろ完了しますでしょうか。

以上、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

まず奨学金ですが、予算では新規10人を見込んでおります。4月以降に向けてもう申請が上がっておりまして、教育委員会で認定について審査しておりまして、現在8名認定になっております。予算上もう2名枠がありますので、この後追加募集する予定です。

それと返済状況ですが、前年度、25年度若干最後でおくれが生まれて滞納繰越分に上がっておりますが、新年度になりまして計画的に返済していただきまして、滞納繰越分については全部完了しております。

それから、教育研究奨励事業の配置状況ですが、まず臨時補助教員につきましては現在東小に2名、西小に2名、中学校に5名です。それから、特別支援教育支援員につきましては東小に1名、西小に4名、中学校に1名、それと東幼稚園に3名、西幼稚園に4名です。日本語指導助手につきましては西小に1名、現在はポルトガル語を主に対応していただいております。それと、心の教室相談員につきましては小中学校各校に配置しております。それと、適応指導教室指導員につきましては現在中学校に配置しておりまして、全体についてお願いしております。

3番目、ALTの配置についてということですが、今まで中学校に1名、東西小学校に1名ということで配置しておったわけですが、今後小中学校各校に1名を基本に考えておりますが、いろいろALTの必要性、各校の状況に応じて今後具体的な対応方法は考えていかなければならないかと思っています。現在でも、小学校低学年、1年生からALTと接する機会を持っておりますので、また幼稚園でも支援員で英語の資格を持っている方がいますので、幼稚園においても遊びから英語教育を取り入れております。今後ALT1名増員になりますので、幼稚園、保育園につきましても、多くは時間とれないかと思っておりますけれども、ALT、直接外国の方に触れる機会を設けていければと考えております。

4番目が東小のトイレ工事ですが、当然取り壊しとか一番大きな音が出る工事につきましては、やっぱり夏休み期間に合わせなくてはなりませんので、新年度早々設計を始めて、夏休みに取り壊しをスタートするような工期になろうかと思っております。西小の場合は3階まで東西やりまして、そのときは夏休みから翌年の1月までかかっていますので、東小の場合はトイレの数が若干減りますので、秋ごろまでになるかと考えます。

次は、中学校の施設改修等工事費ということで、プール関係につきましてはプールの循環装置の改修ということで機械部分、プール本体ではなくて循環機のほうです。それから、調理室の配水管の改修工事も行いますので、主に夏休みを中心に工事になるかと思っております。

また、先ほどのご質問、プール本体の寿命というようなご質問だったかと思っておりますが、プール、防水シート関係は10年が一応の目安になるかと思っております。

最後のご質問は、社会体育施設の施設改修工事費、トイレの関係ということで、現在町民体育館の1階のトイレ漏水しておりまして、地下の配管ですので、どこが漏水しているかわからない状態で、

今1階の水道管をとめて、ちょっと遠いのですけれども、2階を使用させていただいているところです。新年度早い時期に工事ができるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（福田正司君） 質問者の方、よろしいですか。

小林議員。

○6番（小林正明君） どうもありがとうございました。

これは要望であります、少子高齢化、人口減少社会の中において、おかげさまで図書購入費等も少しずつ増額になるなど……

○議長（福田正司君） 小林議員に申し上げます。

質疑の時間でありますので、要望は打ち切って質疑に入ってください。

○6番（小林正明君） わかりました。

それでは、要望は省略させていただきます。どうも回答ありがとうございました。

○議長（福田正司君） ほかに質疑ございますか。

4番、襟川議員。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） それでは、一般会計予算につきまして2点ばかり質問させていただきたいと思っております。

137ページでございますが、4款衛生費、2項清掃費の塵芥処理事業のごみ減量化推進事業でございますが、昨年と同じような予算で余り金額は多くありません。ごみ減量化に対して新たな取り組み等行っているのか、考えをお聞かせください。

また、3年ぐらい前の資料であります、家庭から出る千代田町のごみ量は随分と多かったわけですが、下から数えたほうが早いような位置でありましたが、千代田町のごみの排出量は減ってきているのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目、35ページの2項県補助金、2目民生費補助金でございます。第3子以降保育料免除事業費補助金、これは新規にできた事業でありますけれども、第3子以降の保育料の無料化だと思っておりますが、何名ぐらいの対象で考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 襟川議員さんのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり第3子以降の未満児につきましての補助金でございます。今回対象者を20名で見させていただきます。なお、県の補助金につきましては2分の1補助ということでございます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） ご質問にお答えさせていただきます。

ごみの減量化でございますが、予算的にはそんなに変わっていませんが、小型家電、古布、そうい

ったものを拠点回収として実施をしております。それと、その他プラスチック等も拠点回収として実施しております。そういったごみ減量化には、ここ数年の間に減量化の対策として住民の皆様にご協力をいただきながら、経費をかけずに取り組んでいるところでございます。

それと、ごみの量でございますが、これは若干やっぱり増えているということでございます。いろいろ啓発等を実施したり、またそういったごみの分別収集のほうにできるだけご協力いただきながら、今後ごみの減量化に努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 二、三日前の上毛新聞に、やはり家庭から出るごみの順位というか、出ていました。一番少ないのは板倉町ということになっていると思うのですけれども、板倉町は生ごみの処理施設があるということで一番少ないのだというふうに思うのですけれども、そういった施設等を考えないで、啓蒙活動、町民の意識だけでごみが少なくなった自治体もございまして。というのは、生ごみの水分を減らしてから出しましょう、余りものは出さないようにしましょうという、そういった啓蒙活動だけで上位に上がった自治体もありますので、ぜひともそういった啓蒙活動を続けていただきたいというふうに思います。

それから、新しく1市3町でごみ処理施設ができるわけですが、ここにその分の負担金が増えているわけですが、太田市は今ごみ袋の有料化をされていると思うのです。そういった場合に、千代田町、邑楽町、大泉町は、ごみ減量化のための対策だと思っておりますけれども、千代田町も同じそういったごみ袋の有料化になっていくのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） お答えいたします。

ごみの減量化につきましては、確かに生ごみにつきましては水分、要するに収集量につきましては重さでございますから、当然そういったものを乾燥させて処理をしていくというようなことが大事であります。もちろん燃やさないで資源となるようなごみも含まれて燃やされている部分がございます。ですから、先ほど議員のおっしゃったとおり、啓発に力を入れていきたいと思っております。

それと、1市3町で計画をしておりますごみの処理場の関係でございますが、これにつきましては現在は指定ごみ袋を使うのかどうか、その辺までの検討の段階にまだ入っていないのが現状でございます。というのは、平成33年の稼働を目指しているものでございますから、現在は26年度、27年度、28年度におきまして環境影響評価、環境アセスメントを実施しているところでございます。予算につきましても、平成27年度予算の中に盛りましたものは、環境影響評価関係の2年目の分の予算を負担金にプラスさせていただいたものでございます。ですから、ごみの有料化といえますか、我々は指定袋を用意して、それを購入していただいてごみを出していただくというような考えでいるわけですが、それは今後の1市3町の話合いの中で決定していくことではございますので、今現状では有料化になるのかどうかというのは決定していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔議長〕という人あり]

○議長（福田正司君） 坂部議員については先ほど3度質問をしていますので、議会の例にのっとり、これは許可いたしません。

ほかに質疑ございますか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 10番、黒澤兵司であります。ページ数161ページ、都市計画道路整備事業、1点伺います。

都市計画道路整備事業9,200万円、これ計上されております。内容を見ますと、公有財産購入費2,300万円、物件補償費6,800万円、こういうふう計上されているわけですが、この事業を平成27年度でやった場合、残りどのぐらいの経費が必要なのか、その辺について伺います。

1回目の質問終わります。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 都市計画道路整備事業につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

平成27年度予算に計上させていただきました事業につきましてですが、まず公有財産購入費のほうにつきましては、27年度で用地買収のほうにつきまして赤岩地内で2件、約271平米を予定しております。それと舞木地内のほうですが、こちらは4件、約1,025平米ほどの協力を予定しております。それと物件補償費でございますが、こちらが建物補償となりますので、金額がちょっと高額になるのですが、こちらが赤岩地内で1件、それと舞木地内で2件の補償のほうを予定しております。それと、残りがどのくらいにというお話なのですが、5億ちょっとの事業費を予定しているのですが、現在のところ用地買収、物件補償等、当初の計画に対しましては、見込みよりも安く実施できております。だから5億何がし、当初見込んでいたまではいかなのかなというふうには予想はしているのですが、ちょっとまだ工事をやっているわけではないので、どんな感じになるかわからないのですが、できるだけ事業費のほうも抑えた中でやっていきたいなと思っております。

それで、今後大体用地買収のほうは27年度で実施しますと、何件かまだあるのですけれども、もうほぼ完了できてくるので、状況によっては用地交渉、難航しているという話もしておりますが、場合によっては用地の協力をいただけたところから、例えば工事のほうに入っていった事業を進めていくというようなことも検討していきたいなと思います。いずれにしても事業認可が、お話ししたとおり27年度までで現在とってあるのが切れます。それなので、27年度につきましてはまだ申請してい

るわけではないのですが、お話ししたとおり3年程度ちょっと延伸というか、延期をさせてもらいまして進めていきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） ほぼ27年度でめどはついてきたというお話を伺っているわけですが、事業完了が3年おくれるぐらいを想定していると、用地買収、それから補償、これが過ぎれば道路工事も数百メートル残すぐらいだと思います。金額もさほどかからない、8,000万弱ぐらいかと思えます。その辺、ですから最善の努力をしていただきまして、早目に道路ができることを願ひまして、質問を終わります。

○議長（福田正司君） ほかに質疑ございますか。

5番、金子議員。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） 2点ほど質問させていただきます。

まず消防費です。9款1項2目非常備消防費につきまして、昨年度よりも230万円ほどの減額となっております。この要因をお聞かせいただきたいと思ひます。

それともう一点、我が千代田町からは、プロ野球選手、そしてオリンピックのレスリングで銅メダルをとると、そういったスポーツ選手が出ておりますが、そういった選手たちを育成する、してきた予算、これはどこに入っているのでしょうか、多分スポーツ少年団の育成になろうかと思ひますが、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

スポーツ選手を育成するということですが、全体的にはスポーツ推進振興事業が該当するかと思ひます。具体的なところでは予算書の221ページですが、説明欄の中ほどの丸印でスポーツ振興事業というのがあります。その3つほど上に、スポーツ少年団育成補助金ということで6団体ほど、野球、サッカー、ミニバス等が該当になりますが、ここで補助金を出しております。それと体育協会補助金では、体育協会の本部についてと、この中にスポーツ団体17団体への補助金が含まれております。また、この後の丸印のスポーツ振興事業でさまざまなスポーツ大会等の予算を計上してございまして、各種スポーツ大会、スポーツ教室等を開いて、そういうスポーツ選手が育成できるような予算計上をしているところですので、よろしく願いいたします。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 非常備消防費についてのご質問でございます。

これにつきましては、消防団の運営等に係る経費でございますけれども、減額については備品購入費とか、あるいは需用費といった部分で減っているということでございます。

○議長（福田正司君） 金子議員。

○5番（金子孝之君） 非常備消防費ですか、これは人員を減らすということではなくて、備品購入ということで理解できました。

それと、スポーツ少年団育成補助金、これが6団体で25万円、その中で我が町ではレスリングが非常に盛んでありまして、オリンピックも出ています。世界選手権も出ております。全国大会にも六、七人、我が1万2,000人の町から出ている状況であります。こういった中で、こういう選手たちをもうちよっと前面に押し出すような施策はないのか、そしてこれによって千代田町を発展させる、元気づける、こういった考え方はあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

町として、例えばスポーツクラブをやっていくとか、そういうのはちょっと難しい話ですので、町でできることということでスポーツ選手の派遣費について助成を行っております。県大会とか、あと全国大会、またレスリングの選手など、オリンピックとか世界選手権とか出場していますので、わずかではあります、そこに派遣費として助成を行っております。

また、今後町として何ができるかを検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

議題の途中でありますが、ただいまから10時50分まで休憩をいたします。

休 憩 （午前10時38分）

再 開 （午前10時51分）

○議長（福田正司君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

これより討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。千代田町平成27年度当初予算の中で、議会費、視察研修費に大きく問題を感じますので、例を挙げながら反対討論をいたします。

執行部、役場が編成してくれた議会費以外の予算は、説明を聞く限り、法にのっとり国や県の意向を踏まえ、過去の実績等を勘案しながら、町民のため、我が町のために適正に計画されていると拝見しました。ただし、議会費には大きな問題があると考えます。

議会の行政視察、研修は、合法的、経済性、効率性であって、特に肝要なのは成果がなければいけ

ないと考えております。また、議会が実施する行政視察は法で許されている事業であり、我が町の課題に対し先進地のご指導により短時間で成果を得ることができます。この研修を真っ向から反対するものではございません。あわせて、消防団、婦人消防、その他危険業務にボランティアとして従事してくださっている方たちへの慰労、これについては日ごろのご苦勞に対し感謝の念を持って執行すべきであると考えます。事業の指針となり、根幹である、事業というのは視察研修です。地方自治法に従い行政視察の正しい執行方法を確認したいと考えます。

地方自治法第100条13項において、議会は議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため、その他議会において必要があると認められるときは、会議規則の定めるところにより議員を派遣することができるものと規定されております。同法第5節、委員会の関連として第109条では、常任委員会は議会の議決により付議された特定の事件について、閉会中もなおこれを審査することができるものと規定されています。問題は、やってはいけないついでに観光旅行、これが常態的に、慣例的になさされていて、これが千代田町の議会であります。これは我が町に限ることではなくて、ネットで見ると全国的な問題であり、全国民から大きなブーイングが発生しております。全国民と言ったって1億何千万ではなくて、もちろんそれに関心を持っている方なのですが、そういうことでございます。

景勝地めぐりの観光、そして経済視察だと、こういう方便で見聞を広めるとか、議会力が上がりますから、議員力が上がりますから行ってよかったのですよ、意義があったのですよと、そういう詭弁は許されないものだと思います。公費で視察に行かせていただく以上、そういうことをやっているとならば、公務員職権濫用、職務強要、詐欺罪、業務上横領の罪、公金横領にも発展しかねません。視察をしますと言いながら景勝地めぐり、観光などをしたら、以上の刑法違反になると、このように考えるものでございます。裁量権の逸脱、暴走もいけません。

議会の観光旅行には、日本中で住民監査請求がなされましておりまして、住民訴訟が発生しております。その判例も多く見ることができます。ネット上の判例らしきものをここで引用、紹介したいと思います。研修視察は、議決機関を構成する議員として、その職責を果たす上で合理的な必要性がある場合に限られるのであって、視察目的が議員の活動との関連で正当性が存在しない場合や、視察目的に合理性があっても、その目的に照らして派遣計画が相当性を有しない場合には、裁量権の逸脱、乱用が認められることとなります。そして、派遣計画の相当性については、目的の正当性に関する議会の裁量権の広範性と比べると、議会の裁量は制約されています。このように考えるべきであって、視察目的との関連性を議会が積極的に示すことのできない視察旅行、これは相当性を欠くものとして違法であると解される、このような判例が出ております。

邑楽郡議長会が執行した旅行及び我が町の議会が執行した過去の旅行は、裁量権の逸脱、そして乱用を認めております。違法性があると感じるので、これを前例として積算した金額を当初予算とすることに断固反対するものであります。

議会報告で、町民から質疑がありました。そのときに議会側の回答として、大きな声で議員力が上がった、議会力が上がった、意義がある、行ってよかったのだよ、議員の見聞が広まったのだから、そして見識が深まったなどの詭弁で回答したことにも反対するものでございます。

先ほど執行部の課長から説明がありました。議会が要求した金額に対して、44億5,600万円の中に盛り込んだその視察研修費の中に、そういうことで明快なバックデータ、裏づけがないということがありましたので、根拠なしと判断します。先ほど申し上げたような観光旅行、これが多分に組み込まれているのです。過去の実績と、慣例に従いながら積算したというのであれば、その実績と悪い習慣に限りなく違法性という問題を感じ、千代田町議会には企業統治、要するにコーポレートガバナンス、このような自浄作用が希薄であると私自身感じております。

行政視察という出先の地方自治体へ訪問することが少なく、観光旅行が多分に時間的配分で計画されているのがよくない。私的判断ですけれども、千代田町議会の中で取り交わされている言葉で、行政視察と言った場合は各自自治体へ行って勉強させていただくこと、このときに行政視察という言葉を使っています。視察研修というと、大体が観光旅行、こんなふうに使っているように見えています。

議会広報編集委員会の旅行について、例として述べます。過去3年間、山形県、宮城県、東北のほうへ行きました。午後3時には、該当する行政での勉強会が終わります。行政視察が終わったのですから、帰る気があれば帰れるものを、3時に仕事終わりました、その日はそこへ泊まりますというのです。1泊しました。翌日は、そこから帰るのではなくて、わざわざ今度は太平洋側へバスを走らせまして松島見物、ああ松島や、松島やと言って松島へ行って松島見物をします。寺社仏閣も見ることもあったかと思えます。早く帰っては体裁が悪いからということで、常磐道、あるいは北関東道のサービスエリア、ここで時間調整をしながら帰ってくるありさまでございます。これを3年間継続しておりまして、不肖坂部敏夫もここに参加しております。大いなる反省をしておりますので、ここで披露申し上げるわけでございます。このままにしておきますと、去年と同じ、おとしも同じですから、また今年度もやるおそれがあるのです。そういう過去の実績、これをまた継承していく、こういうおそれがあるので、ここで反対討論するわけでございます。

昨年、沖縄へ旅行した事例がございまして。視察計画書は、次のような目的でした。議会改革、活性化への取り組みについて、住民票の広域化について、国からの一括交付金について、逆に下から推測すれば沖縄の返還問題、基地の移転問題、そういう交付金について聞こうということではないかなというふうに推測しています。住民票の広域化というのは、マイナンバー制のことだと思います。沖縄へ行く価値がここにありますか、あるいは住民票の広域化なんていうのは町の住民福祉課に聞けばいいし、県に聞いてもいいし、最悪でも永田町、もしくは霞ヶ関で調査をすれば問題ないと思います。議会改革、そういうことについては担当する議員が、これは議長ですが、自分の胸に手を当てれば改革できることだと思うのです。以上の理由で、沖縄へ行く必要があるだろうか、もう一回訴えるものでございます。

全て公金での観光旅行と判断してもおかしくないと思います。詳細は調査しておりませんが、夜の宴会、懇親会、ここでのアルコールは多分自費で摂取していると思います。食事代、交通費、宿泊費、これが全て血税、公金で賄われていると推測いたします。沖縄旅行2泊3日での行政視察、与那原町という役場で勉強したのは3日間で1.5時間だそうです。これは行程表からの判断です。たったの1時間半だけで、あとは景勝地などの観光めぐりでありました。旅行の行程表に堂々と書いてあります。景勝地万座毛、ひめゆり平和祈念資料館、対馬丸記念館、旧海軍司令部壕、海軍が使った防空壕を見学したのでしょうか、万国津梁館、道の駅かでな、学習展示館等々でございました。議会を統治する議長の行動としては、誠に遺憾な事実であります。

沖縄旅行に関する公文書の公開請求をしました。議事録ありますか、公費で勉強に行ったのですから行政視察レポート、これはありますか、千代田町へ利益があったことの考察書はありますか、公文書情報公開請求の書式に従って議会事務局を經由してお願いしました。一切提出がありません。去年のことです。政務調査費に対する領収書がいいかげんなことをやってあって、執行内容がおかしくて号泣した県会議員の話は、まだ耳に新しい話であります。政務調査費のかわりに我々は公費で勉強をさせていただく、それが視察研修ではなかろうかと思えます。

昨年、一部事務組合として設立してある厚生病院の関係です。とある副管理者が公平、平等な分担金を提唱して、予算案の議会在二転三転してやっと可決に至りました。この副管理者、言いかえてみれば町長です。その方は、自分の町の利益を守る、自分の町の町民に説明ができる政治姿勢を貫く、そういうことを徹底しました。これに深く評価をし、尊敬する次第であります。この正義と勇気を見本として、近隣議会とのおつき合い、これもときには断る、こういう勇気が必要だと考えるものであります。バブル景気以前にさかのぼって、高度成長期ならいざ知らず、国のプライマリーバランスの危機、すなわち財政破綻が懸念されている現在です。町民は、高い税金に苦しみ、収入は円安のせいでしょうか、物価高になっております。実質的な収入も目減り状態となっている、健康保険と介護保険の値上げも苦しい、今年の千代田町の予算の中では健康保険料8.6%のアップ、このような発表もありました。そういう中で、公費を使う視察研修がこういうふうに関光化している、これが慣例化している、常態化している、これに町民の方が大きな怒りを持っていらっしゃいます。

私は、昨年県の選挙管理委員会の確認を得て、全戸へ住民に対するアンケートを新聞折り込みしました。それを戸別訪問しながら、機会あるごとに回収をさせていただきました。これは、警察並びに選挙管理委員会に確認したところ、私のやった行為については公職選挙法違反にならない、このようなご指導をいただいてやったことですが、その中に私の設問にはなかったのですが、坂部、議会はしようがないよな、旅行にばかり行って、何とかこれをしなければしようがないだろう、一事が万事だと、こういうお声が非常にたくさんございました。

以上、反対をするものでございまして、反対するわけですから、当然反対するからには対論を述べるといのが議会人の姿勢であると思えます。視察研修は、費用を残目として、現在二百何十万積ん

であるものを1,000円としてよろしいのではないかと思います。項目だけは残す。中身のある計画と補正予算を組まねば視察研究、行政視察という、言うなれば旅行、これができないようにすることが大きな効果があると思います。そして、大きな改善ができると思います。

現在広報の編集委員会には、閉会中の継続調査の項目が定められていなくて、議会に付議されていなくて議決されていないのです。ということは、言いかえてみると行動が束縛されていないような誤解もとってしまうのです。広報委員会に付議されたそういうものもこれから見直しをして、これも制定する必要があるのではなかろうかと、このように思っています。効果として、行政視察を実行するためには、町民へ説明できるしっかりとした計画をつくること、それが生まれることを期待しています。新しい年度に入って問題の抽出がされて、議員間の十分な討論、これが行われた後、問題と課題整理、これを並べてそれを討議して共有化がなされた後、それをどこへ先進地として赴くか、どちらでご指導いただければ問題解決が図れるか議論した上で実施すればいいと思います。行政視察先は県内に見出す、それが難しければ1都6県、日帰りで可能なところへ行く、これでよろしいかと思うのです。それと、我々議員は任期が4年です。就任した1年目と3年目ぐらいが適切ではなかろうかと思えます。4年生になってから、卒業するときになって修学旅行は要らないと思えます。これから4年間活動するに当たって、1年目には新人のトレーニングという意味でやって、あわせて3年目はこれから総集編頑張れということで3年目にはお許しいただく、そのくらいのインターバル、タイミングがよろしいのではないかと、このように思います。

キーワードについては、県内、近隣、日帰り、宿泊しない、経済的、そして成果であります。あわせて大切な財源、血税を無駄にしないことでもあります。宿泊旅行の場合、区長会は1泊2日のときに3万円の自己負担をしています。議会議員も同じように、1泊2日で3万円程度の自己負担を提言します。もしこれが皆さんの勇気でもって、予算に反対ということになれば、もう一度この予算書を印刷して、もしくは切り張りをして仕事をしていただくわけなのですが、もう一回臨時議会を開くわけなのですが、開くことになったとしても、議員の給料が余計に支出するわけではないし、印刷代もそんなにかからない、25万か30万で終わるのではないかと思うのです。その費用対効果というのはもっと大きなものがあります。もちろん電気代は余計にかかりますけれども、そんなわけでございます。

主文。平成26年度の行政視察には違法性が疑われます。旅行実績が多々ありました。悪い実績です。そのまま引き継ぐと事件を再発する懸念があり、根拠の乏しい議会費、視察研修費を当初予算とすることに反対します。これを機械的インターロックといいます。注意します、反省しますで町民は納得してくださらない。地方再生である。国の考えどおり地方から改革を進める。千代田町議会が全国でブーイングが起きている問題に対して、全国に先駆けて改革の旗手、エースとなってこの千代田町から発信していくか。きょうは、ありがたいことにテレビ、NHKさん、あるいは新聞各社、たくさんの記者さんが見えになっています。こういう方にご覧をいただいて、過去を引きずるだけで改革にはほど遠い町となるか、もしくはどンドン改革をして悪いことは反省をして前向きに進んでいこう、

それこそ安倍晋三さんが、総理大臣が、あるいは石破茂大臣がおっしゃるように、地方から国を変えていくのだ、我が町のことは我々が考えていくのだと、その政府の考えに基づいて具体的に行動を起こすことだと思うのです。評論家は要りません。やっぱり実行しなければ町はよくなる、そういうことで議員諸君の判断に町の将来がかかっている、こういうことを認識していただきたいと思いません。

この結果によっては、新規工業団地への進出者、ある企業代表者が千代田町へ出てみようかなと考えていらっしゃる方がいらっしゃるかもしれない、すなわち企業誘致にも大きく影響、貢献してくるか、このように思っています。進出を考える企業経営者は、活力のあるまち、これを望んでいると思います。議会がしっかりしている町に関心をお寄せになると考えております。

以上、反対討論を終わります。

○議長（福田正司君） 次に、賛成討論はありますか。

4番、襟川議員。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 議案第26号、平成27年度一般会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

歳入歳出予算総額については、前年度比2億1,400万円減の44億5,600万円という緊縮予算でございます。景気回復の兆しが見えるものの、消費税増税後の回復が鈍いことから、大幅な税収の増加が見込めない中で、限られた財源を効果的に、効率的に予算配分されており、編成に当たっては大変ご苦労があったかというふうに思います。その中でも、東小トイレ改修工事や英語指導助手の増員などの教育環境の整備や新規に取り入れた事業もある中で、町民サービスの低下を招かないよう経常経費の削減等を行った上での予算配分になっているというふうに考えます。これからも、今まで以上に財源確保に努められるとともに、本会議や各常任委員会にて議員からの要望を真摯に受けとめていただき、適切な予算執行をお願いしたいというふうに思います。

さて、坂部議員の言われている議会費の研修視察事業費を当初予算に上げないで補正予算で対応すべきということですが、できない体制をとるというふうに発言されておりましたが、当初予算に上げないということは、研修は議員にとっては必要ないものというふうに考えるわけですが、平成26年4月から我々議員全員でつくり上げた千代田町議会基本条例というものが施行されております。議会の最高規範でありますこの条例の第13条に、議員研修の充実強化というものがあります。「議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員自らが自己研鑽に努めるとともに、専門知識の習得や先進事例の調査研究など幅広い研修機会を設けます」というふうにあります。町長提案の議案に対して、質問だけではなく対案を持って提言していくことが必要であり、そのためには積極的に研修をして勉強していくことが、我々に与えられた職責だというふうに考えます。

27年度は地方創生による長期ビジョン、総合戦略をつくり上げていく大事な1年でございます。先

進地において直接話を聞いて、現地を見て、時には本音も聞かせていただき、千代田町ではどういう取り組みができるかを協議し、町に提言していく。視察に行かなくても、インターネットで見ればわかるなどという発想は、机上の空論になるのではないかというふうに危惧をしております。当初予算の研修視察費は必要最低限の費用であり、適切であるというふうに考えます。研修視察をするたびに臨時議会を開いたり、次の定例会を待つことなく、すぐにでも研修視察に対応できる体制が必要です。議会費の削減で言えば、議会広報発行事業の印刷製本費において大幅な削減を行っております。今後も議会費を含め行財政改革に取り組んでいかなければならないと考えます。

坂部議員におかれましては、研修視察に積極的に参加をしていただき、前向きな政策議論をしてこれからの千代田町をどうよくしていくべきか、ともに考えていこうではありませんか。

最後に、議員皆さんの良識あるご判断をお願い申し上げ、討論といたします。

○議長（福田正司君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ないようですので、ほかに討論はございますか。

7番、柿沼議員。

〔7番（柿沼英己君）登壇〕

○7番（柿沼英己君） 一般会計の討論について、議会費に絞って討論したいと思います。

先ほども襟川議員のほうから話がありましたけれども、地方創生ということで政策立案をしていかななくてはなりません。その中で、コンサルタントに頼った形ということは国は認めないということでもあります。ということで、研修してプランニングをして総力を結集していかななくてはなりません。まちづくり、人づくり、仕事づくりということで、そういった前例のないことに取り組んで、知恵を結集していかななくてはならないということです。ですから、研修というのは投資であります。そのことによって実もなり、それらを還元していくということで、研修ということは地方議会においても、地方自治においても、この仕組みづくりというのは大変なことで、大切なことであります。こういったことは、よその自治体も一生懸命研修していることでありまして、そのこと自体を放棄するということは、地域間競争に敗れ、千代田町の発展はないというふうに思います。

また、千代田町の研修においては、政務調査費はもらっておりません。常任委員会全体研修においても議会事務局も同行して、チェックをいただきながら行動しているものであります。

先ほど議員の研修ということで、テーマということでお話がありましたが、千代田町の行政課題をテーマに常任委員会、あるいは全員協議会において議員の総意でテーマ選びをし、実際そういった形で先進地視察を行っております。ですから、そういった意味で正当性があると思います。また、行ってきた後レポートの提出や、また総務常任委員会では行ってきた後ディスカッションをして、事後の反省会という形で議論をしております。そういった形で、常任委員会においては所管の課長、あるいは係長も同行して研修しておりますので、車の両輪のようになってやっているということでもあります。

はっきり言って、これをやめたら地域づくりはできないのではないのでしょうか。

最後に、私が15年間議員やらせていただいた中で、雑駁ではありますが、議員の研修をしてこういったことが改善されたのではないかということ具体的に申し上げたいと思います。年度とかちょっと勘弁していただきたいのですけれども、下水道関係の視察ということで、今住宅団地内にあるコミュニティプラントですか、そういったことを造成に向けて視察を行ったことがあります。また、全体研修だと思えるのですけれども、千代田町ではやられていない下水道ですが、農業集落排水ですか、こういったことを研修して、非常に効率が悪いということ逆によく研修して、千代田町はやらないというような方向性になったというふうに思います。あるいは山梨ですか、学童保育の研修、非常に充実しているということで、その後千代田町もかなり充実してきたというような形になっていったというふうに思います。その時々行政課題ということで、例えば新築の保育園の研修ですとか、先ほどもお話ししましたが、高齢の健康ということで埼玉モデルということで小鹿野町ですか、それが取り入れられて元気アップ教室みたいな現在の形ができてきているのかなと思ひまして、そういったことで議会と行政が一体となって取り組んでいるという具体例を申し上げます。

改革委員長として基本条例を取り組ませていただきましたけれども、やはり議員の研修、これが大変大切だということであらわれておりますので、議員各位が再度認識していただきたいというふうに思います。

簡単ではありますが、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福田正司君） ほかに討論はありませんか。

5番、金子議員。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） 議案第26号 平成27年度千代田町一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

今千代田町は、日本の地方自治体で課題となっている少子高齢化や安心安全のまちづくりなど、この千代田町においても喫緊の課題となっております。その現状を踏まえ、本予算は在宅高齢者福祉推進事業を初め、さまざまな高齢者の福祉についての取り組みや、児童福祉についても一時預かり事業、そして西保育園の平成28年度の増築に向けて設計委託料の計上など、保育サービスの充実を図るための予算措置が講じられております。

また、安全安心への取り組みとして、災害の発生が予想される場合の的確な情報伝達のために防災行政無線のデジタル化や公共施設への防犯カメラの設置、更に安全安心保安員による防犯パトロールなど、細やかな配慮が見られます。その他教育、環境、保健衛生、都市基盤、産業振興への取り組みなど、バランスのとれた予算配分となっております。

本予算によりまして、町のさらなる発展と住民福祉の向上が図られることを期待して、賛成討論といたします。議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

○議長（福田正司君） ほかに討論はありますか。

9番、細田議員。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 議案第26号、平成27年度千代田町予算について賛成の立場から討論いたします。

賛成の方が、前任者が何人かいて、今年度の予算については適正であるということは細かく説明されましたけれども、私は賛成の立場ではありますけれども、坂部議員の能力、それから先ほど討論いたしました弁舌の爽やかさ、こういうところには非常に尊敬している、いつも。公私ともにいろいろアドバイスをいただきながら日ごろはやっておりますけれども、今回は意見が分かれて残念だなと感じております。

先ほど反対するのだから、代案といたしましてこういうふうにやりたいというようなことを申しておりましたけれども、せっかく出された代案ですからよく聞いておりましたらば、この代案というのが、とりあえず予算は残目にして1,000円とすべき、どうしても行くときは補正をやって行けばいいのではないかというような申し出がありましたけれども、これは非効率的で、これを視察を行うために議会を開いて、臨時議会だか普通の定例会かでの補正を出さなくてはならないわけですが、みんなの意見の一致で、次年度も視察研修は行うべきだとやっとながら残目の1,000円で、後でどうしても必要なら補正を組んで行ったほうがいいのかという意見では、私は代案は全然のめません。

それから、その予算を、これは補正でやって、どうしても行くのならそういう旅行へ行けばいいと、そういう旅行とほかの議員は言っておりません。あくまでもこれは、きっと坂部議員さんがやや3年前に議員として来た当初から旅行ではないか、旅行ではないかと言っていますけれども、みんなは何とかこの町をよくしよう、福祉の向上を図りたいということで、みんなの意見の一致を見て行っているわけですから、これ補正予算が通っても、ただの旅行は行きません。そういう考えでありまして、せっかく議員として議会に送り出してもらったわけですから、何とか千代田町をよくしよう、福祉の向上を図りたいというような意気込みでみんな議員生活をしていると思います。

そういったことを考えれば、新年度の予算に対しましては賛成でありますので、ほかの議員諸兄も賛成をいただくようお願いいたしまして、簡単ですけれども、討論にさせていただきます。

○議長（福田正司君） ほかに討論はありますか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 議席番号10番、黒澤兵司でございます。平成27年度千代田町予算書、今議論に入っているのが議会費の件でございます。私は、少数意見の留保というのが、これ可能なのかどうか分かりませんが、それでやりたいと思います。

26年度議会研修でございますが、私は一回も議員研修に行っておりません。これは、私の都合であ

りました。現在は、行政研修、議会の研修以外に県内でかなりの数の懇親会、研修会、これがございます。私が出ている範囲では、議員の中で半分ぐらいの議員が出ていて、あとは姿を見たことがない、これが現実でございます。

議員研修で何をやるのかと、見識を高めると、こういうことを言っています。見識を高めるというのはどういうことなのか、私にも余り理解できないのですが、考えてみますと見識を高めるといふことは、意見や質問をすると、こういうことが必要なのかな、こういうふうに思います。現在の議会での一般質問等を見ますと、非常にばらつきがございます。これは見識がある方だからしないのか、言っても内容がわからない、質問もできないのか、こんなふうにも思うわけでございます。

議員研修は必要かと思えますけれども、みんなでやれば怖くない、こういう研修では私は必要ないのではないかな、こんなふうに思います。皆さんがいろいろ勉強することには賛成でございます。議会のことで私見的な意見になりますけれども、私としては留保して、少数意見の留保ということでやりたいと思うのですけれども、以上です。

○議長（福田正司君） ただいま少数意見の留保がありましたが、これは定例会本会議でありますので、少数意見の留保はございません。

そのほか討論ございますか。

8番、富岡議員。

[8番（富岡芳男君）登壇]

○8番（富岡芳男君） 討論します。皆さん、議員さんが賛成、反対いろいろ討論しまして、大体議論は出尽くしたと思うのですけれども、誤解のないようにもう一度言いますけれども、今まで研修をやったことは決して旅行ではありません、視察であります。いかにも景勝地に寄ってきたのと言いますけれども、見てもらえばわかりますけれども、我々の千代田町議会は景勝地寄ったり、それから前はありました、温泉地に泊まったりというのはありましたけれども、ここ当分の間はもうビジネスホテルでやっております。そういう誤解のないようにしていただきたいと思えます。

研修した結果、大変具体的に柿沼議員のほうから言いましたけれども、本当に研修をして、その課題に取り組んでいろいろやっております。決して旅行ということでございませぬので、これは誤解のないようにしていただきたいと思えますので、あえて申し上げます。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（福田正司君） ほかに討論ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 平成27年度千代田町一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（福田正司君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、議案第27号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 議席番号10番、黒澤兵司であります。議案第27号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計予算について質問いたします。

歳入歳出合計16億1,000万強、歳出の保険給付費9億7,000万の提案となっております。被保険者の推移を見ますと、平成22年度には3,632人でありました。平成25年度では3,532人で、100人の減でありました。これが、毎年度減少傾向に決算ではなっているところでもあります。そこで、国民健康保険収入が懸念されているわけでもあります。予算計上の被保険者数を伺いたいと、こういうふうに思います。

また、療養諸費、一般被保険者分、平均保険者数が平成22年度では3,243人、25年度では3,565人、322人の、これは逆に増えております。そこで、27年度療養諸費の予算計上、被保険者数は何人を想定しているのか、今後の傾向はどのようなお考えでおられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから3つ目、歳出の保険給付費、これがランダムになるかと思えますけれども、増えるのか減るのか、どういうふうに予想されているのか、以上3点について伺いたいと思います。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） では、質問にお答えさせていただきます。

一般被保険者数ですけれども、先ほど減っているということでございますが、今回被保険者数につきましては3,500人で見てございます。一般被保険者3,500です。退職被保険者につきましては300人ということで計算をしてございます。

また、療養費につきましては歳出が増えているということでございますが、高度な医療が進んできております。早期発見ができる分ひどい状態にならなくて済むという意味では、今後健康寿命が延びてくれば療養費が減ってくるのかなと思えますが、現在のところ増えているという状態は、早期に医者にかかる、あるいは高度な医療を受ける、そういう部分におきまして療養費が増えているということになるかと考えております。

今後療養費が増えるかということですが、当面の間は各厚生病院にしましても、太田総合病

院にしましても新しくできましたし、日赤病院につきましても非常に高度な技術力を持った設備となっております。そういう面では、当面医療費がかかってくるものとは思いますが、それとあわせて早期発見という事業を進めておりますので、それを推し進めていく中で、少しでも療養費が減っていくように今後努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 私たちが生活していくために、健康でいられるのが最も幸せではないのだろうか、こういうふうに思います。

高齢化社会となり、医者に頼る方々が非常に増えつつある現状でございます。私たち安全安心で、将来に向けた生活設計ができることを今は望んでいるわけです。国民健康保険、介護保険、いろいろな保険料、それから年金問題、私なんかも年金いただいているのですが、年金の中からやっぱりそれを差し引かれていくという現状が現代ではないかな、こんなふうに思っているところでございます。将来に向けて国民健康保険、これが安定して過ごせるよう、そんな計画を私たちは期待しているところでございます。町として長期的なお考えを伺えればと思いますが、お願いいたします。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 国民健康保険につきましても値上げをさせていただきまして、町民の皆様大変ご協力をいただいているところでございます。町としましても、早期発見を目指しまして特定健診、または特定健診を受けられない方につきましては、別途直接ダイレクトメールを送ったり電話をしたり、あるいは日々健康でいられるような事業、そういうものにつきまして、年齢は特定健診に該当するような、成人病に該当するような方の予防ということに今力を入れて、少しでも年齢による、あるいは今の現代病によるそういう重度な病気にならないように努めているところでございます。

以前からお話が出ていますが、県が今度は保険者となってということで、平成29年を目指しておりましたが、現在お話によりますと平成30年ぐらいまでという形で延びてございますので、ここ数年の間は町の保険者として、今申しましたとおり少しでも早く病気を見つけていただく、あるいは病気にならないような体になっていただくために、さまざまな事業、また環境保健課でもやっておりますので、町全体で取り組んでいきたい所存でございますので、よろしくご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 国民健康保険特別会計予算について1点だけ質問いたしたいと思っております。

医療費が年々伸び続けている中で、ジェネリック医薬品の利活用ということで行政のほうも啓蒙していると思うのですが、やっぱり医療機関の協力がないとだめだと思うのですが、その辺の連携についてお聞きしたいと思います。

それから、どれぐらい利用されているのか、千代田町のジェネリック医薬品の使用率ですか、そういうのがもしわかればお願いいたします。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） ご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおりジェネリック医薬品を使った場合に、大変効果は同じでもって経費が安く済むということで、町もぜひお願いをしているところでございます。本年度におきましても、医療費適正化対策事業としましてジェネリック利用の促進パンフレットを3,600部つくる予定でございます。そのような中を通しまして、医療機関にも置かせていただいております。そういう中で推進をしていって、決して効果は変わりませんので、少しでもそういうものを町民の方々に使っていただいて、経費を削減していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

利用率自体は、数字的にはちょっと推測ができませんので、ご容赦を願えればと思います。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 国のほうではある程度つかんでいると思うので、ぜひわかるようであれば調べていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（福田正司君） ほかに質疑ございますか。

3番、坂部議員。

〔「所管です」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 所管になりますので、控えていただきたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、議案第28号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、議案第29号 平成27年度千代田町介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、襟川議員。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 千代田町介護保険特別会計の予算について質問させていただきます。

基本的な考えだけお答えください。2日目に、介護保険料の改定が可決で決まりました。これから精査して、補正予算で組んでいくと思うのですけれども、多分収入が上がってくるわけですよね、その中で支出のほうで一般会計を少なくするのか、それとこれからの介護保険の運営のために基金を積み立てていくのか、その辺のお考えをお答えください。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 質問にお答えさせていただきます。

介護保険特別会計につきましては、公費が50%と保険者が50%、町のほうで徴収しております第1

号被保険者、65歳以上の方でございますが、今回の法制改正で、もともと21%あったのですが、1%増えて22%、40歳から64歳までの方が支払う保険料が28%というふうになっております。したがって、非常に国民健康保険同様に一般会計からお金を繰り入れするということができない会計となっております。したがって、残りの町で徴収しています1号被保険者の方々22%につきましては、保険料で賄うこととなっております。

襟川議員のご指摘のとおり、これから補正予算で、まず予算的には推計の中でこのくらい歳出がかかるという中の1号被保険者の22%という算定でございますので、今回ご協力いただきまして、標準から見ますと月額5,925円という改定で、525円のご協力を願うという形になりましたが、この算定につきましても、まず3年間の推計、それと今までの歳入の状況、そういうものを日本全国で厚生労働省から来るワークシートというソフトによって計算をしていくのですけれども、その中でもぎりぎりの数字を算定していきまして行っておりますので、歳入歳出におきましては3年間これでぎりぎりやっていると形でございます。ですから、これをもう少し金額を上げていくということになると基金が積み立てられていき、そしてその後の状況が変わってもできると、あるいは下げた場合と今度は借入金借りて、それが今度は残りの3年間の保険料に響いてきてしまうというような厳しい会計状況でございます。今回両方のバランスをとった形ということで、月額では円単位が出る算定とさせていただきますので、これが今でき得る一番いい形と考えてございますので、ご理解いただければと思います。

それと、今後の運営でございますけれども、国民健康保険にもつながることですが、やはり健康で介護になってしまわないような、なるべく人生の最後、短い期間で寝たきりが終わるよとということをお考えして、町の介護保険としましては介護予防事業を行ってございます。それを今後力を更に入れて、それで町民の皆様になるべく介護保険のほうに入らないような形をとっていただけるように努力をしたいと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 平成27年度千代田町介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、議案第30号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 次に、議案第31号 平成27年度千代田町水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 平成27年度千代田町水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（福田正司君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で今定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（福田正司君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成27年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月4日の開会以来、本日まで9日間にわたり、平成27年度当初予算を初め地方創生関連を含めた補正予算など、各議案につきまして熱心かつ慎重なご審議により、全ての議案にご決定賜り、誠にありがとうございました。特に新年度予算につきましては、本会議や各常任委員会において幅広い観点からさまざまなご意見、ご提言を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

ここに成立を見ました新年度予算は、私にとりまして町長任期2期目の最終年度の予算となります。予算の執行に当たりましては、審議を通して賜りましたご意見やご提言をしっかりと受けとめ、職員と一丸となって施策の推進に取り組んでまいります。特に健全財政の堅持に努めながら、少子高齢化や公共施設の老朽化対策など、懸案となっております行政課題の解決に向け、努力を重ねる決意であります。

これまでも、まちづくりの基本方針である千代田町第五次総合計画に基づきまして、さまざまな施策を着実に実施してまいりましたが、戦後70年を迎え人口減少や超高齢化社会への対応が全国的に問題となっている今、教育委員会、あるいは子ども・子育てに関するこれまでの制度も大きな変革の時

期を迎えております。

本町におきましては、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、新年度に地方版総合戦略を策定することになっております。いかに自分たちの地域を魅力的な町にしていくなか、4月以降1年をかけて独自の計画を策定してまいりたいと思っております。その際には、より実効性の高い計画とするために、議員の皆様方のご意見を拝聴させていただきたいと存じますので、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ今年度も残りわずかとなり、季節もようやく春めいてまいりました。議員の皆様には、以前にも増して多忙を極めると存じますが、町政発展のため、ますますご活躍されますことをお祈り申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（福田正司君） 平成27年第1回千代田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日から本日までの9日間にわたり、平成27年第1回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間議員各位には終始熱心にご審議賜り、平成27年度の各会計予算等上程された諸議案も無事議了いたしましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、新年度予算はもとより地方創生関連予算が盛り込まれた補正予算も審議され、人口減少、超高齢化社会に向けた取り組みが本格化してまいります。国と地方が総力を挙げて地方創生を推進しなければ、日本の根本的な構造改革は実現しないというものです。

本町におきましても、町当局と議会が力を合わせて地方創生を進め、結果を出していくことが求められております。そのためにも、今後も町民の声に耳を傾けながら議論を重ねていくことが必要不可欠であります。

間もなく新年度がスタートいたしますが、執行部におかれましては、会期中、各議員から寄せられた意見や提案など、十分検討していただき、行政運営に反映させていただきますようお願いいたします。

結びに、今定例会の運営に当たり、種々ご協力いただきました町当局に対し、心から感謝申し上げますとともに、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げます、平成27年第1回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 零時03分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成27年 月 日

千代田町議会議長 福 田 正 司

①署名議員 襟 川 仁 志

②署名議員 金 子 孝 之